

令和 7 年度
サステナブル建築物等先導事業
(省 CO₂ 先導型)

募 集 要 領

令和 7 年 4 月

提案応募及び補助金を受給される皆様へ

本補助金は、国庫補助金である公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、補助金に係る虚偽や不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本事業において補助金を提案応募、交付申請及び受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）」と併せて、以下の点についても十分にご理解された上で、提案応募及び補助金の申請・受給に関する手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

本事業の募集要領や補助金交付に関するマニュアル等で定められる義務が果たされないときは、改善のための指導を行うとともに、重大な事態に至れば補助金の交付の決定を取り消す場合があります。

- 1 申請者が提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述、事実と異なる内容の記載を行わないでください。
- 2 国土交通省及び補助金交付の事務事業者から資料の提出や修正を指示された際は、速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、補助金の交付の決定を取り消すことがあります。
- 3 補助事業等の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 補助事業等に係る不正行為、重大な誤り等が認められた場合、当該補助事業等に係る補助金の交付の決定を取り消すとともに、すでに補助金が交付されている場合は、その全部又は一部を返還していただきます。
- 5 補助金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）」の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 6 原則、採択又は交付決定した事業内容からの変更は認めません。
- 7 補助事業等にかかわる資料（提案応募及び交付申請に関する書類、並びにその他経理に関わる帳簿、全ての証拠書類）等は、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保存していただく必要があります。
- 8 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊しすることをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について、大臣の承認を受けなければなりません。
- 9 事業完了後も、本事業の募集要領に規定するエネルギー使用量等の報告や適正な財産管理、補助事業の表示などが必要です。

目 次

令和7年度募集における主な変更点	1
1 事業の概要	2
1. 1 事業の趣旨	2
1. 2 公募する事業の種類	2
1. 3 公募の期間	5
1. 4 資料の配付、問い合わせ先	5
2 事業の要件	6
2. 1 事業の要件	6
2. 2 評価にあたっての考え方	9
2. 2. 1 一般部門（非住宅、共同住宅、戸建住宅）	9
2. 2. 2 中小規模建築物部門（非住宅）	12
3 部門別の事業内容	13
3. 1 建築物（非住宅）・一般部門の事業内容	13
3. 1. 1 対象事業（非住宅・一般）	13
3. 1. 2 対象事業者（非住宅・一般）	13
3. 1. 3 補助額（非住宅・一般）	13
3. 1. 4 審査に必要な書類（非住宅・一般）	16
3. 2 建築物（非住宅）・中小規模建築物部門の事業内容	19
3. 2. 1 対象事業（非住宅・中小規模）	19
3. 2. 2 対象事業者（非住宅・中小規模）	19
3. 2. 3 補助額（非住宅・中小規模）	19
3. 2. 4 審査に必要な書類（非住宅・中小規模）	21
3. 3 共同住宅／戸建住宅・一般部門の事業内容	23
3. 3. 1 対象事業（住宅・一般）	23
3. 3. 2 対象事業者（住宅・一般）	23
3. 3. 3 補助額（住宅・一般）	24
3. 3. 4 審査に必要な書類（住宅・一般）	26
3. 4 留意事項	28
3. 5 複数年度にまたがる事業に対する補助	28
4 事業の実施方法	30
4. 1 手続き	30
4. 2 審査	30
4. 2. 1 審査手順	30
4. 2. 2 審査結果	31
4. 3 補助金交付	31
4. 3. 1 交付申請	31
4. 3. 2 申請の制限	32
4. 3. 3 交付決定	32
4. 3. 4 補助事業の計画変更について	32

4. 3. 5	補助事業実績報告及び額の確定について	33
4. 3. 6	複数年度にまたがる事業の場合	33
4. 4	事業中及び事業完了後の留意点	34
4. 4. 1	取得財産の管理等について	34
4. 4. 2	建築物の解体撤去または建て替えについて	34
4. 4. 3	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について	34
4. 4. 4	エネルギー使用実績等の報告	34
4. 4. 5	普及・啓発、アンケート・ヒアリングへの協力	35
4. 4. 6	情報提供	35
4. 4. 7	その他	35
5	情報の取り扱い等について	36
5. 1	情報の公開・活用について	36
5. 2	個人情報の利用目的	36
6	応募方法、提出書類	37
6. 1	提出先	37
6. 2	提出方法	37
6. 3	提出書類	37
6. 3. 1	建築物（非住宅）・一般部門	38
6. 3. 2	建築物（非住宅）・中小規模建築物部門	42
6. 3. 3	共同住宅・一般部門	45
6. 3. 4	戸建住宅・一般部門	49

別 添 様 式

＜非住宅 A	建築物（非住宅）・一般部門＞	-----	56
＜非住宅 B	建築物（非住宅）・中小規模建築物部門＞	-----	81
＜住宅 A	共同住宅・一般部門＞	-----	95
＜住宅 B	戸建住宅・一般部門＞	-----	119

「提案応募に関する Q & A」を、1. 4 に示すホームページに掲載します。
本募集要領とあわせて、ご確認のうえ応募ください。

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型） 令和7年度募集における主な変更点

令和7年度募集における過年度事業からの主な変更点を以下に記載します。応募にあたって留意してください。

【令和7年度募集における主な変更点】

<全部門共通>

①事業の要件の一部を変更.....p.6等

事業の要件のイ) について、省エネルギー性能の表示を行うものから建築主に省エネ性能ラベルで説明することに変更しました。

②採択年度に事業着手の一部を変更.....p.8等

事業の要件のハ) について、採択年度に事業着手するものの定義を一部変更しました。

③新築する住宅のプロジェクトの立地条件を追加.....p.9等

事業の要件のチ) について、新築する住宅のプロジェクトの立地条件を追加しました。

④住宅・建築物の構造安全性の一部を変更.....p.9等

事業の要件のリ) について、建築基準法の施行（令和7年4月1日）により、構造安全性の確認方法を一部変更しました。

⑤補助事業実績及び額の確定に必要な書類の一部を変更.....p.38等

当該年度の補助対象部分の支払いを証明する書類の内容について、一部変更しました。

<住宅（LCCM低層共同住宅）>

①共同住宅・LCCM低層共同住宅の募集について

令和7年度の募集はありません。

1. 事業の概要

1. 1 事業の趣旨

2050年カーボンニュートラルの実現やSDGsの達成が求められている中で、日本全体のCO₂排出量の約3分の1を家庭・業務部門が占めており、住宅・建築物において、より効果の高い省CO₂技術の採用、複数技術の最適効率化による組み合わせ、複数建物によるエネルギー融通、健康・介護、災害時の継続性などを含め先導性の高い省CO₂対策を強力に推進することが期待されています。

「サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）」（以下、本事業という）では、省CO₂に係る先導的な技術の普及啓発に寄与する住宅・建築物のリーディングプロジェクトに対して、国が予算の範囲内で支援します。これにより、関係主体が事業の成果等を広く公表し、取り組みの広がりや意識啓発に寄与することを目的とします。また、併せて住宅・建築物の市場価値を高めるとともに、居住・執務環境の向上を図ります。

地球温暖化対策を後退することなく進めていくためには、住宅・建築物における省CO₂対策をさらに徹底して追求することが必要不可欠です。このため、こうした問題意識にたった実効性の高い提案の応募を期待します。

1. 2 公募する事業の種類

住宅や住宅以外のオフィスビル等の非住宅建築物（以下「非住宅」という）に関する次の①～④のいずれか、またはそれらの組み合わせによるプロジェクトであって、省CO₂の推進に向けたモデル性、先導性が高いものとして選定されたものを補助の対象とします。

- ①住宅・建築物の新築
- ②既存の住宅・建築物の改修
- ③省CO₂のマネジメントシステムの整備
- ④省CO₂に関する技術の検証（社会実験・展示等）

また、プロジェクトの規模に応じた取り組みや特定分野の取り組みを支援するため、住宅、非住宅のそれぞれについて、次の2つの部門に分けて提案を募集します。なお、各部門に応募可能な事業の種類は下表のとおりです。

- A. 一般部門（非住宅、共同住宅、戸建住宅）
- B. 中小規模建築物部門（非住宅）

<事業の種類>

用途・部門 事業の種類	非住宅		住宅
	一般部門	中小規模 建築物部門	一般部門 (共同・戸建)
①新築	○	○	○
②既存の改修	○	—	○
③省CO ₂ のマネジメント システムの整備	○	—	○
④省CO ₂ に関する技術の 検証	○	—	○

・各部門において、「○」は当該部門で応募する際に選択できる事業の種類を示しています。

(1) 部門の概要

A. 一般部門【非住宅、共同住宅、戸建住宅】

住宅・建築物プロジェクト総体として、省CO₂の実現性に優れたリーディングプロジェクトを支援するものです。後述の「評価にあたっての考え方(2.2.1参照)」に記載するとおり、提案するプロジェクトで実施する様々な取り組みについて、総合的な観点で先導性を評価します。

一般部門の「非住宅」「共同住宅」については、採択された年度を含めて原則4年以内に完了する事業を対象とします。4年を超える事業として提案する場合は、提案書類に全体工程に関する説明を記載してください。「戸建住宅」については、採択された年度を含めて原則3年以内に完了する事業を対象とします。

※他部門に該当する用途、事業規模であっても、省CO₂の推進に向けたモデル性、先導性が高いものとして一般部門として提案することは可能です。

※単体の住宅・建築物だけではなく、複数の住宅・建築物(複数敷地、街区単位のもの等を含む)によるプロジェクトも対象とします。

※「4.2.1 審査手順」に記載のとおり、審査にあたっては必要に応じてヒアリング審査を行い、評価します。このヒアリング審査に応じられない場合には審査の対象外となる場合があります。

B. 中小規模建築物部門【非住宅】

新築・既存建物において相当程度の割合を占め、今後の省CO₂対策の波及・普及が期待され、地方都市でも多く建築される中小規模建築物の取り組みを支援するため、延べ面積が概ね5,000㎡以下(最大で10,000㎡未満)の非住宅を新築する事業を対象とした「中小規模建築物部門」を設け、大規模プロジェクトや複数棟のプロジェクト等とは区分して評価します。

中小規模建築物部門では、後述の「評価にあたっての考え方(2.2.2参照)」に記載するとおり、一定の環境性能、省エネルギー性能等を満足するものを先導性のあるプロジェクトと

して評価し、積極的に支援します。

中小規模建築物部門では、採択された年度を含めて原則4年以内に完了する事業を対象とします。4年を超える事業として提案する場合は、提案書類に全体工程に関する説明を記載してください。

※ 中小規模建築物部門は、単一建物における新築プロジェクトを対象とします。

※ 複数の建物をまとめて省CO₂対策を実施するプロジェクト、改修及びマネジメント、技術の検証を提案する事業は、「一般部門」として応募ください。

※ 中小規模建築物部門の提案については、原則としてヒアリング審査は実施せず、書面審査によって評価します。

※ 非住宅の新築プロジェクトにおいて、延べ面積が2,000 m²未満の小規模建築物に限り、建築物の省エネルギー性能に応じて設定した標準単価によって簡易に補助金の額を算定する方法（標準単価方式）での応募も可とします。

（2）事業全般に関する留意事項

- ・ 原則として実用化段階の技術を住宅・建築物に組み入れているプロジェクトを対象としており、この本事業により基礎的な技術開発を行うことを目的とするものではありません。
- ・ 本事業は、子育てグリーン住宅支援事業、既存建築物省エネ化推進事業の対象となる事業と比べ、総合性が高い取り組みや波及・普及につながる取り組みなど、より先導性に優れた提案を評価し、採択します。
- ・ 採択プロジェクトには、早期の実効性が求められる観点から、採択年度に工事が多く実施される等、より早く省CO₂効果の発現が見込まれる提案を優先的に採択し、採択の額についても考慮します。また、次年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助金の額が交付できない場合がありますので留意してください。
- ・ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（「風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条に規定する風俗営業等）を目的とした施設・設備は原則として対象外とします。
- ・ 複数の建物をまとめて省CO₂対策を実施するプロジェクト、改修及びマネジメント、技術の検証を提案する事業は「一般部門」として応募ください。
- ・ 応募にあたって、事業の種類、部門を選択していただきますが、提案内容により、他の事業の種類、部門で採択することがあります。
- ・ 過年度までの採択事例について、1. 4に示す本事業のホームページに、シンポジウム等における発表資料を掲載しております。採択事例の提案内容、採用技術などを参考として、応募ください。

1. 3 公募の期間

令和7年4月18日（金）～令和7年5月30日（金） 消印有効

1. 4 資料の配付、問い合わせ先

応募様式は、本資料からコピーするか、別途作成してください。募集要領、応募に必要な提案申請書等の様式は、以下に示すホームページからダウンロードすることが可能です。また、以下に示す問い合わせ先でも配付します（郵送依頼は不可）。

質問・相談については、原則として、電子メール（またはファックス）でお願いします。形式的な質問を除き、応募検討者全員に対し回答が必要な事項については、Q&Aとしてホームページに回答を掲載するとともに、その旨を質問者に回答させていただきます。

なお、提案する事業の種類・事業区分によって、事業の要件や補助内容が異なりますので、質問・相談の際は、応募予定の事業の種類・事業区分を明記してください。

<本事業のホームページ>

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）

<https://www.kenken.go.jp/shouco2/>

※募集要領・提案募集に関するQ&A、応募様式のダウンロード可能

<問い合わせ先>

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）評価事務局

メールアドレス：shoco2@hyoka-jimu.jp

FAX：03-3222-7722

※お問い合わせの際は、「電子メール（またはファックス）」に、部門（一般部門、中小規模建築物部門）と用途（非住宅、共同住宅、戸建住宅）の別を明記してください。

2. 事業の要件

2. 1 事業の要件【全部門共通】

提案する内容に応じて、次のイ)～リ)の全ての要件に該当するものであることが必要です。

イ) 新築、既存改修する住宅・建築物を提案するプロジェクトについては、以下の省エネルギー性能を満たし、建築主に省エネ性能ラベルで説明すること。

- ・新築される住宅・建築物については、Z E H・Z E B水準の省エネルギー性能^{※1※2}を満たすものであること
- ・既存改修される住宅・建築物については、改修後に建築物省エネ法^{※3}に基づく「建築物のエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する基準（以下「平成28年省エネ基準」という。）に適合するものであること^{※4}
- ・住宅・建築物の省エネルギー性能について、建築主に省エネ性能ラベルで説明すること^{※5 ※6}

※1 住宅部分においては、強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減とします。

※2 非住宅部分においては、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から建築物省エネ法^{※3}上の用途に応じて30%削減又は40%削減（小規模（300㎡未満）は20%削減）とします。

※ 事務所等、学校等、工場等は40%以上の一次エネルギー消費量削減

※ ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等は30%以上の一次エネルギー消費量削減

※3 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）」

※4 建築物省エネ法第2条第3号の規定に基づく「建築物エネルギー性能基準等を定める省令（経済産業省令・国土交通省令第1号、平成28年1月29日）」において、既存建築物の一次エネルギー消費量基準を満たすことをいいます。（平成28年4月1日において現に存する建築物については基準エネルギー消費量の1.1倍）

※5 「BELS」「住宅性能表示」などの第三者認証と同等以上の性能表示により説明すること（自己評価は除く）をいいます。

「BELS」（建築物省エネルギー性能表示制度）は、国土交通省が公表した建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガイドライン令和5年国土交通省告示第970号）に基づくものです^{※6}。

※6 建築物省エネ法及び建築物の省エネルギー性能表示等に関する資料は、下記のホームページに掲載しておりますので参照ください。

「国土交通省 建築物省エネ法のページ」

(<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/shoenehou.html>)

「一般社団法人 住宅性能・表示協会 建築物省エネルギー性能表示制度について」

(<https://www.hyokakyoukai.or.jp/bels/bels.html>)

ロ) 運用後のエネルギー使用量の計測、CO₂削減効果実証に関する計画書を提出するもの。

建物全体や提案技術についての省CO₂効果を明記し、提案内容に基づいて、運用後のエネルギー使用量の計測、CO₂削減効果実証に関する計画書を提出していただきます。この計画書に基づき、「4. 4. 4 エネルギー使用実績等の報告」に記すとおり、プロジェクト完成後、原則3年間（特別な事情のある場合は、3年以下で個別に定める期間）、全体及び補助を受けた技術提案部分（評価委員会の指定するもの）についてのエネルギー使

用量と省CO₂技術導入の成果についての報告を求めます。

ハ) 採択年度に事業着手するもの。

原則として、採択後から採択を受けた年度の年度末までの間に実施設計の契約の締結、補助対象費用を含む契約の締結、建築工事の着手のいずれかを行うものを対象とします。

なお、次のプロジェクト等は募集の対象になりません（採択後にこれらに該当することが判明した場合は採択が取り消されます。）。

- ① 設計のみでその後の整備を伴わないもの
- ② 具体の実施体制が確保されていないアイデアのみの提案や事業を実施する予定のない評価のみを目的としたもの

二) 住宅・建築物プロジェクト総体として省CO₂を実現し、先導性に優れているプロジェクトであること。

応募のあった提案について、後述の「評価にあたっての考え方（2. 2 参照）」に基づいて先導性を評価します。また、全国各地への先導的な省CO₂技術の普及を支援する観点から、これまでに採択事例が少ない地域におけるリーディングプロジェクトとなる提案、普及途上にある省CO₂技術を活用することで波及・普及に資する提案など、幅広い内容の積極的な応募を期待します（※）。なお、これまでの採択事例で提案された各種の省CO₂技術や類似の省CO₂技術を活用する提案についても、波及・普及の観点から評価します。

また、本補助事業は先導的な技術の波及・普及を目的として、モデル的なプロジェクトを支援するものであることから、応募に当たって、提案事業の実施によって期待される省CO₂技術の波及効果・普及効果も提案していただきます。なお、波及効果・普及効果が認められないと評価されるものについては、技術の先導性等の評価が優れていても採択されません。

〔波及効果・普及効果が認められないもの〕

以下に該当するものは評価されません。

- ・当該建築物の用途や立地から利用者が限定されると見込まれるなど他の建築物への波及効果が低いと見込まれるもの。
- ・補助事業者による事業成果の情報提供の取組が具体的でない、効果的でないなど、普及効果が低いと見込まれるもの。

※省CO₂の実現とともに、建物用途等に応じた良質な居住・執務環境の提供を目指すもの、「ESG不動産投資のあり方検討会 中間とりまとめ^{※1}」を踏まえた健康性・快適性等の向上に関する取り組みとして提案されたもの、子育て支援や介護の取り組みとして提案されたもの、平常時の省CO₂と災害時の機能維持の両立^{※2※3}などの取り組みを評価します。

※1 「ESG不動産投資のあり方検討会（国土交通省）」においてとりまとめられた、健康性、快適性等に関する不動産に係るあり方。ESG投資とは、資産運用に組み込むよう推奨された環境（Environment）・社会（Society）・ガバナンス（Governance）に配慮すること。
(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk5_000198.html)

※2 「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」において、大地震時に防災拠点等となる建築物に

ついて、機能継続を図るにあたり参考となる事項を記載しております。

(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000088.html)

※3 「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」において、大雨に伴う内水氾濫による建築物の浸水被害の発生を受け、浸水対策の具体的取組みを記載しております。

(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000132.html)

※「環境モデル都市、環境未来都市、SDG s 未来都市」及び「脱炭素先行地域」の対象地域に立地するプロジェクトや、「スマートシティモデル事業」及び「エコスクール・プラス」で採択されたプロジェクトの提案については、評価において考慮しますので、当該提案の計画書に示された方針等との関連性を本事業の申請書において説明してください。

「環境モデル都市、環境未来都市、SDG s 未来都市」 (<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/index.html>)

「脱炭素先行地域」 (<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/>)

「スマートシティモデル事業」 (https://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi_tosiko_tk_000040.html)

「エコスクール・プラス」 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/1289498.htm)

ホ) 新築する住宅を提案するプロジェクトの立地は、「土砂災害特別警戒区域」に該当しないこと。

災害リスクの高い区域(※)における立地抑制を図る観点から、災害リスクの高い区域における住宅の新築を原則補助対象外とします。

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域をいう。

ヘ) 新築する住宅を提案するプロジェクトの立地が、「災害危険区域」に該当しないこと。

「建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）」における住宅の新築を原則補助対象外とします。

ト) 新築する住宅を提案するプロジェクトの立地は、都市再生特別措置法第 88 条第 5 項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第 3 項の規定による勧告に従わなかった旨の公表がされていないこと。

「都市再生特別措置法第 88 条第 5 項の規定」とは、「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、一定の規模以上(3 戸以上又は 1 戸もしくは 2 戸で規模が 1,000 m²以上)の開発によるもので、都市再生特別措置法第 88 条第 3 項に基づき適正なものとするために行われる市町村長の勧告に従わなかった場合、その旨が市町村長により公表できるとされている規定。

チ) 新築する住宅を提案するプロジェクトの立地は、市街化調整区域であって土砂災害警戒区域又は浸水想定区域に該当する区域に該当しないこと。

「市街化調整区域」とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域のことをいう。

「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく土砂災害警戒区域のことをいう。

「浸水想定区域」とは、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第 14 条の 3 第 1 項の規定に基づく高潮浸水想定区域であって浸水想定高さ 3m 以上の区域に限る。

リ) 建築基準法の施行（令和 7 年 4 月 1 日）により、次のいずれかによる構造安全性の確認が必要となるため留意すること。（建築基準法施行令第 4 3 条第 1 項及び第 4 6 条第 4 項等の経過措置は適用外。）

＜床面積 300 m²超の場合＞

- ・ 構造計算

＜床面積 300 m²以下の場合＞

- ・ 構造計算

- ・ 新壁量等の基準

2. 2 評価にあたっての考え方

応募のあった提案について、各部門の「評価にあたっての考え方」に基づいて先導性を評価します。過年度までの採択事例について、1. 4 に示す本事業のホームページに、シンポジウム等における発表資料を掲載しておりますので、採択事例の提案内容や採用技術などを参考として、応募してください。

2. 2. 1 一般部門（非住宅、共同住宅、戸建住宅）

○省 CO₂を実現する住宅・建築物のプロジェクトとして、先導性があるリーディングプロジェクトを評価します。

- ・ 先端性・先進性のある技術の導入や既往技術の新たな組合せによって省 CO₂効果を生み出すなど、省 CO₂技術の住宅・建築物への適用、応用に工夫が認められ、他のプロジェクトへの波及効果・普及効果が期待されるものを評価します。

（例）・先進的で CO₂削減効果が高い技術

- ・ 複合化による革新的技術

- ・ 波及・普及効果が期待できる技術（住宅やオフィスなど重点的な取り組みが求められる分野で、省 CO₂について費用対効果が高いもの） 等

○住宅・建築物プロジェクト総体として省 CO₂実現に向けた取り組みを評価します。

- ・ 個別技術だけではなく、住宅・建築物のプロジェクトとして総合化されたものとして評価します。このため、新築・改修については、原則として建築物の環境効率の評価結果に関する図書の提出を求めます。具体的には、総合的な建築物の環境効率について、CASBEE 評価結果（※）又はこれと同等以上のものの提出を求めるとします。

※CASBEE の場合、新築については、評価結果がA以上のものを対象とし、評価結果がSのものを積極的に評価します。既存の住宅・建築物の改修については、このような評価結果の制限は設けず、改修による改善効果を評価します。（詳細は、3. 1. 4の③、3. 3. 4の③を参照ください。）

- ・ 既に普及段階にある個別技術の単なる羅列にとどまることなく、個別技術の複合化、建築デザインと設備の組み合わせ、地域の気候・風土等の特性の活用など、住宅・建築物プロジェクト全体としての省CO₂実現の取り組みを評価します。
- ・ 設備だけでなく、パッシブなど建築設計による取り組みも積極的に評価します。

○省CO₂にかかる多様な分野、段階、規模、地域等の取り組みを評価します。

- ・ 新築だけでなく、省エネルギー改修などの既存対策も評価します。
- ・ 業務用建築物等住宅以外の建築物、戸建て・共同住宅等用途・建て方別、木造、S造、RC造等の構造別等幅広い分野でのプロジェクトを対象とするとともに、幅広い分野のバランスに配慮して評価します。
- ・ 単体の住宅・建築物だけでなく、複数の住宅・建築物（複数敷地、街区単位のもの等を含む）を対象とした総合的・一体的技術（地域の省エネルギー、面的エネルギー対策、複合用途の組み合わせ等）も対象とし、規模や用途の特性に応じた取り組みを評価します。
- ・ 省CO₂の評価は、運用時の省エネルギー性だけでなく、建設時（製造・施工時）、修繕・更新・解体時も視野に入れて評価します。
- ・ 学校などの建築物や街区・地域における運用段階のゼロ・エネルギー化につながる取り組みを評価します。また、住宅とEV（電気自動車）等の自動車との連携による省CO₂対策など他分野との連携による取り組みを評価します。
- ・ 非住宅についてはプロジェクトの規模、共同住宅についてはプロジェクトや供給事業者の規模、戸建住宅については供給事業者の規模に応じた取り組みを評価します。
- ・ 新たなマネジメントシステム・ビジネスモデルの構築や啓発・教育効果など、省CO₂効果の波及性を評価します。
- ・ 省CO₂やエネルギー利用の効率化や平準化に資するとともに、良質な居住・執務環境の提供を目指した健康性・快適性・知的生産性の向上や、非常時においても自立的に業務・生活・避難受け入れ等を継続する機能を有するなど、省CO₂と付加価値の創出を両立する取り組みを積極的に評価します。（SDGsに向けた取り組みが明示されているものは、その取り組みも評価します。）

〔優先課題〕

一般部門のプロジェクトにおいて、省CO₂の推進に向けたモデル性、先導性を有するほか、下記の課題1～6の優先課題に対応する取り組みを提案するものについては重点的に評価します。

※優先課題として設定する課題1～6に対応する提案については、それぞれの課題に対する取り組みの先導性に関する資料の提出を求めます。

※優先課題に対する特段の取り組みがない提案であっても応募は可能です。

課題1. 街区や複数建築物におけるエネルギー融通、まちづくりとしての取り組み

○複数の住宅・建築物を対象とし、単体建物の取り組みを超えて、複数敷地、街区、まちづくり等への面的な広がり期待できる取り組みの先導性を重点的に評価します。

- ・複数の住宅・建築物、街区等において、複数の主体が連携して省CO₂を実現する総合的な取り組み
- ・供給側、需要側の両面を考慮したエネルギー供給及びマネジメント、需要制御、分散型エネルギーの導入、新築を起点とした周辺既存建物の省エネ化など、新たなエネルギーシステムの構築につながる取り組み
- ・複合用途の組み合わせ、まちづくりにつながる取り組み など

課題2. 省CO₂の実現とともに、健康性・快適性等の向上を図る先導的な取り組み

○省CO₂の実現とともに、建物用途等に応じた良質な居住・執務環境の提供を目指した健康性・快適性・知的生産性等の向上に関する取り組みの先導性を重点的に評価します。

- ・「ESG 不動産投資のあり方検討会 中間とりまとめ」を踏まえた、建物利用者が健康で快適に建物を利用すること等を促進・支援する取り組み
- ・オフィスビル等における知的生産性向上（作業効率向上、知的創造性向上、意欲向上、人材確保の優位性）を支援する取り組み
- ・感染症の感染予防に資する建築計画、設備仕様・性能、維持管理等、健康の安全性を高める取り組み など

課題3. 非常時のエネルギー自立と省CO₂の実現を両立する取り組み

○平常時のエネルギー利用の効率化や平準化に資するとともに、非常時においても自立的に業務・生活・避難受入等を継続する機能を有し、人的被害や経済的損失等の軽減などに資する取り組みの先導性を重点的に評価します。

- ・当該プロジェクトで、非常時の業務を継続するために必要な設備等を追加的に設け、経済的損失の軽減を図る取り組み
- ・当該プロジェクトで、一定期間の生活を継続できるよう必要な設備等を追加的に設け、地域として人的被害や避難所の負担等を軽減する取り組み
- ・当該プロジェクトで帰宅困難者や避難者等を一定期間受け入れるために必要な設備等を追加的に設け、地域の災害対応に貢献する取り組み
- ・上記に関して、「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」を踏まえた取り組み（p.10 参照）など

課題4. 被災地において省CO₂の推進と復興に資する取り組み

○大規模災害の被災地におけるプロジェクトで、復興にあたり、当該地域を始めとする他のプロジェクトへの省CO₂の波及・普及効果につながる取り組みを重点的に評価します。

課題5. 地方都市等での先導的省CO₂技術の波及・普及につながる取り組み

○全国各地での多様な省CO₂プロジェクトの普及に向けて、地方都市等において、当該地域の地域特性を踏まえ、他のプロジェクトにも波及、普及が期待される先導的な取り組みを重点的に評価します。

課題6. ホールライフカーボンを算定し、CO₂排出量を低減させる取り組み

○運用時に排出するCO₂だけでなく、新築・改修・解体時に排出するCO₂を算定し、かつ削減しようとする取り組みであり、他のプロジェクトにも波及、普及が期待される先導的な取り組みを重点的に評価します。なお、ホールライフカーボンに関する概要は、下記ホームページを参照願います。

「ゼロカーボンビル（LCC02 ネットゼロ）推進会議」

(https://www.ibecs.or.jp/zero-carbon_building/index.html)

2. 2. 2 中小規模建築物部門（非住宅）

○「2. 1 事業の要件」に記載する要件に加えて、総合的な建築物の環境効率及び省エネルギー性能について、以下の全てを満足するものを、省CO₂の波及、普及に資するリーディングプロジェクトとして評価し、採択します。

- ・総合的な建築物の環境効率について、CASBEEのSランク又は同等以上の性能を有するもの
- ・省エネルギー性能について、BELSにおいて下記用途別に星の数（強調マーク付きの星は含まず）を有するもの
 - ・用途1 事務所等、学校等、工場等：5つ星以上
 - ・用途2 ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等：4つ星以上
- ・総合的な建築物の環境効率及び省エネルギー性能については、第三者評価を取得すること
- ・先導的な省CO₂技術（普及途上の技術、これまでの採択事例で活用している技術及び類似技術でも可）をバランス良く導入するもの

※本補助事業は先導的な技術の波及・普及を目的として、モデル的なプロジェクトを支援するものであることから、波及効果・普及効果に関する提案が必要となります。

※改修、マネジメント、技術の検証も提案する場合は、一般部門として応募してください。なお、中小規模建築物であっても一般部門の要件を満たす事で一般部門に提案を行うことが可能であり、審査において当該プロジェクトの規模に応じた取り組みの先導性を評価します。

3. 部門別の事業内容

3. 1 建築物（非住宅）・一般部門の事業内容

3. 1. 1 対象事業（非住宅・一般）

住宅以外の用途の建築物において、省CO₂の実現性に優れたリーディングプロジェクト（新築、改修、マネジメントシステム、技術の検証）となる事業を対象とします。補助の交付ではなく、評価のみを目的とする提案は認めておりません。

なお、改修プロジェクトについては、既存建築物省エネ化推進事業に比べて、総合性が高い取り組みや波及・普及につながる取り組みなど、より先導性に優れた提案を対象とします。

（例）・躯体及び設備の省エネ改修とマネジメントシステムの整備を行うなど、より総合的な省エネ改修

- ・省エネ改修やユーザーの省CO₂活動を普及・波及する仕組みやビジネスモデル
- ・学校などの建築物のゼロ・エネルギー化に挑戦する多様な取り組み
- ・地域のゼロ・エネルギー化に挑戦する多様な取り組み
- ・地方都市等において他のプロジェクトへの波及、普及が期待される先導的な取り組み
- ・複数建築物を対象とした総合的・一体的な省CO₂対策（複数敷地、街区、まちづくりの取り組み等）等

3. 1. 2 対象事業者（非住宅・一般）

①提案者

本補助金の交付を受けて事業を行う、次に掲げる者が提案者となります。また、事業を行う者のグループでの提案も可能です。

- ・省CO₂技術を住宅・建築物に導入する建築主等（民間事業者等）
- ・建築主と一体的に又は連携して省CO₂技術を導入する者等（ESCO事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等）

②補助を受ける者

原則、提案者と補助を受ける者は同一者としします。ただし、特段の理由があり、補助を受ける者の合意がある場合、請負などで現時点では敷地が特定されていない場合などは、補助を受ける者でない者が提案することも可能です。

3. 1. 3 補助額（非住宅・一般）

補助額は、次の（１）に掲げる建設工事等に係る補助額と（２）に掲げる附帯事務費の合計です。また、非住宅の新築プロジェクトで、延べ面積が2,000㎡未満の建築物に限り、（３）に掲げる標準単価方式によって算出した額を補助額とすることも可能です。

なお、1プロジェクト当たり3億円（標準単価方式による場合は採択プロジェクトの総事業費の3.5%。）を本事業の補助限度額とします。

また、いずれの費用も採択後に着手するものに限り、補助対象とします。

（１）建設工事等に係る補助額

建設工事等に係る補助金の額は、①～④の費用の合計の2分の1以内の額とします。ただし、新築事業の場合、②建設工事費に該当する費用の補助額は、当該事業の建設工事費の5%以内

の額とします。

補助金の額については、提案された内容について評価委員会（４．２参照）の評価に基づき予算の範囲内で、提案書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、要望額についてすべて対応するものではありません。また、予算の状況に応じて、年度別の補助額などを調整することがあります。

①設計費

a. 省CO₂設計に関する設計費

省CO₂設計のシミュレーションなど先導的な省CO₂技術に係る建築構造、建築設備等に係る設計費として、国土交通省が認める費用を対象とします。

なお、設計のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、一般的な設計費は対象外です。

b. 環境効率の第三者評価、表示に関する費用

総合的な建築物の環境効率について、第三者認証・認定の取得及び表示に関する費用として、下記１）～３）を対象とします。

- １）評価員等による評価に要する費用
- ２）第三者認証・認定の取得に要する申請費用（審査費用、申請書作成代行費用等）
- ３）評価結果を表示するための費用（プレート代、楯代等）

なお、環境効率の第三者認証・認定の取得や表示のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、自己評価によって、環境効率評価及び表示する場合の費用は対象外です。

②建設工事費

下記１）～２）の整備に要する費用（直接建設工事に要する費用を対象とし、設計費、用地費を除く。）のうち国土交通省が認める費用を対象とします。

１）新築の場合

建築物の整備費（建設工事費）のうち、提案された先導的な取り組みを実現するために必要となる部分を特定していただき、当該部分の整備費を補助の対象とします。

２）改修の場合

建築物（建築設備を含む。）の改修費のうち、提案を採択された先導的な省CO₂技術に係る費用を補助の対象とします。

③マネジメントシステムの整備費

マネジメントシステムを整備する費用のうち、先導的なシステム整備に要する費用及びその運用に要する別表１－（１）に掲げる費用を補助の対象とします。

当該事業者がシステムを作成する部分を対象とし、単に既存のデータ等を購入するための費用は対象となりません。

④技術の検証費

提案を採択された省CO₂技術効果の検証に要する費用で、実験・検証（展示を行うものを含む。）のために一時的に設ける施設の整備費及び実験・検証に要する費用とします。

この場合、施設の整備費は、実験・検証の期間（展示の期間を含む。以下同じ）中の減価償却に要する費用として、整備費×0.9×実験・検証期間の年数／7の費用を補助対象とします。また、実験・検証に要する費用は、別表１－（１）に掲げる経費を補助対象とします。

先導的提案の検証のために必要なエネルギー使用量の把握等に要する費用についてはこの技術の検証費として計上することが可能ですが、「4.4.4 エネルギー使用実績等の報告」として求めるエネルギー使用量を計測するための費用は補助対象外とします。

※ 次の建設工事等は、補助対象となりません。また、下記に掲げるもの以外でも、予算の状況に応じ、評価委員会での評価を参考に、先導性の高い取組みに優先的に補助するものとし、補助額を調整することがあります。

- ・ 冷暖房器具（壁掛け式ルームエアコン、蓄熱電気暖房機、FF 式暖房機等）
- ・ 複層ガラス全般
- ・ アルミ樹脂複合サッシ
- ・ 浴室・衛生関連設備（ユニットバス、断熱浴槽、節湯器具、温水暖房便座等）
- ・ 調理器具（ガスコンロ、IH クッキングヒーター等）
- ・ LED 照明器具
- ・ その他建築主が分離して購入可能な後付の家電に類するもの
- ・ 高効率変圧器や非常用発電機など、原則「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」の第 1 条に定める建築設備以外のもの（建築設備の省エネ改修工事に付帯する工事を除く）
- ・ 太陽光発電システム（他システムとの連携等、モデル性や先導性が認められる場合に限り、補助対象となる場合があります。）

（２） 附帯事務費

別表 2－（１）に掲げる経費について、本補助事業の遂行に必要となる経費の実績額に基づいて、上記（１）の建設工事等に係る補助額（国費）の 2.2% 以内の額を、附帯事務費として補助します。

※ 採択後の補助金交付の手続きでは、附帯事務費として認められた経費について、領収書等での支払いを証明していただくことで附帯事務費が支払われます。

（３） 標準単価方式による補助額

（非住宅の新築プロジェクトで、延べ面積が 2,000 m² 未満の建築物に限り適用可能）

標準単価方式による場合、補助金の額は、別表 3 に掲げる標準単価に、当該建築物の延べ面積を乗じて算出した額の 2 分の 1 の額とします。なお、標準単価方式の適用可否については、別表 4 を参照ください。

標準単価方式による場合、採択後の交付申請において補助対象工事を特定していただきます。補助対象工事を特定する場合、上記（１）に掲げる費用のうち、②建設工事費のみを対象とし、①設計費、③マネジメントシステムの整備費、④技術の検証費及び上記（２）に掲げる附帯事務費は対象外とします。また、上記（１）の※に掲げる建設工事等も対象外とします。

なお、提案応募時は自己評価による評価結果（もしくは目標値）により別表 3 に掲げる標準単価を使用することができますが、採択後、実績報告時までに第三者評価を取得し、一定の省エネルギー性能を満たしていることを証明していただきます。なお、提案時に標準単価

方式を選択した場合、採択後に（１）及び（２）に掲げる方式で補助額を算定する方式に変更することはできません。

3. 1. 4 審査に必要な書類（非住宅・一般）

①事業の概要（様式３）

プロジェクトの全体概要、提案する先導的な省CO₂技術、対応する優先課題との関係を示し、省CO₂の実現性に優れた建築物プロジェクトとしてのアピール点などを簡潔に記載してください。

②導入する省CO₂技術の特徴（様式４－１）

先導性に優れたプロジェクトとして提案する内容について、審査の中心となる「先端性・先進性の観点」、「波及性・普及性」の観点を簡潔に記載してください。

また、当該プロジェクトの実施により期待する成果を記載することとします。

③建築物の環境効率の評価の内容（様式４－２）

新築、既存建築物の改修、新築又は既存建築物の改修を含むマネジメントシステムの整備に関する提案応募には、建築物の環境効率の評価結果に関する図書の提出が必要です。具体的には、総合的な建築物の環境効率について、CASBEE評価結果又はこれと同等以上のものを提出することとします。なお、基本設計段階などのため、条件が確定していない項目がある場合、前提条件を明記した上で環境効率の評価結果を提出することができます。

<留意点>

1) CASBEEで評価を行う場合、下記の評価ツールの使用を基本とします。

新築	非住宅建築物	CASBEE-建築(新築) 2016 年版
		CASBEE-建築(新築) 2021 年 SDGs 対応版
		CASBEE-建築(新築) 2024 年版
既存改修	非住宅建築物	CASBEE-建築(改修) 2014 年版

※ 提案応募にあたり、建築物の環境効率に関する評価としてCASBEE評価を提出する場合は自己評価を可とします。ただし、CASBEE評価員が評価した場合にあっては、その旨と当該評価員の氏名を記載することとします。

（「2. 1 のイ」における省エネルギー性能の表示にCASBEEの評価結果を使用する場合は、認証取得が必要です。）

※ 自治体版CASBEEなど、上記に記した以外のCASBEE評価ツールでの応募も可能です。

※ 「建築環境SDGsチェックリスト」の評価を行わないCASBEE評価結果を提出することでも提案応募は可能です。

※ 複数棟からなるプロジェクトについては、各々の建築物についてのCASBEE評価を提出することとします。

※ “CASBEE-改修” は、改修前と改修後をそれぞれ評価し、これらの環境効率を比較する仕組みのもので、原則として、改修部分以外も含めて、当該住宅・建築物の環境性能を判断する必要があります。ただし、本事業においては、次のように取扱っても構いません。

・改修部分に関係しないため性能が変化しない評価項目については、改修前、改修後ともに「レベル3」であるとみなして評価を行うこと。

- ・改修部分について、改修前の性能のデータ等が把握・捕捉できない場合は、前提条件を記載しつつ性能を推定して評価を行うこと。

2) 提案を行う各々の建築物に関する環境効率の評価結果を提出した上で、次の取り組みに応じた評価結果等を提出した場合は、審査にあたって積極的な取り組みとして評価します。

取り組み内容	評価ツール等
建築の計画、生産、運用、廃棄等におけるSDGs達成に向けた取り組み	建築環境SDGsチェックリスト (※)
街区や複数建築物からなる取り組み	CASBEE-街区 2023年版 CASBEE-街区 2024年版
建物利用者の健康性、快適性の維持・増進を支援する建物の仕様や性能等の取り組み	CASBEE-ウェルネスオフィス 2021年版
感染症の感染予防に資する建築計画、設備仕様・性能、維持管理等、健康の安全性を高める取り組み	CASBEE-感染対策チェックリスト (オフィス版)

※CASBEE-建築(新築) 2021年SDGs対応版及びCASBEE-建築(新築) 2024年版を利用することで「建築環境SDGsチェックリスト」の評価を行うことができ、「建築環境SDGsチェックリスト」による評価結果も合わせてCASBEEの評価結果シートに表示されます。

※新築を伴う提案において、SDGs達成に向けた取り組みを「建築環境SDGsチェックリスト」で評価する場合、上記1)の環境効率の評価結果と合わせて「建築環境SDGsチェックリスト」の評価結果が表示されたCASBEEの評価結果シートを提出してください。

※改修を伴う提案において、SDGs達成に向けた取り組みを「建築環境SDGsチェックリスト」で評価する場合、上記1)のCASBEE-建築(改修)の評価結果に加えて、CASBEE-建築(新築) 2021年SDGs対応版及びCASBEE-建築(新築) 2024年版を利用して「建築環境SDGsチェックリスト」を評価し、「建築環境SDGsチェックリスト」の評価結果が表示されたCASBEEの評価結果シートも提出してください。

3) CASBEE等の概要は以下のホームページで案内しています(各評価ツール等を無料でダウンロードできます)。

○一般財団法人 日本サステナブル建築協会 CASBEE評価ツールホームページ
「建築(新築)」 https://www.jsbc.or.jp/research-study/casbee/tools/cas_nc.html
「建築(改修)」 https://www.jsbc.or.jp/research-study/casbee/tools/ebrn_brief.html
「街区」 https://www.jsbc.or.jp/research-study/casbee/tools/cas_ud.html
「ウェルネスオフィス」 https://www.jsbc.or.jp/research-study/casbee/tools/wo.html
※「建築環境SDGsチェックリスト」については、CASBEE-建築(新築) 2021年SDGs対応版のマニュアル、評価ソフト等を参照してください。
https://www.jsbc.or.jp/research-study/casbee/tools/cas_nc.html
○一般社団法人 日本サステナブル建築協会 CASBEE-感染対策チェックリスト(オフィス、住宅版)

④省CO₂効果（様式4－3）

「〇%以上の省CO₂効果」などの一律の要件は設けませんが、建築物全体と先導的な技術の提案について、下記により省CO₂効果を記載してください。

1) 建築物全体についての省CO₂効果（新築の場合のみ）

新築提案の場合には、建築物全体のLCCO₂についての計算結果を提出してください。CASBEE 評価ツールを使用する場合、それによって算出される値とします。なお、LCCO₂の計算に当たっては、このCASBEEの評価ツールで自動算出される標準計算を基本とします。また、CASBEE 評価ツールの標準計算によらずLCCO₂の計算を行う場合には、原単位など、LCCO₂の計算の根拠を示して計算を行い、その結果を提出してください。

2) 先導的な技術に関する省CO₂効果

提案プロジェクトの先導的な技術について、省エネルギー効果又は省CO₂効果と費用対効果を記載してください。（新築、改修、マネジメントシステムの整備、技術の検証（実験、展示など）各々について必要です。）

また、先導的な取り組み全体として、提案事業による省CO₂効果の合計値を記載してください。

⑤優先課題に対応する事業の特徴、効果（課題1～6に対応する場合のみ提出）（様式4－4）

2. 2. 1に掲げる優先課題の1～6に対応するものとして提案する場合、それぞれの課題に対応した事業の特徴、効果を示してください。

⑥提案事業の実施による省CO₂技術等の波及効果・普及効果（様式3）

提案する省CO₂プロジェクトを実施することで期待される省CO₂技術等の波及効果・普及効果を示してください。また、提案する省CO₂プロジェクトとして、省CO₂技術の波及や普及に向けた取り組みを実施する場合は別途取り組み内容を記載してください。

⑦エネルギー使用量の計測及びCO₂排出削減効果実証に関する計画書（様式5）

運用開始後の建物全体のエネルギー使用量の計測及び先導的省CO₂技術のCO₂排出削減効果を実証するための計画（計測の目的、計測対象、計測方法、計測体制、計測期間等を記載のこと）を示してください。

⑧事業計画（様式6～8）

プロジェクト全体と先導的な省CO₂技術の提案部分を区分し、年度別の建設工事費等の事業計画を示してください。なお、マネジメントシステムの整備費や技術の検証費として直接経費を申請する場合は、経費の用途を明記した資料も提出していただきます。

標準単価方式による場合は、当該建築物の省エネルギー性能（BELS）、使用する標準単価、補助申請額等を示してください。

⑨省エネルギー計画の概要（新築、既存改修の場合のみ）

新築に関するプロジェクトでは、ZEB水準の省エネルギー性能、既存改修に関するプロジェクトでは、省エネ基準への適合状況が確認できる資料を提出してください。

また、基本設計段階などのため、提案の募集時点で省エネルギー計画の概要を提出できない場合は、その旨を記した資料を提出し、採択後の交付申請手続きのなかで、各種確認できる資料を提出することも可能です。

なお、2. 1のイ)にあるように、新築に関するプロジェクトではZ E B水準の省エネルギー性能、既存改修に関するプロジェクトでは、省エネ基準を満たすことが必要ですので、これに違反している場合には、採択の取消しとなる場合があります。

3. 2 建築物（非住宅）・中小規模建築物部門の事業内容

3. 2. 1 対象事業（非住宅・中小規模）

住宅以外の用途の建築物において、延べ面積が概ね5,000 m²以下（最大10,000 m²未満）の中小規模建築物における新築プロジェクトとしてリーディングプロジェクトとなる事業を対象とします。補助の交付ではなく、評価のみを目的とする提案は認めておりません。

3. 2. 2 対象事業者（非住宅・中小規模）

①提案者

本補助金の交付を受けて事業を行う、次に掲げる者が提案者となります。また、事業を行う者のグループでの提案も可能です。

- ・省CO₂技術を住宅・建築物に導入する建築主等（民間事業者等）
- ・建築主と一体的に又は連携して省CO₂技術を導入する者等（ESCO事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等）

②補助を受ける者

原則、提案者と補助を受ける者は同一者とします。ただし、特段の理由があり、補助を受ける者の合意がある場合、請負などで現時点では敷地が特定されていない場合などは、補助を受ける者でない者が提案することも可能です。

3. 2. 3 補助額（非住宅・中小規模）

補助額は、次の（1）に掲げる建設工事等に係る補助額と（2）に掲げる附帯事務費の合計です。また、非住宅の新築プロジェクトで、延べ面積が2,000 m²未満の建築物に限り、（3）に掲げる標準単価方式によって算出した額を補助額とすることも可能です。

なお、1プロジェクト当たり3億円（標準単価方式による場合は採択プロジェクトの総事業費の3.5%）を本事業の補助限度額とします。

また、いずれの費用も採択後に着手するものに限り、補助対象とします。

（1）建設工事等に係る補助額

建設工事等に係る補助金の額は、①～②の費用の合計の2分の1以内の額とします。ただし、新築事業の場合、②建設工事費に該当する費用の補助額は、当該事業の建設工事費の5%以内の額とします。

補助金の額については、提案された内容について評価委員会（4. 2参照）の評価に基づき予算の範囲内で、提案書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、要望額についてすべて対応するものではありません。また、予算の状況に応じて、年度別の補助額などを調整することがあります。

①設計費

a. 省CO₂設計に関する設計費

省CO₂設計のシミュレーションなど先導的な省CO₂技術に係る建築構造、建築設備等に係る設計費として、国土交通省が認める費用を対象とします。

なお、設計のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、一般的な設計費は対象外です。

6. 環境効率の第三者評価、表示に関する費用

総合的な建築物の環境効率について、第三者認証・認定の取得及び表示に関する費用として、下記1)～3)を対象とします（採択後に着手するものに限る）。

- 1) 評価員等による評価に要する費用
- 2) 第三者認証・認定の取得に要する申請費用（審査費用、申請書作成代行費等）
- 3) 評価結果を表示するための費用（プレート代、楯代等）

なお、環境効率の第三者認証・認定の取得や表示のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、自己評価によって、環境効率評価及び表示する場合の費用は対象外です。

②建設工事費

建築物の整備に要する費用（直接建設工事に要する費用を対象とし、設計費、用地費を除く。）のうち国土交通省が認める費用を対象とします。

＜補助対象費用について＞

建築物（建築設備を含む。）の整備費（建設工事費）のうち、提案されたZEB水準の省エネルギー性能を実現するための取り組み、その他の先導的な取り組みを実現するために必要となる部分を特定していただき、当該部分の整備費を補助の対象とします。

※ 次の建設工事等は、補助対象となりません。また、下記に掲げるもの以外でも、予算の状況に応じ、評価委員会での評価を参考に、先導性の高い取組みに優先的に補助するものとし、補助額を調整することがあります。

- ・ 冷暖房器具（壁掛け式ルームエアコン、蓄熱電気暖房機、FF式暖房機等）
- ・ 複層ガラス全般
- ・ アルミ樹脂複合サッシ
- ・ 浴室・衛生関連設備（ユニットバス、断熱浴槽、節湯器具、温水暖房便座等）
- ・ 調理器具（ガスコンロ、IHクッキングヒーター等）
- ・ LED照明器具
- ・ その他建築主が分離して購入可能な後付の家電に類するもの
- ・ 高効率変圧器や非常用発電機など、原則「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」の第1条に定める建築設備以外のもの（建築設備の省エネ改修工事に付帯する工事を除く）
- ・ 太陽光発電システム（他システムとの連携等、モデル性や先導性が認められる場合に限り、補助対象となる場合があります。）

（2）附帯事務費

別表2－（1）に掲げる経費について、本補助事業の遂行に必要な経費の実績額に基づいて、上記（1）の建設工事等に係る補助額（国費）の2.2%以内の額を、附帯事務費として

補助します。

※ 採択後の補助金交付の手続きでは、附帯事務費として認められた経費について、領収書等での支払いを証明していただくことで附帯事務費が支払われます。

(3) 標準単価方式による補助額

(非住宅の新築プロジェクトで、延べ面積が 2,000 m²未満の建築物に限り適用可能)

標準単価方式による場合、補助金の額は、別表 3 に掲げる標準単価に、当該建築物の延べ面積を乗じて算出した額の 2 分の 1 の額とします。なお、標準単価方式の適用可否については、別表 4 を参照ください。

標準単価方式による場合、採択後の交付申請において補助対象工事を特定していただきます。補助対象工事を特定する場合、上記(1)に掲げる費用のうち、②建設工事費のみを対象とし、①設計費、及び上記(2)に掲げる附帯事務費は対象外とします。また、上記(1)の※に掲げる建設工事等も対象外とします。

なお、提案時は自己評価による評価結果(又は目標値)により別表 3 に掲げる標準単価を使用することができますが、採択後、実績報告時までに第三者評価を取得し、一定の省エネルギー性能を満たしていることを証明していただきます。なお、提案時に標準単価方式を選択した場合、採択後に(1)及び(2)に掲げる方式で補助額を算定する方式に変更することはできません。

3. 2. 4 審査に必要な書類(非住宅・中小規模)

①事業の概要(様式 3)

プロジェクトの全体概要と提案する省 CO₂ 技術など、取り組み内容の概要を簡潔に記載してください。

②省エネルギー性能及び導入する省 CO₂ 技術(様式 4-1)

当該建築物の省エネルギー性能として、外皮性能及び一次エネルギー消費性能の評価結果を記載してください。また、建築外皮及び建築設備等について、導入する省 CO₂ 技術を明記し、補助対象として提案するものを特定してください。

なお、提案応募時は、自己評価による評価結果(もしくは目標値)を記載することで応募できますが、採択後、実績報告時までに第三者評価を取得し、一定の省エネルギー性能を満足していることを証明していただきます。

③建築物の環境効率の評価の内容(様式 4-2)

建築物の環境効率の評価結果に関する図書の提出が必要です。具体的には、総合的な建築物の環境効率について、CASBEE 評価結果又はこれと同等以上のものを提出することとします。なお、基本設計段階などのため、条件が確定していない項目がある場合、前提条件を明記した上で環境効率の評価結果を提出することができます。

なお、提案応募時は自己評価による評価結果を添付することで応募できますが、採択後、実績報告時までに第三者評価を取得し、一定の環境効率を満足していることを証明していただきます。

＜留意点＞

1) CASBEE で評価を行う場合、下記の CASBEE 評価ツールの使用を基本とします

新築	非住宅建築物	CASBEE-建築(新築) 2016 年版 CASBEE-建築(新築) 2021 年 SDGs 対応版 CASBEE-建築(新築) 2024 年版
----	--------	---

※ 提案応募にあたり、建築物の環境効率に関する評価としてCASBEE評価を提出する場合は自己評価を可とします。ただし、CASBEE評価員が評価した場合にあっては、その旨と当該評価員の氏名を記載することとします。

※ 「建築環境SDGsチェックリスト」の評価を行わないCASBEE評価結果を提出することでも提案応募は可能です。

2) CASBEEの概要は下記ホームページで案内しています（各評価ツールを無料でダウンロードできます）。

○一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター CASBEEホームページ
「建築（新築）」 https://www.jsbc.or.jp/research-study/casbee/tools/cas_nc.html
※CASBEE-建築（新築）2021 年 SDGs 対応版のマニュアル、評価ソフト等を参照してください。
https://jsbc.or.jp/research-study/casbee/tools/cas_nc.html

④省CO₂効果（様式4－3）

「〇%以上の省CO₂効果」などの一律の要件は設けませんが、建築物全体と補助対象とする省CO₂技術の提案について、下記により省CO₂効果を記載してください。

1) 建築物全体についての省CO₂効果

CASBEE 評価ツールを使用する場合、それによって算出される値とします。なお、LCCO₂の計算に当たっては、この CASBEE の評価ツールで自動算出される標準計算を基本とします。また、CASBEE 評価ツールの標準計算によらず LCCO₂の計算を行う場合には、原単位など、LCCO₂の計算の根拠を示して計算を行い、その結果を提出してください。

2) 補助対象として提案する技術に関する省CO₂効果

提案プロジェクトの補助対象とする省CO₂技術等について、省エネルギー効果又は省CO₂効果と費用対効果を記載してください。

⑤提案事業の実施による省CO₂技術等の波及効果・普及効果（様式3）

提案する省CO₂プロジェクトを実施することで期待される省CO₂技術等の波及効果・普及効果を示してください。また、提案する省CO₂プロジェクトとして、省CO₂技術の波及や普及に向けた取り組みを実施する場合は内容を記載してください。

⑥エネルギー使用量の計測及びCO₂排出削減効果実証に関する計画書（様式5）

運用開始後の建物全体のエネルギー使用量の計測及び先導的省CO₂技術のCO₂削減効果を実証するための計画（計測の目的、計測対象、計測方法、計測体制、計測期間等を記載のこと）を示してください。

⑦事業計画（様式6～8）

プロジェクト全体と先導的な省CO₂技術の提案部分を区分し、年度別の建設工事費等の事業計画を示してください。

標準単価方式による場合は、当該建築物の省エネルギー性能（BELS）、使用する標準単価、補助申請額等を示してください。

⑧省エネルギー計画の概要

ZEB水準の省エネルギー性能が確認できる資料を提出してください。また、基本設計段

階などのため、提案の募集時点で省エネルギー計画の概要を提出できない場合は、その旨を記した資料を提出し、採択後の交付申請手続きのなかで、確認できる資料を提出することも可能です。

なお、2. 1のイ)にあるように、ZEB水準の省エネルギー性能を満たしていることが必要ですので、これに違反している場合には、採択の取消しとなることがあります。

3. 3 共同住宅／戸建住宅・一般部門の事業内容

3. 3. 1 対象事業（住宅・一般）

住宅（共同住宅及び戸建住宅）において、省CO₂の実現性に優れたリーディングプロジェクトとなる事業を対象とします。

住宅の提案については、子育てグリーン住宅支援事業と比較して、より先導性の高い多様な省CO₂への取り組みを実施するプロジェクトを対象とします。補助の交付ではなく、評価のみを目的とする提案は認めておりません。

- (例) ・ライフサイクルを通じてCO₂をゼロないしマイナスにする LCCM の観点からのバランスよい取り組み
- ・地域の気象・風土等に配慮したパッシブ設計
 - ・省資源対策や再生可能エネルギー利用
 - ・居住者の省CO₂意識の向上や省CO₂行動を誘発する取り組みや仕組み
 - ・共同住宅の共用設備における先導的な省CO₂対策
 - ・省CO₂型住宅や省エネ改修の普及促進を図る体制整備や仕組み
 - ・他分野との連携によって省CO₂の取り組みを進める仕組み
 - ・省CO₂型の賃貸住宅づくりの取り組み
 - ・地方都市等での他の住宅プロジェクトへの波及、普及が期待される先導的な取り組み
 - ・複数の住棟（住宅）を対象とした総合的・一体的な省CO₂対策（複数敷地、街区、まちづくりの取り組み等） 等

3. 3. 2 対象事業者（住宅・一般）

①提案者

本補助金の交付を受けて事業を行う、次に掲げる者が提案者となります。また、事業を行う者のグループでの提案も可能です。

- ・省CO₂技術を住宅・建築物に導入する建築主等（民間事業者等）
- ・建築主と一体的に又は連携して省CO₂技術を導入する者等（ESCO事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等）

②補助を受ける者

原則、提案者と補助を受ける者は同一者としします。ただし、特段の理由があり、補助を受ける者の合意がある場合、請負などで現時点では敷地が特定されていない場合などは、補助を受ける者でない者が提案することも可能です。

戸建住宅の新築プロジェクト等について、建売戸建住宅の場合は、提案者と補助を受ける者は建売戸建住宅の建築主である住宅事業建築主、注文戸建住宅の場合及び建売戸建住宅と注文戸建住宅を合わせて行う場合は、建築主および提案し採択を受けた建設事業者がグループとし

て補助を受けることになります。

3. 3. 3 補助額（住宅・一般）

補助額は、次の（１）に掲げる建設工事等に係る補助額と（２）に掲げる附帯事務費の合計です。なお、**１プロジェクト当たり３億円を本事業の補助限度額とします**。また、戸建住宅（新築、改修、マネジメント、技術の検証）については、（１）に掲げる建設工事等に係る補助額の上限を、**１戸あたり２００万円以内とします**。ただし、特別な場合はこれを超えることができることとします。また、いずれの費用も採択後に着手するものに限り、補助対象とします。

（１）建設工事等に係る補助額

建設工事等に係る補助金の額は、①～④の費用の合計の２分の１以内の額とします。ただし、共同住宅の新築事業の場合、②建設工事費に該当する費用の補助額は、当該事業の建設工事費の５％以内の額とします。

補助金の額については、提案された内容について評価委員会（４．２参照）の評価に基づき予算の範囲内で、提案書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、要望額についてすべて対応するものではありません。また、予算の状況に応じて、年度別の補助額などを調整することがあります。

①設計費

a. 省ＣＯ₂設計に関する設計費

省ＣＯ₂設計のシミュレーションなど先導的な省ＣＯ₂技術に係る建築構造、建築設備等に係る設計費として、国土交通省が認める費用を対象とします。

なお、設計のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、一般的な設計費は対象外です。

b. 環境効率の第三者評価、表示に関する費用

総合的な建築物の環境効率について、第三者認証・認定の取得及び表示に関する費用として、下記１）～３）を対象とします。

- １）評価員等による評価に要する費用
- ２）第三者認証・認定の取得に要する申請費用（審査費用、申請書作成代行費用等）
- ３）評価結果を表示するための費用（プレート代、楯代等）

なお、環境効率や省エネルギー性能の第三者認証・認定の取得や表示のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、自己評価によって、環境効率評価及び表示する場合の費用は対象外です。

②建設工事費

１）～２）の整備に要する費用（直接建設工事に要する費用を対象とし、設計費、用地費を除く。）のうち国土交通省が認める費用を対象とします。

１）新築の場合

建築物（建築設備を含む。）の整備費（建設工事費）のうち、提案された先導的な取り組みを実現するために必要となる部分を特定していただき、当該部分の整備費を補助の対象とします。

２）改修の場合

建築物（建築設備を含む。）の改修費のうち、提案を採択された先導的な省CO₂技術に係る費用を補助の対象とします。

③マネジメントシステムの整備費

マネジメントシステムを整備する費用のうち、先導的なシステム整備に要する費用及びその運用に要する別表1－(1)に掲げる費用を補助の対象とします。

当該事業者がシステムを作成する部分を対象とし、単に既存のデータ等を購入するための費用は対象となりません。

④技術の検証費

提案を採択された省CO₂技術効果の検証に要する費用で、実験・検証（展示を行うものを含む。）のために一時的に設ける施設の整備費及び実験・検証に要する費用とします。

この場合、施設の整備費は、実験・検証の期間（展示の期間を含む。以下同じ）中の減価償却に要する費用として、整備費×0.9×実験・検証期間の年数／7の費用を補助対象とします。また、実験・検証に要する費用は、別表1－(1)に掲げる経費を補助対象とします。

先導的提案の検証のために必要なエネルギー使用量の把握等に要する費用についてはこの技術の検証費として計上することが可能ですが、4.4.4の実績報告として求めるエネルギー使用量を計測するための費用は補助対象外とします。

※ 次の建設工事等は、補助対象となりません。また、下記に掲げるもの以外でも、予算の状況に応じ、評価委員会での評価を参考に、先導性の高い取組みに優先的に補助するものとし、補助額を調整することがあります。

- ・ 冷暖房器具（壁掛け式ルームエアコン、蓄熱電気暖房機、FF式暖房機等）
- ・ 複層ガラス全般
- ・ アルミ樹脂複合サッシ
- ・ 浴室・衛生関連設備（ユニットバス、断熱浴槽、節湯器具、温水暖房便座等）
- ・ 調理器具（ガスコンロ、IHクッキングヒーター等）
- ・ LED照明器具
- ・ その他建築主が分離して購入可能な後付の家電に類するもの
- ・ 高効率変圧器や非常用発電機など、原則「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」の第1条に定める建築設備以外のもの（ただし、建築設備の省エネ改修工事に付帯する工事を除く）
- ・ 太陽光発電システム（他システムとの連携等、モデル性や先導性が認められる場合に限り、補助対象となる場合があります。）

（２）附帯事務費

別表2－(1)に掲げる経費について、本補助事業の遂行に必要なとなる経費の実績額に基づいて、上記（１）の建設工事等に係る補助額（国費）の2.2%以内の額を、附帯事務費として補助します。

※ 採択後の補助金交付の手続きでは、附帯事務費として認められた経費について、領収書等での支払いを証明していただくことで附帯事務費が支払われます。

3. 3. 4 審査に必要な書類（住宅・一般）

①事業の概要（様式3）

プロジェクトの全体概要、提案する省CO₂技術、優先課題との関係など、取り組み内容の概要を簡潔に記載してください。また、省エネ性能の高い住宅の普及促進に向けた、単独またはグループとしての取り組み（供給体制など）などのアピール点を記入してください。

②導入する省CO₂対策の内容（様式4-1）

本事業へ提案する住宅の省エネ性能について、これまでの取り組みと比べて今回行う新しい取り組みについて記載してください。また、当該住宅での実効性ある省CO₂対策を促進する取り組みや、他の住宅への波及・普及につながる取り組み・体制など、プロジェクトのアピール点を記載してください。

③住宅の環境効率の評価の内容（様式4-2）

新築、新築を含むマネジメントシステムの整備に関する提案応募には、住宅の環境効率の評価結果に関する図書の提出が必要です。具体的には、総合的な住宅の環境効率について、CASBEE 評価結果又はこれと同等以上のものを提出することとします。なお、基本設計段階などのため、条件が確定していない項目がある場合、前提条件を明記した上で環境効率の評価結果を提出することができます。

<留意点>

1) CASBEE で評価を行う場合、下記の CASBEE 評価ツールの使用を基本とします。

新築	共同住宅	CASBEE-建築(新築) 2016 年版 CASBEE-建築(新築) 2021 年 SDGs 対応版 CASBEE-建築(新築) 2024 年版
	戸建住宅	CASBEE-戸建(新築) 2018 年版 CASBEE-戸建(新築) 2021 年 SDGs 対応版 CASBEE-戸建(新築) 2025 年版
既存改修	共同住宅、戸建住宅	※提出の必要はありません

※ 提案応募にあたり、住宅の環境効率に関する評価としてCASBEE評価を提出する場合は自己評価を可とします。ただし、CASBEE評価員が評価した場合にあっては、その旨と当該評価員の氏名を記載することとします。

（「2. 1のイ」における省エネルギー性能の表示にCASBEEの評価結果を使用する場合は、認証取得が必要です。）

※ 自治体版CASBEEなど、上記に記した以外のCASBEE評価ツールでの応募も可能です。

※ 「建築環境SDGsチェックリスト」の評価を行わないCASBEE評価結果を提出することでも提案応募は可能です。

※ 異なる地域、異なる仕様をまとめて提案するプロジェクトについては、代表的な仕様の住宅1つについてCASBEE評価を提出することとし、全ての仕様の住宅についてのCASBEE評価結果の提出は必要としません。

2) LCCMの観点からの提案について、この部門では、CASBEE等におけるLCCO₂計算が必ずしもライフサイクルでのCO₂排出量がゼロないしマイナスとなることを求めるものではありません。

- 3) 提案を行う住宅供給に関する環境効率の評価結果を提出した上で、次の取り組みに応じた評価結果等を提出した場合は、審査にあたって積極的な取り組みとして評価します。

取り組み内容	評価ツール等
住宅供給の計画、生産、運用、廃棄等におけるSDGs達成に向けた取り組み	建築環境SDGsチェックリスト (※)
複数の戸建住宅あるいは共同住宅等からなる一団の住宅地における取り組み	CASBEE-街区 2023年版 CASBEE-街区 2024年版

※CASBEE-建築(新築) 2021年SDGs対応版、CASBEE-建築(新築) 2024年版、CASBEE-戸建(新築) 2021年SDGs対応版、CASBEE-戸建(新築) 2025年版を利用することで「建築環境SDGsチェックリスト」の評価を行うことができ、「建築環境SDGsチェックリスト」による評価結果も合わせてCASBEEの評価結果シートに表示されます。

※新築を伴う提案において、SDGs達成に向けた取り組みを「建築環境SDGsチェックリスト」で評価する場合、上記1)の環境効率の評価結果と合わせて「建築環境SDGsチェックリスト」の評価結果が表示されたCASBEEの評価結果シートを提出してください。

※改修を伴う提案において、SDGs達成に向けた取り組みを「建築環境SDGsチェックリスト」で評価する場合、CASBEE-建築(新築) 2021年SDGs対応版、CASBEE-建築(新築) 2024年版、CASBEE-戸建(新築) 2021年SDGs対応版、CASBEE-戸建(新築) 2025年版を利用して「建築環境SDGsチェックリスト」を評価し、「建築環境SDGsチェックリスト」の評価結果が表示されたCASBEEの評価結果シートを提出してください。

- 4) CASBEE等の概要は下記ホームページで案内しています(各評価ツールを無料でダウンロードできます)。

○一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター CASBEEホームページ	
「建築(新築)」	https://www.jsbc.or.jp/research-study/casbee/tools/cas_nc.html
「戸建(新築)」	https://www.jsbc.or.jp/research-study/casbee/tools/cas_home.html
「街区」	https://www.jsbc.or.jp/research-study/casbee/tools/cas_ud.html
※「建築環境SDGsチェックリスト」については、「CASBEE-建築(新築) 2021年SDGs対応版」、「CASBEE-戸建(新築) 2021年SDGs対応版」のマニュアル、評価ソフト等を参照してください。	
https://www.jsbc.or.jp/research-study/casbee/tools/cas_nc.html	

④省CO₂効果(様式4-3)

「〇%以上の省CO₂効果」などの一律の要件は設けませんが、住宅全体と先導的な技術の提案について、下記により省CO₂効果を記載してください。

1) 住宅全体についての省CO₂効果(新築の場合のみ)

CASBEE 評価ツールを使用する場合、それによって算出される値とします。なお、LCCO₂の計算に当たっては、このCASBEEの評価ツールで自動算出される標準計算を基本とします。また、CASBEE 評価ツールの標準計算によらずLCCO₂の計算を行う場合には、原単位など、LCCO₂の計算の根拠を示して計算を行い、その結果を提出してください。

2) 先導的な技術に関する省CO₂効果

提案プロジェクトの先導的な技術について、省エネルギー効果又は省CO₂効果と費用対効果を記載してください。

また、先導的な取り組み全体として、提案事業による省CO₂効果の合計値を記載して

ください。

⑤優先課題に対応する事業の特徴、効果（課題１～６に対応する場合のみ提出）（様式４－４）

２．２．１に掲げる優先課題の１～６に対応するものとして提案する場合、それぞれの課題に対応した事業の特徴、効果を示してください。

⑥提案事業の実施による省ＣＯ₂技術等の波及効果・普及効果（様式３）

提案する省ＣＯ₂プロジェクトを実施することで期待される省ＣＯ₂技術等の波及効果・普及効果を示してください。また、提案する省ＣＯ₂プロジェクトとして、省ＣＯ₂技術の波及や普及に向けた取り組みを実施する場合は内容を記載してください。

⑦エネルギー使用量の計測及びＣＯ₂排出削減効果実証に関する計画書（様式５）

運用開始後の建物全体のエネルギー使用量の計測及び先導的省ＣＯ₂技術のＣＯ₂削減効果を実証するための計画（計測の目的、計測対象、計測方法、計測体制、計測期間等を記載のこと）を示してください。

⑧事業計画（様式６～７－４）

補助対象となる費用の算出にあたっての計算書と年度別の建設工事費等の事業計画を示してください。なお、マネジメントシステムの整備費や技術の検証費として直接経費を申請する場合は、経費の使途を明記した資料も提出していただきます。

⑨省エネルギー計画の概要

新築に関するプロジェクトでは、ＺＥＨ水準の省エネルギー性能、既存改修に関するプロジェクトでは、住宅の省エネ基準への適合状況が確認できる資料を提出してください。

また、基本設計段階などのため、提案の募集時点で省エネルギー計画の概要を提出できない場合は、その旨を記した資料を提出し、採択後の交付申請手続きのなかで、各種確認できる資料を提出することも可能です。

なお、２．１のイ）にあるように、新築に関するプロジェクトではＺＥＨ水準の省エネルギー性能、既存改修に関するプロジェクトでは、省エネ基準を満たしていることが必要ですので、これに違反している場合には、採択の取消しとなる場合があります。

３．４ 留意事項 【全部門共通】

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。補助対象費用は、消費税等を除いた額としてください。

他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第２条第４項第１号に掲げる給付金及び同項第２号の掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は補助の対象とはなりませんが、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることがあります。他の補助金の対象となっている場合、又は申請を行っている若しくは申請を行う予定がある場合は、補助対象となる部分を明確に切り分けて申請する必要があります。

３．５ 複数年度にわたる事業に対する補助 【全部門共通】

複数年度にわたる事業については、予め各年度の事業計画を提出していただき、原則として補助対象部分についての出来高に応じた支払いが完了するものについて、各年度に補助を行います。令和７年度は、当該年度中に工事が行われ、支払いが完了した部分について補助を行います。

次年度以降の工事分については、次年度以降の予算の状況によるため確定することはできませんが、予算の範囲内で優先的に補助金を交付することとなります。従って、採択をもって次年度以降の補助金交付を約束するものではないことにご留意ください。なお、前述のとおり、次年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助金の額が交付できない場合がありますので留意してください。

4. 事業の実施方法

本先導事業は、提案公募と補助金交付の二段階の手続きを経て行われます。

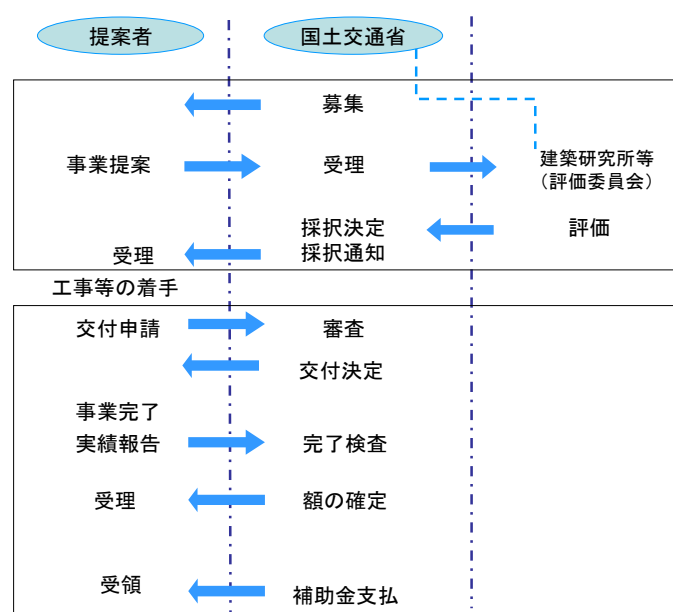
4. 1 手続き

(1) 提案公募

国土交通省が民間事業者等に対して提案を公募します。提案について、4. 2のとおり、評価委員会の評価をもとにした国立研究開発法人建築研究所の報告を受けて、国土交通省が採択プロジェクトを決定します。

(2) 補助金交付

補助金を受けるためには、定められた時期に交付申請を行うとともに、事業終了時に実績報告を行っていただく必要があります。



※交付申請の審査～補助金支払いの手続きについては、国土交通省、又は公募により採択された事務事業者が行います。

4. 2 審査

4. 2. 1 審査手順

提案の評価は、国立研究開発法人建築研究所が設置する学識経験者等からなるサステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）評価委員会において行われます。また、専門的検討を行うため、専門委員会を設けます。

評価の公平性、中立性の確保の観点から、委員及び専門委員（以下、「委員等」という）の評価業務について以下の制限を行います。

- ・委員等は、提案（共同提案を含む。）を行うことはできません。
- ・委員等は、委員等本人と関係を有する企業、団体等が行った提案を評価する場合、当該評価に関わることはできません。
- ・委員等は、委員等本人又は委員等本人と関係を有する企業・団体等が、業務としてコンサルティング又はアドバイス等を行った提案を評価する場合、当該評価に関わることはでき

ません。

委員の議事録については非公開とし、審査に関する問合せには応じませんので、あらかじめご了承ください。

審査にあたっては、要件を満たしているか等について審査するとともに、提案書類の内容について書面審査、必要に応じてヒアリング審査※を行い、評価します。

申請書の内容等に不明確な部分がある場合などには追加説明書の提出を求めることがあります。この追加説明書の提出が、期日までに行われない場合には審査の対象外となる場合があります。

また、ヒアリング審査は、書面審査により選定されたプロジェクトについて、必要に応じて行います。このヒアリング審査に応じられない場合においても審査の対象外となる場合があります。

※ ヒアリング審査を行う提案について、令和7年度募集では、7月下旬から8月上旬にヒアリング審査を行う予定です。

※ 中小規模建築物部門の提案については、原則としてヒアリング審査は実施せず、書面審査によって評価します。

4. 2. 2 審査結果

評価委員会の評価をもとにした国立研究開発法人建築研究所の報告を受け、国土交通省が、採択プロジェクトを決定し、提案者に通知します。

評価委員会での評価に基づいて、提案した事業の種類、部門とは異なるものとして採択することがあります。

4. 3 補助金交付

審査結果の通知時に交付申請の手続き等についてお知らせします。この内容に従い交付申請等の手続きを実施する必要があります。

なお、各手続きは採択後にお知らせする期限までに行う必要がありますので、ご注意ください。

4. 3. 1 交付申請

交付申請は採択後に配布される交付申請マニュアルにより定められた期間に行っていただきます。この交付申請がなされないと審査において採択された事業であっても補助金の交付がされませんのでご注意ください。

なお、申請者が以下の（１）～（３）のいずれかに該当する法人等（以下、「関係会社等」という。）からの調達を行う場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、交付申請において、３者以上からの見積り結果の添付を求めます。

（１）１００％同一の資本に属するグループ企業

（２）申請者の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項で定めるもの。前号に定める者を除く。）

（３）申請者の役員である者（親族を含む）またはこれらの者が役員に就任している法人

※交付申請において、補助事業施工業者等に関する宣誓書を提出いただきます。

交付申請等にあたっては、建築物の整備を伴わない事業を除き、建築士により提案の内容と整備される建築物の設計が整合していること等を確認し、その旨を証明する書類を添付し、この内容について、補助金交付の事務事業者または審査協力機関の確認を受けていただく必要があります。こうした採択後の手続きにおいて、建築士は確認内容に責任を持ち、不正があった場合は、建築士法に基づき処分を行うことがあることに留意してください。（詳細は採択後にお知らせします。）

4. 3. 2 申請の制限

以下の事案に該当がある場合、補助金交付の申請が制限されます。

- (1) 過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者等（団体含む）は、本補助金への申請が原則として制限されます。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団もしくは暴力団員を利用している者、資金等の供給もしくは便宜の供給等により直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者、または暴力団もしくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者の本補助金への申請が制限されます。

4. 3. 3 交付決定

交付申請を受け、以下の事項などについて審査し交付決定を行います。交付決定の結果については、申請者に通知します。

- ・ 交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ・ 補助事業の内容が、交付要綱（4. 4. 7に記載）及び募集要領の要件を満たしていること。
- ・ 補助対象費用には、他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。

4. 3. 4 補助事業の計画変更について

補助を受ける者は、やむを得ない事情により、次の①又は②を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認等を得る必要があります。

①補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合

②補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、導入を予定していた設備等がとりやめになる場合など計画内容に変更があり採択されたプロジェクトと異なると判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。

また、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますのでご注意ください。

4. 3. 5 補助事業実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了したときは、採択時に指定する手続きに従い「補助事業実績報告書」を提出していただく必要があります。

国土交通省、又は公募により採択された事務事業者は、「補助事業実績報告書」を受理した後、交付申請の内容に沿ってプロジェクトが実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。また、「補助事業実績報告書」とあわせて、当該年度の補助対象部分の支払いを証明する書類（領収書及び送金伝票等 ※1）等の提出を求めます。

支払いは、補助事業者指定された銀行等の口座に振り込むことにより行います。

なお、開設に際して許認可等が必要な学校等の施設に補助対象が含まれる場合、許認可等がなされたことを確認してから補助金の支払いを行うことになります。

※1 以下の(1)に掲げるものから2点、又は(1)及び(2)に掲げるものからそれぞれ1点を提出してください。

(1) 受領の証明書類

- ・ 施工会社から建築主に発行した領収書
- ・ 建築主からの入金を確認できる施工会社の通帳（口座情報が確認できること）の写し（インターネットバンキング含む）

(2) 送金の証明書類

- ・ 建築主が施工会社に送金した際の振込受付書
- ・ 建築主が施工会社に送金した際の振込明細書
- ・ 施工会社への送金を確認できる建築主の通帳（口座情報が確認できること）の写し（インターネットバンキング含む）

4. 3. 6 複数年度にまたがる事業の場合

複数年度にまたがる事業の場合には、交付申請の前に全体設計承認申請書を提出し、予め各年度の事業計画の承認を受ける必要があります。

その他、以下の点に留意してください。

- (1) 採択後に承認を受けた事業計画に従い、4. 3. 1～4. 3. 4に準じて、初年度の交付申請を行ってください。
- (2) 次年度以降については、改めて評価委員会の評価を受ける必要はありません。また、工事等を継続することが可能ですが、承認を受けた事業計画に沿って、毎年交付申請を行う必要があります。
- (3) 事業計画を途中で変更しようとする場合には、速やかに協議を行っていただく必要があります。
- (4) 設計及びシステム開発等の業務が完了しなければその効果が発現しないものを複数年度にまたがって実施する場合、当該業務が完了したことを確認してから補助金の支払いを行うことになります。

4. 4 事業中及び事業完了後の留意点

4. 4. 1 取得財産の管理等について

補助を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助を受けた者は、設計費にかかるものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあつてはその耐用年数）以内に大臣の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。なお、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国土交通省に納付させることがあります。

※補助事業者である住宅事業者、買取再販業者及び住宅所有者等が、本事業によって整備を行った住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行うことは補助金の目的の範囲内であるため、承認の手続きは不要です。

4. 4. 2 建築物の解体撤去または建て替えについて

耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律 平成25年11月25日改正施行）の施行に伴い、補助対象となる建築物に対して下記事項にご留意ください。

本補助を受け改修を行った建築物（既存建築物においてマネジメントシステムの整備や技術の検証を行う場合を含む）を償却期間内に解体撤去または建て替え等を行った場合は、所管行政庁等の指導によるものであったとしても、本補助の目的に反しているとみなし、補助金の返還となります。補助の申請時においてはこのことに留意し、解体撤去または建て替えの可能性を十分考慮すること。

4. 4. 3 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

①適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。

②適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。

③相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

4. 4. 4 エネルギー使用量の実績及びCO₂排出削減効果の報告

補助を受けた者は、プロジェクト完成後、原則3年間（特別な事情のある場合は、3年以下で個別に定める期間）、建物全体のエネルギー使用量と様式5にて記載した先導的省CO₂技術のCO₂排出削減効果について報告を求めます。なお、必要に応じデータ提供の協力について相談させていただくことがあります。

既存改修の場合は、原則として改修前のエネルギー使用量などその効果がわかるものも提出してください。

4. 4. 5 普及・啓発活動への協力

本事業は、関係主体が事業の成果等を広く公表し、取り組みの広がりや意識啓発に寄与することを目的としております。そのため、補助を受けた者は、シンポジウムへの参画や事例集の作成等において、設計・施工に係る技術・ノウハウの公開に協力いただくことになります。また、補助期間終了後においても、ヒアリング等への情報収集に協力いただくことになります。

4. 4. 6 情報提供

補助を受けた者は、自社のホームページ等を活用し、情報提供につとめることとします。具体的には環境効率の評価結果※、先導的な省CO₂技術の普及に関する情報の提供をしていただきます。また、この情報については、国土交通省及び国立研究開発法人建築研究所等に適宜提供をいただきます。同研究所等は、必要に応じ作成するホームページでリンクを張る等情報提供を行うこととします。

また、ホームページに情報を掲載することが困難な事業者については、別途報告等を求めることがあります。

※環境効率の評価結果については「CASBEE」の評価・表示項目と同等以上のものを提示してください。

4. 4. 7 その他

この募集要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年内閣府・建設省令第 9 号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付け建設省住発第 120 号住宅局長通達）
- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成 7 年 11 月 20 日付け建設省住総発 172 号住宅局長通知）
- 七 建設省所管補助事業における食料費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付け建設省会発第 641 号建設事務次官通知）
- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて（平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号住宅局長通知）
- 九 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取り扱いについて（平成 20 年 12 月 22 日付国住総第 67 号住宅局通知）
- 十 住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け国住生第 9 号）
- 十一 サステナブル建築物等先導事業（省 CO₂ 型）補助金交付規程（令和 7 年 4 月 1 日）
- 十二 その他関連通知等に定めるもの

5. 情報の取り扱い等について

5. 1 情報の公開・活用について

(1) プレス発表等について

採択されたプロジェクトについてはプロジェクト名、提案者名、事業概要等をプレス発表し、併せて国土交通省のホームページに掲載します。

(2) 事業成果等の公表

普及促進を目的に省CO₂の推進について広く一般に紹介するため、シンポジウムの開催、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容に関する情報を使用することがあります。

この場合、提案書類に記載された内容等について、当該提案者等事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

5. 2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー、シンポジウム、アンケート等の調査について利用することがあります。

また、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

なお、本事業において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還が生じた場合には、本申請にかかる個人情報について他省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当課に当該返還事案の概要（法人又は申請者名、補助金名、交付決定額・補助事業の実施期間・返還を生じた理由・講じられた措置の内容等）を提供することがあります。

6. 応募方法、提出書類

6. 1 提出先

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-8-9 HB平河町ビル 5階
サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）評価事務局
（電話番号：03-3222-7721）

6. 2 提出方法

郵送(※)とします。提案者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、申込者自身で受け取りを確認できる方法で申し込みしてください。

送付資料は、必ず宛先に「提案する部門名（一般部門、中小規模建築物部門のいずれか）」を明記し、「提案書類在中」と記入してください。（提案書類の差し替えは固くお断りします。）

※郵送のほか、宅配等での提案書類の提出も可としますが、いずれの場合も送付する封筒にて必ず郵送時の消印に相当する書類発送日（配送事業者の受付日等）が分かる手段としてください。書類発送日の確認ができない場合は受理できない場合もありますので、ご注意ください。

6. 3 提出書類

提案をしようとする者は、公募期間中に提案する事業の種類及び事業区分に応じ、提出書類一覧表に従い、必要部数を揃えて提出してください。なお、「建築物（非住宅）・一般部門」、「建築物（非住宅）・中小規模建築物部門」、「共同住宅・一般部門」、「戸建住宅・一般部門」のそれぞれに、様式が異なりますので、該当する様式等をご確認ください。

※ 注意事項

- 1) 各提案書類はA4サイズにまとめて、1部ずつ左上角をホッチキス留めしてください。
- 2) 使用するフォントについては、一般的に用いないものは使用しないでください。なお、電子ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。
- 3) 提案書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- 4) 提案書類及び提案書類の電子ファイルを格納したCD-Rはお返ししませんので、その旨予めご了承ください。

6. 3. 1 建築物（非住宅）・一般部門

提案する事業の種類（住宅・建築物の新築、既存の住宅・建築物の改修、省CO₂のマネジメントシステムの整備、省CO₂に関する技術の検証）に応じて、提出書類一覧表に掲げる1)～4)の必要部数を揃えて、提出してください。

提出書類一覧表【建築物（非住宅）・一般部門】

区分	書類名	必要部数	備考
1) 提案申請書	①提案申請書	5部 (正1部、正の コピー4部)	様式1・非住宅A
2) 応募図書	②フェイスシート その1		様式2-1・非住宅A
	③フェイスシート その2		様式2-2・非住宅A ※別紙は該当するものを提出のこと
	④プロジェクトの全体概要		様式3・非住宅A
	⑤審査基準に関する事項-1 導入する省CO ₂ 技術の特徴		様式4-1・非住宅A
	⑥審査基準に関する事項-2 建築物の環境効率の評価結果等		様式4-2・非住宅A ※「新築」「改修」「 <u>新築又は改修を含むマネジメントシステムの整備</u> 」時に提出
	⑦審査基準に関する事項-3 省CO ₂ 効果に関する説明		様式4-3・共通
	⑧審査基準に関する事項-4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴（課題1～6）		様式4-4・共通 ※該当するものを提出のこと (該当しない場合は提出不要)
	⑨エネルギー使用量の計測及びCO ₂ 排出効果実証に関する計画書		様式5・共通
	⑩事業計画		様式6・非住宅A ※標準単価方式による場合は「様式8・非住宅A」を提出
	⑪補助対象となる部分の経費の内訳		様式7-1～7-4・非住宅A ※該当するものを使用のこと ※標準単価方式による場合は提出不要
3) 添付図書	⑫省エネルギー計画の概要	2部	※新築時、改修時に提出 (交付申請時に提出する旨の書面でも可)
4) CD-R	上記①～⑫の応募書類の電子ファイルを格納したもの	1枚	※ <u>指定様式の電子ファイルはWord ファイルのままで格納してください</u>

＜記入にあたっての留意点＞

①提案申請書

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・提案する事業の種類を明記してください。
- ・提案の代表者を明記してください。（申請書の代表印は省略可能です。）

②フェイスシート その1

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・様式に従って、提案者名、事業概要などの提案概要を記載してください。
- ・プロジェクトの全体概要、アピール点などは、箇条書きで簡潔に記載してください。
- ・優先課題に対応した取り組みを提案する場合、対応する優先課題を選択してください（対応する優先課題に応じて様式4-4を提出する必要があります）。
- ・また、提案者と補助を受ける者が異なる場合、提案者以外の作業協力者がいる場合などは、関係者の関係を示した実施体制図を記載してください。

③フェイスシート その2

- ・応募書類は、提案する各々の事業について1枚を限度とします。
- ・提案する事業の種類に応じた様式を使用し、複数の事業を提案する場合には提案する全ての事業について提出してください。

④プロジェクトの全体概要

- ・応募書類は最大2枚を限度とします。
- ・プロジェクト全体と提案する先導的省CO₂技術の関係、各々の事業スケジュール等が分かるように工夫して記載してください。
- ・省CO₂と両立した「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」を踏まえた大地震時の機能継続確保に資する取り組みや「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」を踏まえた大雨に伴う内水氾濫に対する浸水対策を提案する場合は、当該ガイドラインを参考とした旨だけでなく、参考とした箇所、設定した性能の目標水準及びその達成方法など、実際にどのような形で参考としたかも併せて記載してください。
- ・省CO₂と両立した「ESG投資の普及促進に向けた認証制度のあり方について」を踏まえた取り組みを提案する場合は、参考とした内容も併せて記載してください。
- ・提案する省CO₂プロジェクトを実施することで期待される省CO₂技術等の波及効果・普及効果を示してください。

※本様式に記載いただくパースや断面図などは、採択後に、プレス発表などの公表資料で使用する場合があります。本様式に記載する図表などは、プロジェクト概要がわかりやすい内容としてとりまとめていただくとともに、公開資料等での使用を承諾いただける内容としてください。

⑤審査基準に関する事項－1 導入する省CO₂技術の特徴

- ・応募書類は最大2枚を限度とします。
- ・外皮及び一次エネルギー消費性能の評価結果（目標値でも可）を記載してください。
- ・導入する省CO₂技術について、適宜、図表等を用いて説明してください。

⑥審査基準に関する事項－２ 建築物の環境効率の評価結果等

- ・新築、改修、新築及び既存改修を含むマネジメントシステムの整備について提案応募する場合に提出してください。
- ・環境効率の評価結果を記載してください。CASBEE 評価の場合には、評価結果シートを貼り付けてください（別添でも可）。
- ・複数の建築物に関する提案では各々の建築物における評価結果が必要です。なお、提案時に建設場所を特定できない場合などは、建設予定となる地域ごとの評価結果を提出してください。
- ・建築物の環境効率の評価に関連した取り組みの評価結果（建築環境 SDG s チェックリストなど）をあわせて提出する場合、該当する評価結果シートなどを別添してください。

⑦審査基準に関する事項－３ 省ＣＯ２効果に関する説明

- ・応募書類は最大２枚を限度とします。
- ・提案する先導的省ＣＯ２技術について、省ＣＯ２効果（又は省エネルギー効果）と費用対効果を記載してください。

⑧審査基準に関する事項－４ 優先課題に対応したプロジェクトの特徴（課題１～６）

- ・応募書類は最大１枚を限度とします。ただし、課題６の計算結果を添付する場合は複数枚も可とします。
- ・対応する優先課題を選択し、それぞれの課題に対応した事業の特徴、効果をわかりやすく記載してください。

⑨エネルギー使用量の計測及びＣＯ２排出削減効果実証に関する計画書

- ・応募書類は提案する先導的省ＣＯ２技術に応じて枚数を増やして記載してください。
- ・必須事項（建物全体及び主たる省ＣＯ２技術の効果検証）とその他のＣＯ２排出削減効果実証計画（提案する場合）に分けて記載してください。

⑩事業計画

＜補助対象費用の積み上げによる場合：様式６＞

- ・応募書類は１枚を限度とします。
- ・プロジェクト全体の事業計画と補助対象となる部分（提案する先導的省ＣＯ２技術）を区分し、建設工事費等を記載してください。
- ・複数の事業を提案する場合も、全ての事業の計画を１枚にまとめてください。
- ・記入上の注意点を確認し、千円単位で記入してください。

＜標準単価方式による場合：様式８＞

- ・応募書類は１枚を限度とします。
- ・当該建築物の省エネルギー性能（BELS評価）及び必要事項を記載してください。

⑪補助対象となる部分の経費の内訳

- ・原則、応募書類は１枚にまとめてください。なお、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・提案する事業の種類に応じた様式を使用し、補助対象となる部分（提案する先導的省ＣＯ２技術）の経費の内訳を記載してください。

- ・複数の事業を提案する場合は、それぞれの事業の経費を分けて記載してください。

※標準単価方式による場合は提出不要です。

⑫省エネルギー計画の概要

- ・「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」に基づいて、省エネルギー計画書（様式第一、第五面～第七面の該当箇所）を提出ください。
- ・届出書類の様式は、下記ホームページでダウンロードできます。
「国土交通省 建築物省エネ法のページ」
(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)
- ・なお、基本設計段階などのため、提案の応募時点で省エネルギー計画の概要を提出できない場合は、採択後の交付申請手続きのなかで、新築に関するプロジェクトではZ E B水準の省エネルギー性能、既存改修に関するプロジェクトでは省エネ基準への適合状況を確認できる資料を提出することも可能です。この場合、交付申請時に省エネルギー計画の概要を提出する旨を明記した書面を提案書類に添えてください（様式は任意）。

6. 3. 2 建築物（非住宅）・中小規模建築物部門

対象となる事業の種類は「住宅・建築物の新築」のみとなります。提出書類一覧表に掲げる

1)～4)の必要部数を揃えて、提出してください。

提出書類一覧表【建築物（非住宅）・中小規模建築物部門】

区分	書類名	必要部数	備考
1) 提案申請書	①提案申請書	5部 (正1部、正のコピー4部)	様式1・非住宅B
2) 応募図書	②フェイスシート その1		様式2-1・非住宅B
	③フェイスシート その2		様式2-2・非住宅B 様式2-2別紙・非住宅B
	④プロジェクトの全体概要		様式3・非住宅B
	⑤審査基準に関する事項-1 省エネ性能・導入する省CO ₂ 技術等の内容		様式4-1・非住宅B
	⑥審査基準に関する事項-2 建築物の環境効率の評価結果等		様式4-2・非住宅B
	⑦審査基準に関する事項-3 省CO ₂ 効果に関する説明		様式4-3・共通
	⑧エネルギー使用量の計測及びCO ₂ 排出効果実証に関する計画書		様式5・共通
	⑨事業計画		様式6・非住宅B ※標準単価方式による場合は「様式8・非住宅B」を提出
	⑩補助対象となる部分の経費の内訳		様式7-1・共通、様式7-2・非住宅B ※該当するものを使用のこと ※標準単価方式による場合は提出不要
3) 添付図書	⑪省エネルギー計画の概要	2部	※新築、改修時に提出 (交付申請時に提出する旨の書面でも可)
4) CD-R	上記①～⑪の応募書類の電子ファイルを格納したもの	1枚	※ <u>指定様式の電子ファイルはWord ファイルのままで格納してください</u>

＜記入にあたっての留意点＞

①提案申請書

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・対象となる事業の種類は「非住宅・建築物の新築」のみです。
- ・提案の代表者を明記してください。（申請書の代表印は省略可能です。）

②フェイスシート その1

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・様式に従って、提案者名、事業概要などの提案概要を記載してください。
- ・プロジェクト全体の概要は、箇条書きで簡潔に記載してください。
- ・また、提案者と補助を受ける者が異なる場合、提案者以外の作業協力者がいる場合などは、関係者の関係を示した実施体制図を記載してください。

③フェイスシート その2

- ・応募する建築物の概要を記載してください。
- ・他の補助金を活用する場合は本事業の提案内容との区分などを別紙に示し、添付してください。

④プロジェクトの全体概要

- ・応募書類は2枚を限度とします。
- ・プロジェクト全体の概要（建築概要及び事業スケジュール）と提案する省CO₂対策の概要をわかりやすく記載してください。
- ・省CO₂と両立した「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」を踏まえた大地震時の機能継続確保に資する取り組みや「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」を踏まえた大雨に伴う内水氾濫に対する浸水対策を提案する場合は、当該ガイドラインを参考とした旨だけでなく、参考とした箇所、設定した性能の目標水準及びその達成方法など、実際にどのような形で参考としたかも併せて記載してください。
- ・省CO₂と両立した「ESG投資の普及促進に向けた認証制度のあり方について」を踏まえた取り組みを提案する場合は、参考とした内容も併せて記載してください。
- ・提案する省CO₂プロジェクトを実施することで期待される省CO₂技術等の波及効果・普及効果を示してください。

※本様式に記載いただくパースや断面図などは、採択後に、プレス発表などの公表資料で使用する場合があります。本様式に記載する図表などは、プロジェクト概要がわかりやすい内容としてとりまとめていただくとともに、公開資料等での使用を承諾いただける内容としてください。

⑤審査基準に関する事項－1 省エネ性能・導入する省CO₂技術等の内容

- ・応募書類は原則として1枚にまとめてください。
- ・外皮及び一次エネルギー消費性能の評価結果（目標値でも可）を記載してください。
- ・導入する省CO₂技術について、箇条書きで簡潔に記載し、先導的な省CO₂技術として補助対象に申請するものを特定してください。

⑥審査基準に関する事項－2 建築物の環境効率の評価結果等（新築）

- ・環境効率の評価結果を記載してください。CASBEE 評価の場合には、評価結果シートを貼り付けてください（別添でも可）。

⑦審査基準に関する事項－３ 省ＣＯ₂効果に関する説明

- ・応募書類は最大２枚を限度とします。
- ・補助対象として提案する先導的省ＣＯ₂技術について、それぞれの技術の特徴及び省ＣＯ₂効果（又は省エネルギー効果）と費用対効果を記載してください。

⑧エネルギー使用量の計測及びＣＯ₂排出削減効果実証に関する計画書

- ・応募書類は提案する先導的省ＣＯ₂技術に応じて枚数を増やして記載してください。
- ・必須事項（建物全体及び主たる省ＣＯ₂技術の効果検証）とその他のＣＯ₂排出削減効果実証計画（提案する場合）に分けて記載してください。

⑨事業計画

＜補助対象費用の積み上げによる場合：様式６＞

- ・応募書類は１枚を限度とします。
- ・プロジェクト全体の事業計画と補助対象となる部分（提案する先導的省ＣＯ₂技術）を区分し、建設工事費等を記載してください。
- ・記入上の注意点を確認し、千円単位で記入してください。

＜標準単価方式による場合：様式８＞

- ・応募書類は１枚を限度とします。
- ・当該建築物の省エネルギー性能（ＢＥＬＳ評価）及び必要事項を記載してください。

⑩補助対象となる部分の経費の内訳

- ・原則、応募書類は１枚にまとめてください。なお、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。

※標準単価方式による場合は提出不要です。

⑪省エネルギー計画の概要

- ・「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」に基づいて、省エネルギー計画書（様式第一、第五面～第七面の該当箇所）を提出ください。
- ・届出書類の様式は、下記ホームページでダウンロードできます。
「国土交通省 建築物省エネ法のページ」
(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)
- ・なお、基本設計段階などのため、提案の応募時点で省エネルギー計画の概要を提出できない場合は、採択後の交付申請手続きのなかで、ＺＥＢ水準の省エネルギー性能を確認できる資料を提出することも可能です。この場合、交付申請時に省エネルギー計画の概要を提出する旨を明記した書面を提案書類に添えてください（様式は任意）。

6. 3. 3 共同住宅・一般部門

提案する事業の種類（住宅・建築物の新築、既存の住宅・建築物の改修、省CO₂のマネジメントシステムの整備、省CO₂に関する技術の検証）に応じて、提出書類一覧表に掲げる1）～4）の必要部数を揃えて、提出してください。

提出書類一覧表【共同住宅・一般部門】

区分	書類名	必要部数	備考
1) 提案申請書	①提案申請書	5部 (正1部、正のコピー4部)	様式1・住宅A
2) 応募図書	②フェイスシート その1		様式2-1・住宅A
	③フェイスシート その2		様式2-2・住宅A ※別紙は該当するものを提出のこと
	④プロジェクトの全体概要		様式3・住宅A
	⑤審査基準に関する事項-1 導入する対策の内容		様式4-1・住宅A
	⑥審査基準に関する事項-2 建築物の環境効率の評価結果等		様式4-2・住宅A ※「新築」「新築を含むマネジメントシステムの整備」時に提出
	⑦審査基準に関する事項-3 省CO ₂ 効果に関する説明		様式4-3・共通
	⑧審査基準に関する事項-4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴（課題1～6）		様式4-4・共通 ※該当するものを提出のこと
	⑨エネルギー使用量の計測及びCO ₂ 排出効果実証に関する計画書		様式5・共通
	⑩事業計画		様式6・住宅A
	⑪補助対象となる部分の経費の内訳		様式7-1～7-4・住宅A ※該当するものを提出のこと
3) 添付図書	⑫省エネルギー計画の概要	2部	※新築、改修時に提出 (交付申請時に提出する旨の書面でも可)
4) CD-R	上記①～⑫の応募書類の電子ファイルを格納したもの	1枚	※ <u>指定様式の電子ファイルはWord ファイルのままで格納してください</u>

＜記入にあたっての留意点＞

①提案申請書

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・提案する事業の種類を明記してください。
- ・提案の代表者を明記してください。（申請書の代表印は省略可能です。）

②フェイスシート その1

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・様式に従って、提案者名、事業概要などの提案概要を記載してください。
- ・プロジェクトのアピールポイント、提案する住宅の省CO₂対策の内容は、箇条書きで簡潔に記載してください。
- ・優先課題に対応した取り組みを提案する場合、対応する優先課題を選択してください（対応する優先課題に応じて様式4－4を提出する必要があります）。
- ・グループとして提案する場合、グループの構成員全員について、法人・団体名、住宅の供給実績（過去3年間にける年間平均戸数）を明記してください。
- ・他の補助金を活用する場合は、本事業の提案内容との区分などを別紙2に示し、添付してください。

③フェイスシート その2

- ・応募書類は、提案する各々の事業について1枚を限度とします。
- ・提案する事業の種類に応じた様式を使用し、複数の事業を提案する場合には提案する全ての事業について提出してください。

④プロジェクトの全体概要

- ・応募書類は最大2枚を限度とします。
- ・提案する住宅で取り組む省CO₂対策の内容がわかるように図示してください。また、省エネ性能の住宅の普及促進に向けた、単独またはグループとしての取り組み（供給体制など）を記入してください。
- ・提案する省CO₂プロジェクトを実施することで期待される省CO₂技術等の波及効果・普及効果を示してください。

※本様式に記載いただくパースや断面図などは、採択後に、プレス発表などの公表資料で使うことがあります。本様式に記載する図表などは、プロジェクト概要がわかりやすい内容としてとりまとめていただくとともに、公開資料等での使用を承諾いただける内容としてください。

⑤審査基準に関する事項－1 導入する省CO₂対策の内容

- ・応募書類は最大2枚を限度とします。
- ・これまでに供給してきた共同住宅における対策の内容、今回提案する共同住宅で取り組む対策の内容を記載してください。
- ・上記の基本的な対策の内容に加え、波及・普及につながる取り組み等、プロジェクトとしてのアピール点を簡潔に記載してください。

⑥審査基準に関する事項－２ 建築物の環境効率の評価結果等

- ・新築、新築を含むマネジメントシステムの整備について提案応募する場合に提出してください。
- ・環境効率の評価結果を記載してください。CASBEE 評価の場合には、評価結果シートを貼り付けてください（別添でも可）。
- ・建築物の環境効率の評価に関連した取り組みの評価結果（建築環境 SDG s チェックリストなど）をあわせて提出する場合、該当する評価結果シートなどを別添してください。

⑦審査基準に関する事項－３ 省CO₂効果に関する説明

- ・応募書類は最大２枚を限度とします。
- ・提案する先導的省CO₂技術について、省CO₂効果（又は省エネルギー効果）と費用対効果を記載してください。

⑧審査基準に関する事項－４ 優先課題に対応したプロジェクトの特徴（課題１～６）

- ・応募書類は最大１枚を限度とします。ただし、課題６の計算結果を添付する場合は複数枚も可とします。
- ・対応する優先課題を選択し、それぞれの課題に対応した事業の特徴、効果をわかりやすく記載してください。

⑨エネルギー使用量の計測及びCO₂排出削減効果実証に関する計画書

- ・応募書類は提案する先導的省CO₂技術に応じて枚数を増やして記載してください。
- ・必須事項（建物全体及び主たる省CO₂技術の効果検証）とその他のCO₂排出削減効果実証計画（提案する場合）に分けて記載してください。

⑩事業計画

- ・応募書類は１枚を限度とします。
- ・プロジェクト全体の事業計画と補助対象となる部分（提案する先導的省CO₂技術）を区分し、建設工事費等を記載してください。
- ・複数の事業を提案する場合も、全ての事業の計画を１枚にまとめてください。
- ・記入上の注意点を確認し、千円単位で記入してください。

⑪補助対象となる部分の経費の内訳

- ・原則、応募書類は１枚にまとめてください。なお、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・提案する事業の種類に応じた様式を使用し、補助対象となる部分（提案する先導的省CO₂技術）の経費の内訳を記載してください。
- ・複数の事業を提案する場合は、それぞれの事業の経費を分けて記載してください。

⑫省エネルギー計画の概要

- ・「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」に基づいて、省エネルギー計画書（様式第一、第五面～第七面の該当箇所）を提出ください。
- ・届出書類の様式は、下記ホームページでダウンロードできます。
「国土交通省 建築物省エネ法のページ」

(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)

- ・なお、基本設計段階などのため、提案の応募時点で省エネルギー計画の概要を提出できない場合は、採択後の交付申請手続きのなかで、新築に関するプロジェクトでは、Z E H水準の省エネルギー性能、既存改修に関するプロジェクトでは省エネ基準への適合状況を確認できる資料を提出することも可能です。この場合、交付申請時に省エネルギー計画の概要を提出する旨を明記した書面を提案書類に添えてください（様式は任意）。

6. 3. 4 戸建住宅・一般部門

提案する事業の種類（住宅・建築物の新築、既存の住宅・建築物の改修、省CO₂のマネジメントシステムの整備、省CO₂に関する技術の検証）に応じて、提出書類一覧表に掲げる1）～4）の必要部数を揃えて、提出してください。

提出書類一覧表【戸建住宅・一般部門】

区分	書類名	必要部数	備考
1) 提案申請書	①提案申請書	5部 (正1部、正のコピー4部)	様式1・住宅B
2) 応募図書	②フェイスシート その1		様式2-1・住宅B
	③フェイスシート その2		様式2-2・住宅B ※別紙は該当するものを提出のこと
	④プロジェクトの全体概要		様式3・住宅B
	⑤審査基準に関する事項-1 導入する省CO ₂ 対策の内容		様式4-1・住宅B
	⑥審査基準に関する事項-2 住宅の環境効率の評価結果等		様式4-2・住宅B ※「新築」「新築を含むマネジメントシステムの整備」時に提出
	⑦審査基準に関する事項-3 省CO ₂ 効果に関する説明		様式4-3・共通
	⑧審査基準に関する事項-4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴（課題1～6）		様式4-4・共通 ※該当するものを提出のこと
	⑨エネルギー使用量の計測及びCO ₂ 排出効果実証に関する計画書		様式5・共通
	⑩事業計画		様式6・住宅B
	⑪補助対象となる部分の経費の内訳		様式7-1～7-4・住宅B ※該当するものを提出のこと
3) 添付図書	⑫省エネルギー計画の概要	2部	※新築、改修時に提出 (交付申請時に提出する旨の書面でも可)
4) CD-R	上記①～⑫の応募書類の電子ファイルを格納したもの	1枚	※指定様式の電子ファイルは <u>Word ファイルのままで格納してください</u>

＜記入にあたっての留意点＞

①提案申請書

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・提案する事業の種類を明記してください。
- ・提案の代表者を明記してください。（申請書の代表印は省略可能です。）

②フェイスシート その1

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・様式に従って、提案者名、事業概要などの提案概要を記載してください。
- ・プロジェクトのアピールポイント、提案する住宅の省CO₂対策の内容は、箇条書きで簡潔に記載してください。
- ・優先課題に対応した取り組みを提案する場合、対応する優先課題を選択してください（対応する優先課題に応じて様式4－4を提出する必要があります）。
- ・グループとして提案する場合、グループの構成員全員について、法人・団体名、戸建住宅の供給実績（過去3年間にける年間平均戸数）を明記してください。
- ・他の補助金を活用する場合は本事業の提案内容との区分などを別紙2に示し、添付してください。

③フェイスシート その2

- ・応募書類は、提案する各々の事業について1枚を限度とします。
- ・提案する事業の種類に応じた様式を使用し、複数の事業を提案する場合には提案する全ての事業について提出してください。

④プロジェクトの全体概要

- ・応募書類は最大2枚を限度とします。
- ・提案する住宅で取り組む省CO₂対策の内容がわかるように図示してください。また、省エネ性能の住宅の普及促進に向けた、単独またはグループとしての取り組み（供給体制など）を記入してください。
- ・提案する省CO₂プロジェクトを実施することで期待される省CO₂技術等の波及効果・普及効果を示してください。

※本様式に記載いただくパースや断面図などは、採択後に、プレス発表などの公表資料で使うことがあります。本様式に記載する図表などは、プロジェクト概要がわかりやすい内容としてとりまとめていただくともに、公開資料等での使用を承諾いただける内容としてください。

⑤審査基準に関する事項－1 導入する省CO₂対策の内容

- ・応募書類は最大2枚を限度とします。
- ・これまでに供給してきた戸建住宅における対策の内容、今回提案する戸建住宅で取り組む対策の内容を記載してください。
- ・上記の基本的な対策の内容に加え、波及・普及につながる取り組み等、プロジェクトとしてのアピール点を簡潔に記載してください。

⑥審査基準に関する事項－２ 住宅の環境効率の評価結果等

- ・新築、新築を含むマネジメントシステムの整備について提案応募する場合に提出してください。
- ・環境効率の評価結果を記載してください。CASBEE 評価の場合には、評価結果シートを貼り付けてください（別添でも可）。
- ・建築物の環境効率の評価に関連した取り組みの評価結果（建築環境 SDG s チェックリストなど）をあわせて提出する場合、該当する評価結果シートなどを別添してください。

⑦審査基準に関する事項－３ 省CO₂効果に関する説明

- ・応募書類は最大２枚を限度とします。
- ・提案する先導的省CO₂技術について、省CO₂効果（又は省エネルギー効果）と費用対効果を記載してください。

⑧審査基準に関する事項－４ 優先課題に対応したプロジェクトの特徴（課題１～６）

- ・応募書類は最大１枚を限度とします。ただし、課題６の計算結果を添付する場合は複数枚も可とします。
- ・対応する優先課題を選択し、それぞれの課題に対応した事業の特徴、効果をわかりやすく記載してください。

⑨エネルギー使用量の計測及びCO₂排出削減効果実証に関する計画書

- ・応募書類は提案する先導的省CO₂技術に応じて枚数を増やして記載してください。
- ・必須事項（建物全体及び主たる省CO₂技術の効果検証）とその他のCO₂排出削減効果実証計画（提案する場合）に分けて記載してください。

⑩事業計画

- ・応募書類は１枚を限度とします。
- ・プロジェクト全体の事業計画と補助対象となる部分（提案する先導的省CO₂技術）を区分し、建設工事費等を記載してください。
- ・複数の事業を提案する場合も、全ての事業の計画を１枚にまとめてください。
- ・記入上の注意点を確認し、千円単位で記入してください。

⑪補助対象となる部分の経費の内訳

- ・原則、応募書類は１枚にまとめてください。なお、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・提案する事業の種類に応じた様式を使用し、補助対象となる部分（提案する先導的省CO₂技術）の経費の内訳を記載してください。
- ・複数の事業を提案する場合は、それぞれの事業の経費を分けて記載してください。

⑫省エネルギー計画の概要

- ・「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」に基づいて、省エネルギー計画書（様式第一、第五面～第七面の該当箇所）を提出ください。
- ・届出書類の様式は、下記ホームページでダウンロードできます。
「国土交通省 建築物省エネ法のページ」

(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)

- ・なお、基本設計段階などのため、提案の応募時点で省エネルギー計画の概要を提出できない場合は、採択後の交付申請手続きのなかで、新築に関するプロジェクトでは、Z E H水準の省エネルギー性能、既存改修に関するプロジェクトでは省エネ基準への適合状況を確認できる資料を提出することも可能です。この場合、交付申請時に省エネルギー計画の概要を提出する旨を明記した書面を提案書類に添えてください（様式は任意）。

別表 1－(1)：直接経費

項 目	説 明
賃 金 等	応募者の構成員が法人の場合、当該事業を遂行するための技術補助者を雇用するための経費及び専門的知識の提供等、効果の検証に協力を得た人（応募者の構成員として効果の検証を実施する者は除く。）に支払う経費
旅 費	当該事業に参加する者がマネジメントシステムの運用や技術の検証の実施のために直接必要な交通費及び宿泊費
設備備品費	当該事業に供する器具機械類その他の備品並びに標本等で、その性質及び形状を変えずることなく長期の使用に耐えるものの代価（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達「補助事業等における残存物件の取扱いについて」参照） ※備品等は原則リース等で調達（「その他」の支出費目に計上）してください。
委 託 費	当該事業の遂行に必要であるが、事業の本質をなす発想を必要としない定型的な業務を他の機関に委託して行わせるための経費 ※原則として各年度の50%を超えない範囲とします。50%を超える場合は、その理由を記した書類を添付してください。
そ の 他	設備の賃借（リース）、事業を遂行するために労働者派遣事業を営む者から期間を限って人材を派遣してもらうための経費、文献購入費、光熱水料（専用のメーターがある場合等、実際に要する経費の額を特定できる場合に限る。）、通信運搬費（実際に事業に要するものに限る。）、印刷製本費、借料・損料、会議費、送金手数料、収入印紙代等の雑費

別表 1－(2)：申請できない経費

項 目	説 明
建物等施設の建設、不動産取得に関する経費	ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請可能。
事業を実施する者の人件費	応募者の構成員または応募者の構成員に所属する者で、事業を実施するものの人件費
技術補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費	雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当。 ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請可能。
国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費、宿泊費、参加費	ただし、補助金の対象となった事業に関する成果発表を行う場合は申請可能。
事業の実施中に発生した事故・災害の処理のための経費	—
その他、当該事業におけるマネジメント及び効果の検証の実施に関連性のない経費	—

別表 2－(1)：附帯事務費

項 目	説 明
附帯事務費	当該事業を行うために必要な旅費、賃金（補助員等）、需用費、役務費等

別表 2－(2)：申請できない経費

項 目	説 明
建物等施設の建設、不動産取得に関する経費	ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請可能。
事業を実施する者の人件費	応募者の構成員または応募者の構成員に所属する者で、事業を実施するものの人件費
技術補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費	雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当。 ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請可能。
国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費、宿泊費、参加費	ただし、補助金の対象となった事業に関する成果発表を行う場合は申請可能。
事業の実施中に発生した事故・災害の処理のための経費	—
その他、補助対象工事等の実施に関連性のない経費	—
当該事業の補助金交付の申請に関わる費用	補助金交付に関する申請書作成費及び事務代行費。申請に伴う旅費及び庁費（賃金、文具費、印刷費、郵便・通信運搬費等）

別表 3：標準単価方式における標準単価

建物用途	省エネルギー性能 (BELS)	標準単価
事務所等、学校等、工場等	★★★★★（5つ星以上）	38,000円/m ²
ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等	★★★★（4つ星以上）	

※ 1 非住宅の新築プロジェクトのうち、延べ面積 2,000 m²未満の場合に限り適用可能（別表 4 参照）

※ 2 標準単価方式における補助金の額の算定

補助金の額＝当該建築物の延べ面積×標準単価×1/2
（ただし、総事業費の 3.5%を補助限度額とする）

※ 3 採択後、交付申請において補助対象工事を特定する必要があります。なお、補助対象工事として特定できるものは、新築プロジェクトの建設工事費に限ります（設計費、マネジメントシステムの整備費、技術の検証費は対象外）。

※ 4 採択後、実績報告時まで省エネルギー性能に関する第三者評価を取得する必要があります。補助金の額は、第三者評価結果に基づいて確定します。

別表 4：標準単価方式の適用可否

<2,000㎡未満（1棟の場合※1）>

建物用途	省エネルギー性能 (BELS)	環境効率 (CASBEEの場合)	
		Sランク	B+～Aランク (※2)
用途1	★★★★★ (5つ星以上)	一般部門・ 中小規模建築物部門 ↓ 標準単価方式・適用可	一般部門 ↓ 標準単価方式・適用可
用途2	★★★★ (4つ星以上)		

用途1：事務所等、学校等、工場等

用途2：ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等

<2,000㎡以上～10,000㎡未満（1棟の場合※1）>

建物用途	省エネルギー性能 (BELS)	環境効率 (CASBEEの場合)	
		Sランク	B+～Aランク (※2)
用途1	★★★★★ (5つ星以上)	一般部門・ 中小規模建築物部門 ↓ 標準単価方式・適用不可	一般部門 ↓ 標準単価方式・適用不可
用途2	★★★★ (4つ星以上)		

用途1：事務所等、学校等、工場等

用途2：ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等

- ※1 複数棟のプロジェクトは、一般部門として提案してください。また、複数棟のプロジェクトの場合、標準単価方式を適用することはできません。
- ※2 新築プロジェクトにおいて、総合的な建築物の環境効率の評価が、CASBEEの場合でBーランク以下のものは提案の対象外です。
- ※3 1万㎡未満の中小規模建築物の新築プロジェクトで、「一般部門」として提案する場合、大規模建築物とは区分して、プロジェクトの規模に応じて先導性を評価します。
- ※4 既存建築物の改修、マネジメント、技術の検証を主とするプロジェクトは「一般部門」として提案してください。

令和 年 月 日

国土交通大臣 中野 洋昌 殿

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）

提案申請書

(令和 7 年度募集)

[建築物（非住宅）・一般部門]

以下の内容により、サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）の提案を申請します。

プロジェクト名 : _____

提案事業の種類

提案事業の種類	提案事業 (当てはまるものに○をつけてください)
①住宅・建築物の新築	
②既存住宅・建築物等の改修	
③省CO ₂ のマネジメントシステムの整備	
④省CO ₂ に関する技術の検証（社会実験、展示等）	

(代表提案者)
提案団体名
代 表 者

フェイスシート その 1 - 補助事業の実施体制 (A 4・1 枚)

プロジェクト名			
1 提案者	(提案者の構成員全員について、法人その他の団体の場合には法人名・団体名、個人の場合には氏名を記載してください。)		
2 補助を受ける者 (予定者)	(複数者による共同提案の場合、提案者と補助を受ける者が異なる場合に記入してください。 また、提案者以外の関係者も含めた実施体制を下記 4 の欄に記載してください。)		
3 事務連絡先 (その 1)	所 属		提案者の構成員において、平日(月～金)に確実に連絡がとれる連絡先を必ず 2 つ記入してください。 ・主たる連絡先を(その 1)に記載してください。 ・所属欄は、法人名と部署名等を記載してください。 ・住所欄は、郵便番号と住所を記入してください。 ・E-mail アドレスの記載ミスにご注意ください。(全角半角にも注意)
	役 職 名		
	担 当 者 氏 名		
	住 所	(郵便番号) 〒 — (住 所)	
	電 話		
	F A X		
	E - m a i l		
事務連絡先 (その 2)	所 属		
	役 職 名		
	担 当 者 氏 名		
	電 話		
	E - m a i l		
4 実施体制図	【提案者以外の関係者の有無】 ☐ なし ☐ あり ①複数の提案者による共同提案の場合 ②提案者と補助を受ける者が異なる場合 ③補助事業の提案にあたって作業協力者(提案者の構成員以外の建築設計事務所、建設事業者、エネルギー事業者等)がいる場合 上記の場合には、「提案者、補助を受ける者、作業協力者等」の関係を実施体制図として記載してください。 なお、審査にあたり、ヒアリング審査を行うことがあります。ヒアリング時の出席者はこの実施体制図に記載される法人・団体等に限定しますので、留意してください。		

(注 1) □の部分は、■により項目を選択してください。

(様式 2 - 2 ・ 非住宅 A)

フェイスシート その 2 - 提案概要 (A 4 ・ 1 枚)

プロジェクト名			
5 補助事業期間	2025年度 ～ 年度 (原則として 4 年以内 ^{注2})		
6 事業費	事業費(総額) ^{注3} 百万円 補助金の額(総額) ^{注3} 百万円 ※複数の事業種別を提案する場合には、全ての事業		
7 他の補助金の有無	☐ なし ☐ あり (☐ 交付決定済み ☐ 申請中又は申請予定)		
8 許認可等の有無	☐ なし ☐ あり (許認可等の名称及び取得予定時期を記載願います)		
9 事業の対象となる建築物の概要	区分	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年：(西暦) 年)	
プロジェクト全体として記載してください。 提案する事業の種類に応じて、 建築概要を別紙 2～4 に記載してください。	名称・所在地	名 称： 住 所：	
	規模・用途	棟 数： 棟 延べ面積： m ² (住宅を含む場合 戸) 階 数：地上 階/地下 階	
		建物用途 (該当するもの全てを選択) ☐ 事務所 ☐ ホテル ☐ 病院 ☐ 百貨店 ☐ 集会所 ☐ その他 (	
		設計者・施工者 設計者： 施工者：	
	工期	着 工：(西暦) 年 月 竣 工：(西暦) 年 月	
	10 提案の概要	A. プロジェクト全体の概要 プロジェクト全体の概要を簡潔に記載してください。	
B. 提案のアピールポイント ① ② ・ ・ 建築物の省CO ₂ に係るリーディングプロジェクトとしてのアピール点を箇条書きで簡潔に記載してください。			
C. 対応する優先課題 (該当するものを選択してください) ☐ 課題 1 街区や複数建築物におけるエネルギー融通、まちづくりとしての取り組み ☐ 課題 2 省CO ₂ の実現とともに健康性・快適性等の向上を図る先導的な取り組み ☐ 課題 3 非常時のエネルギー自立と省CO ₂ の実現を両立する取り組み ☐ 課題 4 被災地において省CO ₂ の推進と復興に資する取り組み ☐ 課題 5 地方都市等での先導的な省CO ₂ 技術の波及、普及につながる取り組み ☐ 課題 6 ホールライフカーボンを算定し、CO ₂ 排出量を低減させる取り組み ☐ 対応する優先課題は特になし			

(注 1) ☐ の部分は、☒ により項目を選択してください。

(注 2) 4 年を超える事業として提案する場合は、様式 3 に全体工程に関する説明を記載してください。

(注 3) 様式 6 (標準単価方式の場合は様式 8) の該当欄の額と一致するように記載してください。
(複数年度に渡る場合は全年度の合計額)

(様式 2－2 別紙 1・非住宅 A)

他の補助金を活用する場合の区分 (A 4・1 枚)

※他の補助金を活用する場合に提出

プロジェクト名	
本先導事業以外に、提案事業について、現在、国・地方公共団体等から受け入れている補助金若しくは申請中、申請予定の補助金等がある場合、下記を記載してください。 ・制度名 ・申請状況（交付決定、申請中、申請予定の別） ・補助金額 ・本提案事業と区分 <注意事項> <u>※本事業の補助対象となる部分について、重複して他の補助金等を活用することはできません。</u> <u>※他の補助金の対象となっている場合、又は申請を行っている若しくは申請を行う予定がある場合は、補助対象となる部分を明確に切り分けて申請する必要があります。</u>	

※該当する場合のみに提出

プロジェクト名					
棟１ （名称）	☐ 新築 ☐ 既存（竣工年：（西暦） 年）				
	☐ 事務所	☐ ホテル	☐ 病院	☐ 百貨店	☐ 学校 ☐ 飲食店
	☐ 集会所 ☐ その他（ ）				
	延べ面積： ㎡（住宅を含む場合 戸） 階 数：地上 階／地下 階				
棟２ （名称）	☐ 新築 ☐ 既存（竣工年：（西暦） 年）				
	☐ 事務所	☐ ホテル	☐ 病院	☐ 百貨店	☐ 学校 ☐ 飲食店
	☐ 集会所 ☐ その他（ ）				
	延べ面積： ㎡（住宅を含む場合 戸） 階 数：地上 階／地下 階				
棟３ （名称）	☐ 新築 ☐ 既存（竣工年：（西暦） 年）				
	☐ 事務所	☐ ホテル	☐ 病院	☐ 百貨店	☐ 学校 ☐ 飲食店
	☐ 集会所 ☐ その他（ ）				
	延べ面積： ㎡（住宅を含む場合 戸） 階 数：地上 階／地下 階				
棟４ （名称）	☐ 新築 ☐ 既存（竣工年：（西暦） 年）				
	☐ 事務所	☐ ホテル	☐ 病院	☐ 百貨店	☐ 学校 ☐ 飲食店
	☐ 集会所 ☐ その他（ ）				
	延べ面積： ㎡（住宅を含む場合 戸） 階 数：地上 階／地下 階				
棟５ （名称）	☐ 新築 ☐ 既存（竣工年：（西暦） 年）				
	☐ 事務所	☐ ホテル	☐ 病院	☐ 百貨店	☐ 学校 ☐ 飲食店
	☐ 集会所 ☐ その他（ ）				
	延べ面積： ㎡（住宅を含む場合 戸） 階 数：地上 階／地下 階				

(1棟のみのプロジェクトの場合は提出不要です。)

(注3) 竣工年の欄は、既存建物を対象とする場合に、新築時の竣工年を西暦で記入してください。

(様式 2 - 2 別紙 3・非住宅 A)

※該当する場合のみに提出

提案事業の対象となる建築物の概要 (マネジメント: A 4・1 枚)

プロジェクト名	
1 マネジメントシステム整備に関わる事業者	整備者: 実施者:
2 対象建築物の区分	☐ 新築提案と同じ建築物 ☐ 改修提案と同じ建築物 ☐ 新築又は改修の提案とは異なる建築物 (※下記に建築概要を記載のこと)

<対象建築物の概要: 新築又は改修の提案とは異なる建築物で実施する場合に記載>

棟 1 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年: (西暦) 年)
	☐ 事務所 ☐ ホテル ☐ 病院 ☐ 百貨店 ☐ 学校 ☐ 飲食店 ☐ 集会所 ☐ その他 ()
	延べ面積: m ² (住宅を含む場合 戸)
	階 数: 地上 階/地下 階
棟 2 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年: (西暦) 年)
	☐ 事務所 ☐ ホテル ☐ 病院 ☐ 百貨店 ☐ 学校 ☐ 飲食店 ☐ 集会所 ☐ その他 ()
	延べ面積: m ² (住宅を含む場合 戸)
	階 数: 地上 階/地下 階
棟 3 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年: (西暦) 年)
	☐ 事務所 ☐ ホテル ☐ 病院 ☐ 百貨店 ☐ 学校 ☐ 飲食店 ☐ 集会所 ☐ その他 ()
	延べ面積: m ² (住宅を含む場合 戸)
	階 数: 地上 階/地下 階
棟 4 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年: (西暦) 年)
	☐ 事務所 ☐ ホテル ☐ 病院 ☐ 百貨店 ☐ 学校 ☐ 飲食店 ☐ 集会所 ☐ その他 ()
	延べ面積: m ² (住宅を含む場合 戸)
	階 数: 地上 階/地下 階
棟 5 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年: (西暦) 年)
	☐ 事務所 ☐ ホテル ☐ 病院 ☐ 百貨店 ☐ 学校 ☐ 飲食店 ☐ 集会所 ☐ その他 ()
	延べ面積: m ² (住宅を含む場合 戸)
	階 数: 地上 階/地下 階

(注 1) 提案する事業の種類に応じた様式を提出してください。(該当しない事業種別の様式は提出不要です。)

(注 2) □の部分は、■により項目を選択してください。

(注 3) 竣工年の欄は、既存建物を対象とする場合に、新築時の竣工年を西暦で記入してください。

※該当する場合のみに提出

プロジェクト名	
1 技術の検証の実施者	実施者：
2 対象建築物の区分	☐ 新築提案と同じ建築物 ☐ 改修提案と同じ建築物 ☐ 新築または改修の提案とは異なる建築物（※下記に建築概要を記載のこと）

[illegible]

(注3) 竣工年の欄は、既存建物を対象とする場合に、新築時の竣工年を西暦で記入してください。

プロジェクトの全体概要 (A 4・最大 2 枚)

プロジェクト名	
〔プロジェクトの全体概要〕	

プロジェクトの実施場所、建物の全体的な姿や用途、事業スケジュール、先導的な省 CO₂ 技術プロジェクトの全体像を説明してください。

また、プロジェクトの全体概要が分かるパース等の図を示し、図の中に、吹き出し等で先導的な省 CO₂ 技術（アピール点）、及び対応する優先課題との関係を記述してください。

※「事業スケジュール」は、プロジェクト全体のスケジュールと提案される先導的な省 CO₂ 技術の事業スケジュールの関係、及び着手の時期が分かるように記載してください。

＜注意事項＞

本様式に記載いただくパースや断面図などは、採択後に、プレス発表などの公表資料で使用する場合があります。本様式に記載する図表などは、プロジェクト概要がわかりやすい内容としてとりまとめていただくともに、公開資料等での使用を承諾いただける内容としてください。

〔本事業の実施によって期待される波及効果・普及効果〕

提案する省 CO₂ プロジェクトを実施することで期待される省 CO₂ 技術等の波及効果・普及効果を示してください。

また、提案する省 CO₂ プロジェクトとして、省 CO₂ 技術の波及や普及に向けた取り組みを実施する場合、取り組みの内容を具体的に記載してください。

審査基準に関する事項-1 導入する省CO₂技術の特徴 (A4・最大2枚)

プロジェクト名				
省エネ 性能	B P I		☐ 計算値	設計値 : [MJ/m ² ・年]
			☐ 目標値	基準値 : [MJ/m ² ・年]
	B E I ※1		☐ 計算値	設計値 : [GJ/年]
			☐ 目標値	基準値 : [GJ/年]
省CO ₂ 技術 の特徴		① ② 提案する省CO₂技術の特徴を箇条書きで簡潔に記載してください ・ ・		
[導入する省CO ₂ 技術の内容] 導入するCO₂削減に寄与する技術（建築構造、建築設備、運用システム等）の内容とプロジェクトの先導性等、省CO₂実現性に優れたプロジェクトの特徴を説明してください。枠内に適宜図表を挿入しても構いません。				

※1：B E I 算定に当たって、再生可能エネルギーを含めて算定する場合は2段に分けて記載してください。

上段：再生可能エネルギーを考慮せず含めない値

下段：再生可能エネルギーを考慮し含めた値として()内に記載してください。

審査基準に関する事項ー 2 建築物の環境効率の評価結果等
～新築、改修、新築又は既存改修を含むマネジメントシステムの整備～

(CASBEE 活用)

※CASBEE を活用しない場合は、新築は建築物の環境効率と LCCO₂ の計算結果を、改修は建築物の環境効率を、別に作成してください。

CASBEE評価ツール	☐ CASBEE-建築(新築) 2024年版 ☐ CASBEE-建築(新築) 2021年SDGs対応版 ☐ CASBEE-建築(改修) 2014年版 ☐ 上記以外のCASBEE ()
CASBEE評価書作成者 (CASBEE評価員が作成した場合)	登録番号： — 氏名：

※“CASBEE 評価にて LCCO₂ 計算を行わない場合”は、別に LCCO₂ の計算結果を作成してください。

(CASBEE 評価結果シートを貼付してください。別添可。)

- ※1 CASBEE 評価結果は、「BEE の数値」および「ライフサイクル CO₂ のグラフ中に表示される参照値に対する割合の数値 (%)」が読み取れるものを貼付してください。
- ※2 LCCO₂ 算出にあたって標準計算以外を行う場合は、別紙にその条件、算出結果を記載して添えてください。
- ※3 未確定の項目を仮定して計算する場合、別紙に前提とした条件を記載して添えてください。

(様式 4 - 3 ・ 共通)

審査基準に関する事項－ 3 省 CO₂ 効果に関する説明

(A 4 ・ 最大 2 枚)

プロジェクト名		
事業全体の 省 CO ₂ 効果	CO ₂ 排出量 (比較対象 : a) ton-CO ₂ /年	CO ₂ 排出量 (提案事業 : b) ton-CO ₂ /年
	CO ₂ 排出削減量 (c = a - b) ton-CO ₂ /年	CO ₂ 排出削減率 (c ÷ a × 100) %

■先導的技術に関する省 CO₂ 効果と費用対効果

提案プロジェクトの先導的な技術について、省 CO₂ 効果（又は省エネルギー効果）と費用対効果を記載してください。

費用対効果を算出するにあたっては比較対象となるものを明示し記載してください。

先導的技術として提案しているものが複数ある場合は、主なものについてそれぞれ記載してください。

また、CO₂ 排出量を計算した根拠（排出係数など）を記載してください。

(様式 4-4・共通)

審査基準に関する事項ー 4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴 (課題 1)

(A 4・最大 1 枚)

プロジェクト名	
■課題 1 : 街区や複数建築物におけるエネルギー融通、まちづくりとしての取り組み 1) 街区や複数建築物における取り組みの概要 (対象範囲、関係者) 2) 取り組みを実現する設備と運用方法 3) 提案事業の先導性 (既往事例・類似事例と比べた当該事業の技術的先進・先端性、導入技術の波及性・普及性)	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

(様式 4-4・共通)

審査基準に関する事項ー 4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴 (課題 2)

(A 4・最大 1 枚)

プロジェクト名	
■課題 2：省 CO₂の実現とともに健康性・快適性等の向上を図る先導的な取り組み 1) 健康性・快適性・知的生産性の向上に関する先導的な取り組みの内容 (基本的な考え方、目標、建築計画・設備計画等における工夫など) 2) 先導的な取り組みの波及・普及に向けた取り組み (効果検証の予定の有無、検証方法・内容など) 3) その他特記事項 (関連するガイドラインとの関連など)	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

(様式 4-4・共通)

審査基準に関する事項ー 4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴 (課題 3)

(A 4・最大 1 枚)

プロジェクト名	
■課題 3 : 非常時のエネルギー自立と省CO₂の実現を両立する取り組み 1) 建物の機能維持に関わる基本的な考え方、目標 2) 目標を実現するための追加的設備 3) その他特記事項 (地方公共団体や地域における防災計画上の位置づけ、協定・連携など)	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

(様式 4-4・共通)

審査基準に関する事項ー 4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴 (課題 4)

(A 4・最大 1 枚)

プロジェクト名	
■課題 4 : 被災地において省CO₂の推進と復興に資する取り組み 1) 当該地域の復興に資するアピール点 2) 当該地域を含む他のプロジェクトへの省CO₂の波及、普及に関するアピール点 3) その他特記事項 (当該地域の復興計画等との関わり、位置づけ等)	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

(様式 4-4・共通)

審査基準に関する事項－4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴（課題 5）

(A 4・最大 1 枚)

プロジェクト名	
■課題 5：地方都市等での先導的省 CO₂ 技術の波及、普及につながる取り組み 1) 当該地域における他のプロジェクトを含めた省 CO₂ 技術の波及、普及に関するアピール点 2) その他特記事項（当該地域の上位計画等との関わり、位置づけ等）	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

審査基準に関する事項ー 4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴 (課題 6)

(A 4・最大 1 枚)

プロジェクト名	
■課題 6 : ホールライフカーボンを算定し、CO₂排出量を低減させる取り組み 1) 算定使用計算ツール ホールライフカーボンの算定に当たっては、建築物ライフサイクルカーボンの枠組み (WBCSD,2021) でのアップフロントカーボン<A1~A5>、使用段階 (資材関連) <B1~B5>、オペレーショナルカーボン<B6,B7>、解体段階<C1~C4>の 4 つの区分に分けた形で WLC を算定すること。 算定に使用した計算ツールを下記より選択し「■」を記してください。 ☐ J-CAT (建築物ホールライフカーボン算定ツール) (IBECs) ☐ アップフロントカーボン算定ソフト (標準) 計算法 (不動産協会) ☐ 建築物の LCA ツール (日本建築学会) ☐ One Click LCA (One Click LCA 社) ☐ その他 (使用ツール名 : _____) 2) CO₂排出量を低減させる具体的な取り組みと、その取り組みの波及・普及に関するアピール点 3) その他特記事項 4) ホールライフカーボン算定結果 次ページ以降に算定結果を貼付してください。	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

(様式 5・共通)

エネルギー使用量の計測及びCO₂排出削減効果実証に関する計画書

(A 4・1 枚)

プロジェクト名			
エネルギー 使用量の計測 (建物全体)	計測期間	(西暦) 年 月 ~ (西暦) 年 月	
	計測対象 ^{注1}	☐ 電力 ☐ 都市ガス ☐ LPガス ☐ その他 ()	
	計測方法 ^{注1}	☐ 計測機器 (BEMS 等) ☐ 領収書等 ☐ その他 ()	
	計測周期 ^{注1}	☐ 月別 ☐ 日別 ☐ 時刻別	
CO ₂ 排出削減 効果の実証 ^{注2 注3} (先導的な 省CO ₂ 技術)	提案する技術(1)	先導的な省CO ₂ 技術名を記載してください。	
	比較基準 ^{注4}	効果算出のための比較対象技術を記載してください。	
	効果算出の 考え方	CO ₂ 排出削減効果を算出するための考え方を具体的に記載してください。(例、提案する先導的な省CO ₂ 技術(技術名)を年間運用した場合の実測データを収集し、そのデータに基づき比較基準(技術名)で運用した場合の想定データを比較して、CO ₂ 削減効果を算出する、等)	
	効果算出 方法	1) 先導的な省CO ₂ 技術 ①実測するデータ項目 効果算出に必要なデータ項目を記載してください。 ②データ収集方法、周期及び期間 ①の実測するデータ項目の計測方法、計測周期と期間を記載してください 2) 比較基準(比較対象技術) ①想定データ項目 先導的な省CO ₂ 技術の実測したデータ項目に相当する比較基準の想定データ項目を記載してください 3) 効果算出方法 先導的な省CO ₂ 技術と比較基準から得られる効果算出方法を具体的に記載してください。	

注1: 該当する項目を■で選択してください。

注2: 提案する先導的な省CO₂技術は、様式4-3に記載した技術を記載してください。

注3: 記入欄が不足する場合は、適宜、コピーして使用してください。

注4: 比較基準は、様式4-3で記載した比較対象を記載してください。

事業計画 (A 4・1 枚)

※次頁の「記入上の注意事項」を確認し、補助金の限度額等に注意して、記載してください。

(単位：千円)

プロジェクト名					
実施年度 (西暦)	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	総額
(1) 設計費 A					
(うち補助対象) a					
(補助金の額) ① = $a/2$					
(2) 建設工事費 B					
(うち補助対象) b					
(補助金の額) ② = $b/2$					
(3) マネジメントシステム費 C					
(うち補助対象) c					
(補助金の額) ③ = $c/2$					
(4) 技術の検証費 D					
(うち補助対象) d					
(補助金の額) ④ = $d/2$					
(5) 小計 $E = A+B+C+D$					
(うち補助対象の小計) $e = a+b+c+d$					
(補助金の額の 小計) ⑤ = ①+②+ ③+④					
(6) 附帯事務費 ⑥ = ⑤× 2.2%以内					
(7) 補助金の額 ⑦ = ⑤+⑥					
(8) 補助金の額 (合計) ⑧					

<実施計画（様式6）の記入上の注意事項>

（注1）事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。

（注2）複数種類の事業を提案する場合、全ての種類の事業について記載してください。

（注3）消費税の額を除いた額として記載してください。

（注4）各項目の「うち補助対象」の欄は提案する先導的な省CO₂技術に関する工事費の合計で、様式7-1～7-3の該当欄と一致するように注意してください。

（注5）表中の金額は千円単位として記入してください。

また、「補助金の額」の計上にあたっては、各年度、各項目で千円未満切り捨てとして算定し、金額を記載してください。

（注6）建築物（非住宅）の新築事業において、『(2)建設工事費』に関する補助金の額には限度が設けられています。

『(2)の「補助金の額(②)」が、『(2)建設工事費(B)×5%以内の額』となるように「補助対象費用」を計上してください。

（注7）全ての事業において、補助金の総額は3億円が限度額となります。

『(8)補助金の額(合計)(⑧)』について、総額の欄は、下記のいずれか低い額を記載してください。

・『3億円』、『(7)補助金の額(⑦)』

また、『(7)補助金の額(⑦)』が限度額を上回る場合は、限度額の範囲内で年度別の『(8)補助金の額(合計)』を計上してください。

（注8）次年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助金の額が交付できない場合がありますので留意してください。

（注9）附帯事務費は、採択後の補助金交付の手続きにおいて、附帯事務費として申請し、認められた経費について、領収書等での支払いを証明していただくことで支払われるものです。

（注10）設計費について補助金を申請する場合、申請する費用の説明を「様式7-4」に記載してください。

なお、設計費において、通常の実設計費等は補助の対象となりません。

(様式 7-1・非住宅 A)

補助対象となる部分の経費の内訳（新築・改修）（A 4・1 枚）

（単位：千円）

プロジェクト名					
	補助対象部分の経費の内訳				
実施年度（西暦）	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	総額
(1) 設計費（補助対象部分）					
〇〇費					
××費					
合計(a)					
(2) 建設工事費（補助対象部分）					
先導的提案 1 〇〇〇に関する工事費					
設備費					
工事費					
先導的提案 2 ×××に関する工事費					
設備費					
工事費					
合計(b)					

（注 1）経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

（注 2）積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか明らかとなるように記載してください。

（注 3）記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象費用の額です（様式 6 の a, b の内訳です）。

（注 4）事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

（注 5）消費税の額を除いた額で記載してください。

（注 6）環境効率の表示に係る費用は、それぞれ「申請のための費用」と「表示のための費用」に分けて、「(1) 設計費」の欄に記載してください。

(様式 7-2・非住宅 A)

補助対象となる部分の経費の内訳 (マネジメント) (A 4・1 枚)

(単位: 千円)

プロジェクト名					
	補助対象部分の経費の内訳				
実施年度 (西暦)	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	総額
(3) マネジメントシステム (補助対象部分)					
先導的提案 3000 に関する工事費					
システム整備費					
設備費					
工事費					
直接経費					
委託費					
0000					
0000					
0000					
合計 (c)					

(注 1) 経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

(注 2) 積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか、別表 1 のどのような費目が必要となるのか明らかとなるように記載してください。

(注 3) 記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象額です (様式 6 の c の内訳です)

(注 4) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

(注 5) 消費税の額を除いた額で記載してください。

(注 6) 「直接経費」を申請する場合、経費の内容を「様式 7-4」に記載して提出してください。

(様式 7-3・非住宅 A)

補助対象となる部分の経費の内訳（技術の検証）（A 4・1 枚）

（単位：千円）

プロジェクト名	補助対象部分の経費の内訳				
実施年度（西暦）	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	総額
(4) 技術の検証費（補助対象部分）					
先導的提案 4 × × × に関する工事費					
施設の整備費（対象となる場合）					
施設整備費の合計					
工事費					
直接経費					
委託費					
〇〇〇〇					
〇〇〇〇					
〇〇〇〇					
合計(d)					

（注 1）経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

（注 2）積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか、別表 1 のどのような費目が必要となるのか明らかとなるように記載してください。

（注 3）記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象額です（様式 5 の d の内訳です）

（注 4）事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

（注 5）消費税の額を除いた額で記載してください。

（注 6）施設の整備費について、補助対象となる費用は、実験・検証の期間（展示の期間を含む）中の原価償却に要する費用として下式で計算してください。

対象となる費用＝施設の整備費×0.9×実験・検証期間の年数÷7

（注 7）「直接経費」を申請する場合、経費の内容を「様式 7-4」に記載して提出してください。

(様式 7-4・非住宅 A)

補助対象となる部分の経費の内訳（設計費、直接経費）（A 4・1 枚）

※様式 7-1 において「設計費」、様式 7-2 及び様式 7-3 において「直接経費」を申請する場合、それぞれの内容を記載して提出してください。

※様式 7-1 の「設計費」として、省 CO₂ 設計に関する設計費を申請する場合は、内容に加えて、当該費用が必要となる理由も明記してください。

※該当する費用を申請しない場合は、本様式の提出は不要です。

プロジェクト名	
様式 7-1 設計費の内容	
様式 7-2 マネジメント における 直接経費の内容	
様式 7-3 技術の検証 における 直接経費の内容	

標準単価方式による事業計画 (A 4・1 枚)

※非住宅・新築プロジェクト、延べ面積 2,000 m²未満に限り適用可

プロジェクト名	
B E L S 評価の 建物用途	☐ 用途 1 (事務所等、学校等、工場等) ☐ 用途 2 (ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等)
B E L S 評価	用途 1 : ☐ ★★★★★ (5 つ星以上) 用途 2 : ☐ ★★★★★ (4 つ星以上) 種 別 : ☐ 計算値 (B E I ^{注 3} =) ☐ 目標値 (B E I ^{注 3} =)

(注 1) ☐の部分は、☒により項目を選択してください。

(注 2) B E L S 評価の欄には B E I の数値も記入してください。

(注 3) B E I 算定に当たって、再生可能エネルギーを含めて算定する場合は 2 種類に分けて記載してください。

前段：再生可能エネルギーを考慮せず含めない値

後段：再生可能エネルギーを考慮し含めた値として () 内に記載してください。

1. 標準単価に基づく補助金の額の算定

建物用途	用途 1	B E L S ★★★★★ (5 つ星以上)
	用途 2	B E L S ★★★★★ (4 つ星以上)
延べ面積 [m ²]	(a)	
標準単価 [千円]	(b)	38
補助率	(c)	1/2
補助金の額 [千円]	(a) × (b) × (c) = ①	

(注) 補助金の額は、千円未満切り捨てとして算定してください。

2. 標準単価方式における補助限度額の算定

総事業費 [千円]	(イ)	
係数	(ロ)	0.035
補助限度額 [千円]	(イ) × (ロ) = ②	

(注) 補助限度額は、千円未満切り捨てとして算定してください。

3. 補助申請額

補助申請額 [千円]	
(①と②のいずれか小さい額)	

(注) 「1. 補助金の額 (①)」と「2. 補助限度額 (②)」の小さい額を記入してください。

令和 年 月 日

国土交通大臣 中野 洋昌 殿

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）

提案申請書

（令和7年度募集）

[建築物（非住宅）・中小規模建築物部門]

以下の内容により、サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）の提案を申請します。

プロジェクト名 : _____

提案事業の種類

提案事業の種類	提案事業
①住宅・建築物の新築	○
②既存住宅・建築物等の改修	
③省CO ₂ のマネジメントシステムの整備	
④省CO ₂ に関する技術の検証（社会実験、展示等）	

（代表提案者）

提案団体名

代 表 者

フェイスシート - その 1 : 補助事業の実施体制 (A 4・1 枚)

プロジェクト名			
1 提案者	(提案者の構成員全員について、法人その他の団体の場合には法人名・団体名、個人の場合には氏名を記載してください。)		
2 事務連絡先 (その 1)	所 属		
	役 職 名		
	担 当 者 氏 名		
	住 所	(郵便番号) 〒 -	
		(住 所)	
	電 話		
	F A X		
	E - m a i l		
3 事務連絡先 (その 2)	所 属		
	役 職 名		
	担 当 者 氏 名		
	電 話		
	E - m a i l		
4 実施体制図	【補助を受ける者(予定者)】 ☐ 提案者と同じ ☐ 提案者と異なる 【提案者以外の関係者の有無】 ☐ なし ☐ あり ①複数の提案者による共同提案の場合 ②提案者と補助を受ける者が異なる場合 ③補助事業の提案にあたって作業協力者(提案者の構成員以外の建築設計事務所、建設事業者、エネルギー事業者等)がいる場合 上記の場合には、「提案者、補助を受ける者、作業協力者等」の関係を実施体制図として記載してください。 なお、審査にあたり、ヒアリング審査を行うことがあります。ヒアリング時の出席者はこの実施体制図に記載される法人・団体等に限りしますので、留意してください。		

(注 1) □の部分は、■により項目を選択してください。

フェイスシートーその2：提案概要（A4・1枚）

プロジェクト名			
5 補助事業期間	2025年度 ～ 年度（原則として4年以内 ^{注2} ）		
6 事業費	事業費（総額） ^{注3} 百万円 補助金の額（総額） ^{注3} 百万円		
7 他の補助金の有無	☐ なし ☐ あり （ ☐ 交付決定済み ☐ 申請中又は申請予定） 「あり」の場合、「様式2-2別紙」に区分け等を記載してください。		
8 許認可等の有無	☐ なし ☐ あり（許認可等の名称及び取得予定時期を記載願います）		
9 事業の対象となる建築物の概要	区分	■新築	
	名称・所在地	名 称： 住 所：	
	規模・用途	棟 数： 棟 延べ面積： m ² 階 数：地上 階／地下 階 建物用途（該当するものを選択してください） ☐ 事務所 ☐ ホテル ☐ 病院 ☐ 百貨店 ☐ 学校 ☐ 飲食店 ☐ 集会所 ☐ その他（ ）	
	設計者・施工者	設計者： 施工者：	
	工期	着 工：（西暦） 年 月 竣 工：（西暦） 年 月	
10 提案の概要	A. プロジェクト全体の概要 プロジェクト全体の概要を簡潔に記載してください B. 提案のアピールポイント ① ② ・ ・ 建築物の省CO₂に係るリーディングプロジェクトとしてのアピール点を箇条書きで簡潔に記載してください C. 省エネルギー性能／環境効率の評価結果 ①B E I（該当するものを選択して数値を記載してください） ☐ 計算値（B E I ^{注5} ＝ ） ☐ 目標値（B E I ^{注5} ＝ ） ②環境効率の評価結果（※CASBEE活用の場合） ■ランク S：B E E＝ ※評価結果を様式4-2に貼付してください		

（注1）□の部分は、■により項目を選択してください。

（注2）4年を超える事業として提案する場合は、様式3に全体工程に関する説明を記載してください。

（注3）様式6（標準単価方式の場合は様式8）の該当欄の額と一致するように記載してください。
 （複数年度に渡る場合は全年度の合計額）

（注4）複数棟の新築提案、改修、マネジメント及び技術の検証を提案する場合は、一般部門として応募してください。

（注5）B E I 算定に当たって、再生可能エネルギーを含めて算定する場合は2種類に分けて記載してください。

前段：再生可能エネルギーを考慮せず含めない値

後段：再生可能エネルギーを考慮し含めた値として（ ）内に記載してください。

(様式 2－2 別紙・非住宅 B)

他の補助金を活用する場合の区分 (A 4・1 枚)

※他の補助金を活用する場合に提出

プロジェクト名	
本先導事業以外に、提案事業について、現在、国・地方公共団体等から受け入れている補助金若しくは申請中、申請予定の補助金等がある場合、下記を記載してください。 ・制度名 ・申請状況（交付決定、申請中、申請予定の別） ・補助金額 ・本提案事業と区分 <注意事項> <u>※本事業の補助対象となる部分について、重複して他の補助金を活用することはできません。</u> <u>※他の補助金の対象となっている場合、又は申請を行っている若しくは申請を行う予定がある場合は、補助対象となる部分を明確に切り分けて申請する必要があります。</u>	

プロジェクトの全体概要 (A 4・最大 2 枚)

プロジェクト名	
1. 建築概要 プロジェクトの実施場所、建物の延べ面積・階数、用途、建物の全体の姿を示してください。 2. 事業スケジュール プロジェクト全体のスケジュールと提案する省CO₂技術・取り組みの事業スケジュールの関係が分かるように、基本設計、実施設計、着工、完了等のスケジュールを記載してください。 3. プロジェクトの概要 プロジェクトの全体概要が分かるパース等の図を示し、図の中に、吹き出し等で、導入する省CO₂の取り組み概要を記述してください。また、省CO₂の取り組みについては、補助対象として申請する項目がわかるように明示してください。 <注意事項> 本様式に記載いただくパースや断面図などは、採択後に、プレス発表などの公表資料で使用する場合があります。本様式に記載する図表などは、プロジェクト概要がわかりやすい内容としてとりまとめていただくともに、公開資料等での使用を承諾いただける内容としてください。 4. 本事業の実施によって期待される波及効果・普及効果 提案する省CO₂プロジェクトを実施することで期待される省CO₂技術等の波及効果・普及効果を示してください。 また、提案する省CO₂プロジェクトとして、省CO₂技術の波及や普及に向けた取り組みを実施する場合、取り組みの内容を具体的に記載してください。	

審査基準に関する事項－ 1 省エネ性能・導入する省 CO₂ 技術等の内容 (A 4 ・ 1 枚)

プロジェクト名				
省エネ性能	B P I		☐ 計算値	設計値 : [M J / m ² ・ 年]
			☐ 目標値	基準値 : [M J / m ² ・ 年]
	B E I ^{注 3}		☐ 計算値	設計値 : [G J / 年]
			☐ 目標値	基準値 : [G J / 年]
省エネ性能の計算に反映される主な技術	外皮			
	空調			
	換気			
	給湯			
	照明			
	E V			
	その他			
その他の取り組み	(省エネ性能計算に反映されない技術、エネルギーマネジメント等)			
	(波及、普及につながる取り組み等)			

注 1 : B P I 及び B E I の計算に反映される技術と反映されない技術に区分して記載してください。なお、補助対象として申請する取り組みに限らず、代表的な省エネ技術、取り組みを記載してください。

注 2 : 補助対象として申請する項目は、●を付けて表記してください。(標準単価方式の場合は区分不要)

注 3 : B E I 算定に当たって、再生可能エネルギーを含めて算定する場合は 2 段に分けて記載してください。

上段 : 再生可能エネルギーを考慮せず含めない値

下段 : 再生可能エネルギーを考慮し含めた値として () 内に記載してください。

(様式 4 - 2 ・ 非住宅 B)

審査基準に関する事項－ 2 建築物の環境効率の評価結果等（新築のみ）

(CASBEE 活用)

※CASBEE を活用しない場合は、建築物の環境効率と LCCO₂ の計算結果を別に作成してください。

CASBEE評価ツール	☐ CASBEE-建築(新築) 2024年版 ☐ CASBEE-建築(新築) 2021年SDGs対応版 ☐ 上記以外のCASBEE ()
CASBEE評価書作成者 (CASBEE評価員が作成した 場合)	登録番号： ー 氏名：

※ “CASBEE 評価にて LCCO₂ 計算を行わない場合” は、別に LCCO₂ の計算結果を作成してください。

(CASBEE 評価結果シートを貼付してください。別添可。)

- ※1 CASBEE 評価結果は、「BEE の数値」および「ライフサイクル CO₂ のグラフ中に表示される参照値に対する割合の数値 (%)」が読み取れるものを貼付してください。
- ※2 LCCO₂ 算出にあたって標準計算以外を行う場合は、別紙にその条件、算出結果を記載して添えてください。
- ※3 未確定の項目を仮定して計算する場合、別紙に前提とした条件を記載して添えてください。

(様式 4 - 3 ・ 共通)

審査基準に関する事項－ 3 省 CO₂ 効果に関する説明

(A 4 ・ 最大 2 枚)

プロジェクト名		
事業全体の 省 CO ₂ 効果	CO ₂ 排出量 (比較対象 : a) ton-CO ₂ /年	CO ₂ 排出量 (提案事業 : b) ton-CO ₂ /年
	CO ₂ 排出削減量 (c = a - b) ton-CO ₂ /年	CO ₂ 排出削減率 (c ÷ a × 100) %
■補助対象として申請する省 CO₂ 技術の内容と費用対効果 補助対象として申請する省 CO₂ 技術等について、それぞれの特徴及び省 CO₂ 効果 (又は省エネルギー効果) と費用対効果を記載してください。 費用対効果を算出するにあたっては比較対象となるものを明示し記載してください。 また、CO₂ 排出量を計算した根拠 (排出係数など) を記載してください。		

(様式 5・共通)

エネルギー使用量の計測及びCO₂排出削減効果実証に関する計画書

(A 4・1 枚)

プロジェクト名			
エネルギー 使用量の計測 (建物全体)	計測期間	(西暦) 年 月 ~ (西暦) 年 月	
	計測対象 ^{注1}	☐ 電力 ☐ 都市ガス ☐ LPガス ☐ その他 ()	
	計測方法 ^{注1}	☐ 計測機器 (BEMS 等) ☐ 領収書等 ☐ その他 ()	
	計測周期 ^{注1}	☐ 月別 ☐ 日別 ☐ 時刻別	
CO ₂ 排出削減 効果の実証 ^{注2 注3} (先導的な 省CO ₂ 技術)	提案する技術(1)	先導的な省CO ₂ 技術名を記載してください。	
	比較基準 ^{注4}	効果算出のための比較対象技術を記載してください。	
	効果算出の 考え方	CO ₂ 排出削減効果を算出するための考え方を具体的に記載してください。(例、提案する先導的な省CO ₂ 技術(技術名)を年間運用した場合の実測データを収集し、そのデータに基づき比較基準(技術名)で運用した場合の想定データを比較して、CO ₂ 削減効果を算出する、等)	
	効果算出 方法	1) 先導的な省CO ₂ 技術 ①実測するデータ項目 効果算出に必要なデータ項目を記載してください。 ②データ収集方法、周期及び期間 ①の実測するデータ項目の計測方法、計測周期と期間を記載してください 2) 比較基準(比較対象技術) ①想定データ項目 先導的な省CO ₂ 技術の実測したデータ項目に相当する比較基準の想定データ項目を記載してください 3) 効果算出方法 先導的な省CO ₂ 技術と比較基準から得られる効果算出方法を具体的に記載してください。	

注1: 該当する項目を■で選択してください。

注2: 提案する先導的な省CO₂技術は、様式4-3に記載した技術を記載してください。

注3: 記入欄が不足する場合は、適宜、コピーして使用してください。

注4: 比較基準は、様式4-3で記載した比較対象を記載してください。

事業計画 (A 4・1 枚)

※次頁の「記入上の注意事項」を確認し、補助金の限度額等に注意して、記載してください。

(単位：千円)

プロジェクト名					
実施年度 (西暦)	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	総額
(1) 設計費 A					
(うち補助対象) a					
(補助金の額) ① = $a/2$					
(2) 建設工事費 B					
(うち補助対象) b					
(補助金の額) ② = $b/2$					
(3) マネジメントシステム費 C					
(うち補助対象) c					
(補助金の額) ③ = $c/2$					
(4) 技術の検証費 D					
(うち補助対象) d					
(補助金の額) ④ = $d/2$					
(5) 小計 E = A+B					
(うち補助対象の小計) e = a+b					
(補助金の額の 小計) ⑤ = ①+②					
(6) 附帯事務費 ⑥ = ⑤× 2.2%以内					
(7) 補助金の額 ⑦ = ⑤+⑥					
(8) 補助金の額 (合計) ⑧					

<事業計画（様式6）の記入上の注意事項>

- (注1) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。
- (注2) 中小規模建築物部門は、新築のみが対象です。改修、マネジメントシステムの整備、技術の検証を提案する場合は、一般部門として応募してください。
- (注3) 消費税の額を除いた額として記載してください。
- (注4) 各項目の「うち補助対象」の欄は提案する先導的な省CO₂技術に関する工事費の合計で、様式7-1の該当欄と一致するように注意してください。
- (注5) 表中の金額は千円単位として記入してください。
また、「補助金の額」の計上にあたっては、各年度、各項目で千円未満切り捨てとして算定し、金額を記載してください。
- (注6) 建築物（非住宅）の新築事業において、「(2)建設工事費」に関する補助金の額には限度が設けられています。
『(2)の「補助金の額(②)」が、『(2)建設工事費(B)×5%以内の額』となるように「補助対象費用」を計上してください。
- (注7) 補助金の総額は3億円が限度額となります。
『(8)補助金の額(合計)(⑧)』について、総額の欄は、下記のいずれか低い額を記載してください。
・『3億円』、『(7)補助金の額(⑦)』
また、『(7)補助金の額(⑦)』が限度額を上回る場合は、限度額の範囲内で年度別の『(8)補助金の額(合計)』を計上してください。
- (注8) 次年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助金の額が交付できない場合がありますので留意してください。
- (注9) 附帯事務費は、採択後の補助金交付の手続きにおいて、附帯事務費として申請し、認められた経費について、領収書等での支払いを証明していただくことで支払われるものです。
- (注10) 設計費について補助金を申請する場合、申請する費用の説明を「様式7-4」に記載してください。
なお、設計費において、通常の実施設計費等は補助の対象となりません。

補助対象となる部分の経費の内訳（新築）（A 4・1 枚）

（単位：千円）

プロジェクト名					
	補助対象部分の経費の内訳				
実施年度（西暦）	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	総額
(1) 設計費（補助対象部分）					
〇〇費					
××費					
合計(a)					
(2) 建設工事費（補助対象部分）					
先導的提案 1 〇〇〇に関する工事費					
設備費					
工事費					
先導的提案 2 ×××に関する工事費					
設備費					
工事費					
合計(b)					

（注 1）経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

（注 2）積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか明らかとなるように記載してください。

（注 3）記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象費用の額です（様式 6 の a, b の内訳です）。

（注 4）事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

（注 5）消費税の額を除いた額で記載してください。

（注 6）環境効率の表示に係る費用は、それぞれ「申請のための費用」と「表示のための費用」に分けて、「(1) 設計費」の欄に記載してください。

(様式 7-2・非住宅 B)

補助対象となる部分の経費の内訳（設計費）（A 4・1 枚）

※様式 7-1 において「設計費」を申請する場合、内容を記載して提出してください。

※また、「設計費」として、省CO₂設計に関する設計費を申請する場合は、内容に加えて、当該費用が必要となる理由も明記してください。

※該当する費用を申請しない場合は、本様式の提出は不要です。

プロジェクト名	
様式 7-1 設計費の内容	

標準単価方式による事業計画 (A 4・1 枚)

※非住宅・新築プロジェクト、延べ面積 2,000 m²未満に限り適用可

プロジェクト名	
建物用途 BELS 評価対象	☐ 用途 1 (事務所等、学校等、工場等) ☐ 用途 2 (ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等)
BELS 評価	用途 1 の場合: ☐ ★★★★★ (5 つ星以上) 用途 2 の場合: ☐ ★★★★★ (4 つ星以上) 種 別: ☐ 計算値 (BEI ^{注3} =) ☐ 目標値 (BEI ^{注3} =)

(注 1) ☐ の部分は、☒ により項目を選択してください。

(注 2) BELS 評価の欄には BEI の数値も記入してください。

(注 3) BEI 算定に当たって、再生可能エネルギーを含めて算定する場合は 2 種類に分けて記載してください。

前段: 再生可能エネルギーを考慮せず含めない値

後段: 再生可能エネルギーを考慮し含めた値として () 内に記載してください。

1. 標準単価に基づく補助金の額の算定

建物用途	用途 1	BELS ★★★★★ (5 つ星以上)
	用途 2	BELS ★★★★★ (4 つ星以上)
延べ面積 [m ²]	(a)	
標準単価 [千円]	(b)	38
補助率	(c)	1/2
補助金の額 [千円]	(a) × (b) × (c) = ①	

(注) 補助金の額は、千円未満切り捨てとして算定してください。

2. 標準単価方式における補助限度額の算定

総事業費 [千円]	(イ)	
係数	(ロ)	0.035
補助限度額 [千円]	(イ) × (ロ) = ②	

(注) 補助限度額は、千円未満切り捨てとして算定してください。

3. 補助申請額

補助申請額 [千円]	
(①と②のいずれか小さい額)	

(注) 「1. 補助金の額 (①)」と「2. 補助限度額 (②)」の小さい額を記入してください。

令和 年 月 日

国土交通大臣 中野 洋昌 殿

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）

提案申請書

（令和 7 年度募集）

[共同住宅・一般部門]

以下の内容により、サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）の提案を申請します。

プロジェクト名 : _____

提案事業の種類

提案事業の種類	提案事業 （当てはまるものに○をつけてください）
①住宅・建築物の新築	
②既存住宅・建築物等の改修	
③省CO ₂ のマネジメントシステムの整備	
④省CO ₂ に関する技術の検証（社会実験、展示等）	

（代表提案者）

提案団体名

代 表 者

フェイスシート - その 1 : 補助事業の実施体制 (A 4・1 枚)

プロジェクト名			
1 提案者	(提案者の構成員全員について、法人その他の団体の場合には法人名・団体名、個人の場合には氏名を記載してください。)		
2 補助を受ける者 (予定者)	(複数者による共同提案の場合、提案者と補助を受ける者が異なる場合に記入してください。 また、提案者以外の関係者も含めた実施体制を「様式 3」に記載してください。)		
3 事務連絡先 (その 1)	所 属		提案者の構成員において、平日(月～金)に確実に連絡がとれる連絡先を必ず2つ記入してください。 ・主たる連絡先を(その 1)に記載してください。 ・所属欄は、法人名と部署名等を記載してください。 ・住所欄は、郵便番号と住所を記入してください。 ・E-mail アドレスの記載ミスにご注意ください。(全角半角にも注意)
	役 職 名		
	担 当 者 氏 名		
	住 所	(郵便番号) 〒 - (住 所)	
	電 話		
	F A X		
	E - m a i l		
事務連絡先 (その 2)	所 属		
	役 職 名		
	担 当 者 氏 名		
	電 話		
	E - m a i l		
4 提案者の概要	<営業エリア> 法人その他団体にて提案する場合、営業エリアを記載してください。全国展開の場合は「全国」、地域を限定している場合には主として営業範囲としている「都道府県名」を記載してください。 <直近 3 年間の住宅の年間平均供給実績> ・年間平均 戸(うち、提案する省エネ性能の住宅 戸) ※複数者のグループでの応募の場合は、グループ全体の戸数を記載してください。 ※下記の欄にグループ構成員各者の実績を記載してください。 <グループ構成員の概要> ※グループとしての提案の場合に記載 提案者グループの構成員の全員について、名称、役割を記載してください。 構成員が住宅供給者の場合については、それぞれの過去 3 年間の住宅の供給実績を記載してください(別添可)。		

(注 1) □の部分、■により項目を選択してください。

(様式2-2・住宅A)

フェイスシートーその2：提案概要（A4・1枚）

プロジェクト名			
5 補助事業期間	2025年度 ～ 年度（原則として4年以内 ^{注2} ）		
6 事業費	事業費(総額) ^{注3} 百万円 補助金の額(総額) ^{注3} 百万円 ※複数の事業種別を提案する場合には、全ての事業		
7 他の補助金の有無	☐ なし ☐ あり （ ☐ 交付決定済み ☐ 申請中又は申請予定）		
8 許認可等の有無	☐ なし ☐ あり（許認可等の名称及び取得予定時期を記載願います）		
9 事業の対象となる建築物の概要	区分	☐ 新築 ☐ 既存（竣工年：（西暦） 年）	
プロジェクト全体として記載してください。 提案する事業の種類に応じて、 建築概要を別紙2～4に記載してください。	名称・所在地	名 称： 住 所：	
	規模・用途	棟 数： 棟	
		延べ面積： m ² （住宅 戸）	
		階 数：地上 階／地下 階	
	建物用途（該当するものを選択して）	☐ 共同住宅 ☐ その他（	
		新築の場合は建築物全体の工期を記載（改修等の場合は当該工事について記載）	
設計者・施工者	設計者： 施工者：		
工期	着 工：（西暦） 年 月 竣 工：（西暦） 年 月		
10 提案の概要	A. プロジェクト全体の概要 プロジェクト全体の概要を簡潔に記載してください。		
	B. 提案のアピールポイント ① ② ・ 建築物の省CO ₂ に係るリーディングプロジェクトとしてのアピール点を箇条書きで簡潔に記載してください。 ・		
	C. 対応する優先課題（該当するものを選択してください） ☐ 課題1 街区や複数建築物におけるエネルギー融通、まちづくりとしての取り組み ☐ 課題2 省CO ₂ の実現とともに健康性・快適性等の向上を図る先導的な取り組み ☐ 課題3 非常時のエネルギー自立と省CO ₂ の実現を両立する取り組み ☐ 課題4 被災地において省CO ₂ の推進と復興に資する取り組み ☐ 課題5 地方都市等での先導的な省CO ₂ 技術の波及、普及につながる取り組み ☐ 課題6 ホールライフカーボンを算定し、CO ₂ 排出量を低減させる取り組み ☐ 対応する優先課題は特になし		

(注1) □の部分は、■により項目を選択してください。

(注2) 4年を超える事業として提案する場合は、様式3に全体工程に関する説明を記載してください。

(注3) 様式6（標準単価方式の場合は様式8）の該当欄の額と一致するように記載してください。

（複数年度に渡る場合は全年度の合計額）

(様式 2－2 別紙 1・住宅 A)

他の補助金を活用する場合の区分 (A 4・1 枚)

※他の補助金を活用する場合に提出

プロジェクト名	
本先導事業以外に、提案事業について、現在、国・地方公共団体等から受け入れている補助金若しくは申請中、申請予定の補助金等がある場合、下記を記載してください。 ・制度名 ・申請状況（交付決定、申請中、申請予定の別） ・補助金額 ・本提案事業と区分 <注意事項> <u>※本事業の補助対象となる部分について、重複して他の補助金を活用することはできません。</u> <u>※他の補助金の対象となっている場合、又は申請を行っている若しくは申請を行う予定がある場合は、補助対象となる部分を明確に切り分けて申請する必要があります。</u>	

※該当する場合のみに提出

プロジェクト名	
棟 1 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年： (西暦) 年)
	☐ 共同住宅
	☐ その他 ()
	延べ面積： m ² (住宅 戸) 階 数：地上 階／地下 階
棟 2 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年： (西暦) 年)
	☐ 共同住宅
	☐ その他 ()
	延べ面積： m ² (住宅 戸) 階 数：地上 階／地下 階
棟 3 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年： (西暦) 年)
	☐ 共同住宅
	☐ その他 ()
	延べ面積： m ² (住宅 戸) 階 数：地上 階／地下 階
棟 4 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年： (西暦) 年)
	☐ 共同住宅
	☐ その他 ()
	延べ面積： m ² (住宅 戸) 階 数：地上 階／地下 階
棟 5 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年： (西暦) 年)
	☐ 共同住宅
	☐ その他 ()
	延べ面積： m ² (住宅 戸) 階 数：地上 階／地下 階

(1棟のみのプロジェクトの場合は提出不要です。)

(注3) 竣工年の欄は、既存建物を対象とする場合に、新築時の竣工年を西暦で記入してください。

(様式 2-2 別紙 3・住宅 A)
※該当する場合のみに提出

提案事業の対象となる建築物の概要 (マネジメント: A 4・1 枚)

プロジェクト名	
1 マネジメントシステム整備に関わる事業者	整備者: 実施者:
2 対象建築物の区分	☐ 新築提案と同じ建築物 ☐ 改修提案と同じ建築物 ☐ 新築又は改修の提案とは異なる建築物 (※下記に建築概要を記載のこと)

<対象建築物の概要: 新築又は改修の提案とは異なる建築物で実施する場合に記載>

棟 1 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年: (西暦) 年)
	☐ 共同住宅
	☐ その他 ()
	延べ面積: m ² (住宅 戸) 階 数: 地上 階/地下 階
棟 2 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年: (西暦) 年)
	☐ 共同住宅
	☐ その他 ()
	延べ面積: m ² (住宅 戸) 階 数: 地上 階/地下 階
棟 3 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年: (西暦) 年)
	☐ 共同住宅
	☐ その他 ()
	延べ面積: m ² (住宅 戸) 階 数: 地上 階/地下 階
棟 4 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年: (西暦) 年)
	☐ 共同住宅
	☐ その他 ()
	延べ面積: m ² (住宅 戸) 階 数: 地上 階/地下 階
棟 5 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年: (西暦) 年)
	☐ 共同住宅
	☐ その他 ()
	延べ面積: m ² (住宅 戸) 階 数: 地上 階/地下 階

(注 1) 提案する事業の種類に応じた様式を提出してください。(該当しない事業種別の様式は提出不要です。)

(注 2) □の部分は、■により項目を選択してください。

(注 3) 竣工年の欄は、既存建物を対象とする場合に、新築時の竣工年を西暦で記入してください。

(様式 2 - 2 別紙 4 ・ 住宅 A)

※該当する場合のみに提出

提案事業の対象となる建築物の概要 (技術の検証 : A 4 ・ 1 枚)

プロジェクト名	
1 技術の検証の実施者	実施者 :
2 対象建築物の区分	☐ 新築提案と同じ建築物 ☐ 改修提案と同じ建築物 ☐ 新築または改修の提案とは異なる建築物 (※下記に建築概要を記載のこと)

<対象建築物の概要 : 新築又は改修の提案とは異なる建築物で実施する場合に記載>

棟 1 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年 : (西暦) 年)
	☐ 共同住宅 ☐ その他 ()
	延べ面積 : m ² (住宅 戸) 階 数 : 地上 階 / 地下 階
棟 2 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年 : (西暦) 年)
	☐ 共同住宅 ☐ その他 ()
	延べ面積 : m ² (住宅 戸) 階 数 : 地上 階 / 地下 階
棟 3 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年 : (西暦) 年)
	☐ 共同住宅 ☐ その他 ()
	延べ面積 : m ² (住宅 戸) 階 数 : 地上 階 / 地下 階
棟 4 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年 : (西暦) 年)
	☐ 共同住宅 ☐ その他 ()
	延べ面積 : m ² (住宅 戸) 階 数 : 地上 階 / 地下 階
棟 5 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年 : (西暦) 年)
	☐ 共同住宅 ☐ その他 ()
	延べ面積 : m ² (住宅 戸) 階 数 : 地上 階 / 地下 階

(注 1) 提案する事業の種類に応じた様式を提出してください。(該当しない事業種別の様式は提出不要です。)

(注 2) □の部分、■により項目を選択してください。

(注 3) 竣工年の欄は、既存建物を対象とする場合に、新築時の竣工年を西暦で記入してください。

プロジェクトの全体概要 (A 4・最大 2 枚)

プロジェクト名	
〔プロジェクトの全体概要〕 プロジェクトの実施場所（地域）、住宅の規模や事業スケジュールを説明してください。 また、住宅の省CO₂対策の内容等について、住宅の全体像がわかるようにパース等の図を示し、図の中に、吹き出し等で省CO₂対策の内容、及び対応する優先課題との関係を記述してください。 ※省エネルギー性能として、目標とする一次エネルギー消費量（BEI）、外皮性能（UA 値等）が決まっている場合は、目標値も記載してください。なお、BEI 算定に当たって、再生可能エネルギーを含めて算定する場合は 2 種類に分けて記載してください。前段は再生可能エネルギーを考慮せず含めない値、後段は再生可能エネルギーを考慮し含めた値として（ ）内に記載してください。 ＜注意事項＞ 本様式に記載いただくパースや断面図などは、採択後に、プレス発表などの公表資料で使用する場合があります。本様式に記載する図表などは、プロジェクト概要がわかりやすい内容としてとりまとめていただくともに、公開資料等での使用を承諾いただける内容としてください。	
〔プロジェクトの実施体制〕 ①グループでの提案の場合、グループの構成員、作業協力者について、名称、役割等を図示してください。特に、省エネ性能の高い住宅の波及・普及に向けた取組みとして、アピール点がある場合には図の中に明記してください。 ②単独での事業者での提案の場合、提案者のほかに、建築設計事務所、建設事業者、建材供給事業者、エネルギー事業者など、提案にあたっての作業協力者等がいる場合、各者の関係を記載してください。 ③なお、審査にあたり、ヒアリング審査を行うことがあります。ヒアリング時の出席者はこのプロジェクトの実施体制に記載される法人・団体等に限りますので、留意してください。	
〔本事業の実施によって期待される波及効果・普及効果〕 提案する省CO₂プロジェクトを実施することで期待される省CO₂技術等の波及効果・普及効果を示してください。	

審査基準に関する事項-1 導入する省CO₂対策の内容 (A4・最大2枚)

プロジェクト名	
①従来行ってきた対策の内容	■躯体（外皮） ■設備（住戸部分） ■設備（共用施設） ■その他 断熱性能レベル、導入する設備（住戸部分、共用施設）に分けて記入してください。
②今回導入する対策の内容	■躯体（外皮） ■設備（住戸部分） ■設備（共用施設） ■その他 今回新たに取り組む対策の内容について、上記①との関係が分かるように記入してください。
③省エネ性能の高い住宅の波及・普及に向けた取り組み内容	省エネ性能の高い住宅を、単独事業者またはグループとして普及するための仕組み（供給体制など）についてわかりやすく記載してください。また、今後取り組みを進めるための計画があれば記載ください。
④その他の特徴的な省CO ₂ への取り組み内容	上記以外に、住宅における省CO₂対策を波及・普及する上で、特徴的な取り組みがある場合、取り組みの内容とアピールすべき点を、簡潔に記入してください。 例： ・地域の気象・風土等を活用したパッシブ設計 ・省資源対策や再生可能エネルギー利用 ・居住者の省CO₂意識の向上や省CO₂行動を誘発する取り組みや仕組み ・省CO₂型住宅や省エネ改修の普及促進を図る体制整備や仕組み ・街区・まちづくりとしての取り組み 等

(様式 4-2・住宅 A)

審査基準に関する事項－2 建築物の環境効率の評価結果等
～新築、新築を含むマネジメントシステムの整備～

(CASBEE 活用)

※CASBEE を活用しない場合は、建築物の環境効率と LCCO₂ の計算結果を、別に作成してください。

CASBEE評価ツール	☐ CASBEE-建築(新築) 2024年版 ☐ CASBEE-建築(新築) 2021年SDGs対応版 ☐ 上記以外のCASBEE ()
CASBEE評価書作成者 (CASBEE評価員が作成した 場合)	登録番号： ー 氏名：

※“CASBEE 評価にて LCCO₂ 計算を行わない場合”は、別に LCCO₂ の計算結果を作成してください。

(CASBEE 評価結果シートを貼付してください。別添可。)

- ※1 CASBEE 評価結果は、「BEE の数値」および「ライフサイクル CO₂ のグラフ中に表示される参照値に対する割合の数値(%)」が読み取れるものを貼付してください。
- ※2 LCCO₂ 算出にあたって標準計算以外を行う場合は、別紙にその条件、算出結果を記載して添えてください。
- ※3 未確定の項目を仮定して計算する場合、別紙に前提とした条件を記載して添えてください。

(様式 4 - 3 ・ 共通)

審査基準に関する事項－ 3 省 CO₂ 効果に関する説明

(最大 A 4 ・ 2 枚)

プロジェクト名		
事業全体の 省 CO ₂ 効果	CO ₂ 排出量 (比較対象 : a) ton-CO ₂ /年	CO ₂ 排出量 (提案事業 : b) ton-CO ₂ /年
	CO ₂ 排出削減量 (c = a - b) ton-CO ₂ /年	CO ₂ 排出削減率 (c ÷ a × 100) %

■先導的技術に関する省 CO₂ 効果と費用対効果

提案プロジェクトの先導的な技術について、省 CO₂ 効果 (又は省エネルギー効果) と費用対効果を記載してください。

費用対効果を算出するにあたっては比較対象となるものを明示し記載してください。

先導的技術として提案しているものが複数ある場合は、主なものについてそれぞれ記載してください。

また、CO₂ 排出量を計算した根拠 (排出係数など) を記載してください。

(様式 4-4・共通)

審査基準に関する事項ー 4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴 (課題 1)

(A 4・最大 1 枚)

プロジェクト名	
■課題 1 : 街区や複数建築物におけるエネルギー融通、まちづくりとしての取り組み 1) 街区、複数建築物における取り組み概要 (対象範囲、関係者) 2) 取り組みを実現する設備と運用方法 3) 提案事業の先導性 (既往事例・類似事例と比べた当該事業の技術的先進・先端性、導入技術の波及性・普及性)	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

(様式 4-4・共通)

審査基準に関する事項ー 4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴 (課題 2)

(A 4・最大 1 枚)

プロジェクト名	
■課題 2：省 CO₂の実現とともに健康性・快適性等の向上を図る先導的な取り組み 1) 健康性・快適性・知的生産性の向上に関する先導的な取り組みの内容 (基本的な考え方、目標、建築計画・設備計画等における工夫など) 2) 先導的な取り組みの波及・普及に向けた取り組み (効果検証の予定の有無、検証方法・内容など) 3) その他特記事項 (関連するガイドラインとの関連など)	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

(様式 4-4・共通)

審査基準に関する事項ー 4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴 (課題 3)

(A 4・最大 1 枚)

プロジェクト名	
■課題 3 : 非常時のエネルギー自立と省CO₂の実現を両立する取り組み 1) 建物の機能維持に関わる基本的な考え方、目標 2) 目標を実現するための追加的設備 3) その他特記事項 (地方公共団体や地域における防災計画上の位置づけ、協定・連携など)	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

(様式 4-4・共通)

審査基準に関する事項ー 4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴 (課題 4)

(A 4・最大 1 枚)

プロジェクト名	
■課題 4 : 被災地において省 CO₂の推進と復興に資する取り組み 1) 当該地域の復興に資するアピール点 2) 当該地域を含む他のプロジェクトへの省 CO₂の波及、普及に関するアピール点 3) その他特記事項 (当該地域の復興計画等との関わり、位置づけ等)	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

(様式 4-4・共通)

審査基準に関する事項ー 4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴 (課題 5)

(A 4・最大 1 枚)

プロジェクト名	
■課題 5：地方都市等での先導的省 CO₂ 技術の波及、普及につながる取り組み 1) 当該地域における他のプロジェクトを含めた省 CO₂ 技術の波及、普及に関するアピール点 2) その他特記事項 (当該地域の上位計画等との関わり、位置づけ等)	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

審査基準に関する事項ー 4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴 (課題 6)

(A 4・最大 1 枚)

プロジェクト名	
■課題 6：ホールライフカーボンを算定し、CO₂排出量を低減させる取り組み 1) 算定使用計算ツール ホールライフカーボンの算定に当たっては、建築物ライフサイクルカーボンの枠組み (WBCSD,2021) でのアップフロントカーボン<A1~A5>、使用段階 (資材関連) <B1~B5>、オペレーショナルカーボン<B6,B7>、解体段階<C1~C4>の 4 つの区分に分けた形で WLC を算定すること。 算定に使用した計算ツールを下記より選択し「■」を記してください。 ☐ J-CAT (建築物ホールライフカーボン算定ツール) (IBECs) ☐ アップフロントカーボン算定ソフト (標準) 計算法 (不動産協会) ☐ 建築物の LCA ツール (日本建築学会) ☐ One Click LCA (One Click LCA 社) ☐ その他 (使用ツール名: _____) 2) CO₂排出量を低減させる具体的な取り組みと、その取り組みの波及・普及に関するアピール点 3) その他特記事項 4) ホールライフカーボン算定結果 次ページ以降に算定結果を貼付してください。	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

(様式 5・共通)

エネルギー使用量の計測及びCO₂排出削減効果実証に関する計画書

(A 4・1 枚)

プロジェクト名			
エネルギー 使用量の計測 (建物全体)	計測期間	(西暦) 年 月 ~ (西暦) 年 月	
	計測対象 ^{注1}	☐ 電力 ☐ 都市ガス ☐ LPガス ☐ その他 ()	
	計測方法 ^{注1}	☐ 計測機器 (BEMS 等) ☐ 領収書等 ☐ その他 ()	
	計測周期 ^{注1}	☐ 月別 ☐ 日別 ☐ 時刻別	
CO ₂ 排出削減 効果の実証 ^{注2 注3} (先導的な 省CO ₂ 技術)	提案する技術(1)	先導的な省CO ₂ 技術名を記載してください。	
	比較基準 ^{注4}	効果算出のための比較対象技術を記載してください。	
	効果算出の 考え方	CO ₂ 排出削減効果を算出するための考え方を具体的に記載してください。(例、提案する先導的な省CO ₂ 技術(技術名)を年間運用した場合の実測データを収集し、そのデータに基づき比較基準(技術名)で運用した場合の想定データを比較して、CO ₂ 削減効果を算出する、等)	
	効果算出 方法	1) 先導的な省CO ₂ 技術 ①実測するデータ項目 効果算出に必要なデータ項目を記載してください。 ②データ収集方法、周期及び期間 ①の実測するデータ項目の計測方法、計測周期と期間を記載してください 2) 比較基準(比較対象技術) ①想定データ項目 先導的な省CO ₂ 技術の実測したデータ項目に相当する比較基準の想定データ項目を記載してください 3) 効果算出方法 先導的な省CO ₂ 技術と比較基準から得られる効果算出方法を具体的に記載してください。	

注1: 該当する項目を■で選択してください。

注2: 提案する先導的な省CO₂技術は、様式4-3に記載した技術を記載してください。

注3: 記入欄が不足する場合は、適宜、コピーして使用してください。

注4: 比較基準は、様式4-3で記載した比較対象を記載してください。

事業計画 (A 4 ・ 1 枚)

※次頁の「記入上の注意事項」を確認し、補助金の限度額等に注意して、記載してください。

(単位：千円)

プロジェクト名					
実施年度 (西暦)	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	総額
(1) 設計費 A					
(うち補助対象) a					
(補助金の額) ① = $a/2$					
(2) 建設工事費 B					
(うち補助対象) b					
(補助金の額) ② = $b/2$					
(3) マネジメント システム費 C					
(うち補助対象) c					
(補助金の額) ③ = $c/2$					
(4) 技術の検証費 D					
(うち補助対象) d					
(補助金の額) ④ = $d/2$					
(5) 小計 E = $A+B+C+D$					
(うち補助対象の 小計) e = $a+b+c+d$					
(補助金の額の 小計) ⑤ = ①+②+ ③+④					
(6) 附帯事務費 ⑥ = ⑤× 2.2%以内					
(7) 補助金の額 ⑦ = ⑤+⑥					
(8) 補助金の額 (合計) ⑧					

<実施計画（様式6）の記入上の注意事項>

（注1）事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。

（注2）複数種類の事業を提案する場合、全ての種類の事業について記載してください。

（注3）消費税の額を除いた額として記載してください。

（注4）各項目の「うち補助対象」の欄は提案する先導的な省CO₂技術に関する工事費の合計で、様式7-1～7-3の該当欄と一致するように注意してください。

（注5）表中の金額は千円単位として記入してください。

また、「補助金の額」の計上にあたっては、各年度、各項目で千円未満切り捨てとして算定し、金額を記載してください。

（注6）共同住宅の新築事業において、「(2)建設工事費」に関する補助金の額には限度が設けられています。

『(2)の「補助金の額(②)」が、『(2)建設工事費(B)×5%以内の額』となるように「補助対象費用」を計上してください。

（注7）全ての事業において、補助金の総額は3億円が限度額となります。

『(8)補助金の額(合計)(⑧)』について、総額の欄は、下記のいずれか低い額を記載してください。

・『3億円』、『(7)補助金の額(⑦)』

また、『(7)補助金の額(⑦)』が限度額を上回る場合は、限度額の範囲内で年度別の『(8)補助金の額(合計)』を計上してください。

（注8）次年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助金の額が交付できない場合がありますので留意してください。

（注9）附帯事務費は、採択後の補助金交付の手続きにおいて、附帯事務費として申請し、認められた経費について、領収書等での支払いを証明していただくことで支払われるものです。

（注10）設計費について補助金を申請する場合、申請する費用の説明を「様式7-4」に記載してください。

なお、設計費において、通常の実施設計費等は補助の対象となりません。

(様式 7-1・住宅 A)

補助対象となる部分の経費の内訳（新築・改修）（A 4・1 枚）

（単位：千円）

プロジェクト名					
	補助対象部分の経費の内訳				
実施年度（西暦）	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	総額
(1) 設計費（補助対象部分）					
〇〇費					
××費					
合計(a)					
(2) 建設工事費（補助対象部分）					
先導的提案 1 〇〇〇に関する工事費					
設備費					
工事費					
先導的提案 2 ×××に関する工事費					
設備費					
工事費					
合計(b)					

（注 1）経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

（注 2）積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか明らかとなるように記載してください。

（注 3）記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象費用の額です（様式 6 の a, b の内訳です）。

（注 4）事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

（注 5）消費税の額を除いた額で記載してください。

（注 6）環境効の表示に係る費用は、それぞれ「申請のための費用」と「表示のための費用」に分けて、「(1) 設計費」の欄に記載してください。

(様式 7-2・住宅 A)

補助対象となる部分の経費の内訳 (マネジメント) (A 4・1 枚)

(単位: 千円)

プロジェクト名					
	補助対象部分の経費の内訳				
実施年度 (西暦)	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	総額
(3) マネジメントシステム (補助対象部分)					
先導的提案 3000 に関する工事費					
システム整備費					
設備費					
工事費					
直接経費					
委託費					
0000					
0000					
0000					
合計 (c)					

(注 1) 経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

(注 2) 積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか、別表 1 のどのような費目が必要となるのか明らかとなるように記載してください。

(注 3) 記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象額です (様式 6 の c の内訳です)

(注 4) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

(注 5) 消費税の額を除いた額で記載してください。

(注 6) 「直接経費」を申請する場合、経費の内容を「様式 7-4」に記載して提出してください。

(様式 7-3・住宅 A)

補助対象となる部分の経費の内訳（技術の検証）（A 4・1 枚）

（単位：千円）

プロジェクト名	補助対象部分の経費の内訳				
実施年度（西暦）	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	総額
(4) 技術の検証費（補助対象部分）					
先導的提案 4 × × × に関する工事費					
施設の整備費（対象となる場合）					
施設整備費の合計					
工事費					
直接経費					
委託費					
〇〇〇〇					
〇〇〇〇					
〇〇〇〇					
合計(d)					

（注 1）経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

（注 2）積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか、別表 1 のどのような費目が必要となるのか明らかとなるように記載してください。

（注 3）記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象額です（様式 5 の d の内訳です）

（注 4）事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

（注 5）消費税の額を除いた額で記載してください。

（注 6）施設の整備費について、補助対象となる費用は、実験・検証の期間（展示の期間を含む）中の原価償却に要する費用として下式で計算してください。

対象となる費用＝施設の整備費×0.9×実験・検証期間の年数÷7

（注 7）「直接経費」を申請する場合、経費の内容を「様式 7-4」に記載して提出してください。

(様式 7-4・住宅 A)

補助対象となる部分の経費の内訳（設計費、直接経費）（A 4・1 枚）

※様式 7-1 において「設計費」、様式 7-2 及び様式 7-3 において「直接経費」を申請する場合、それぞれの内容を記載して提出してください。

※様式 7-1 の「設計費」として、省 CO₂ 設計に関する設計費を申請する場合は、内容に加えて、当該費用が必要となる理由も明記してください。

※該当する費用を申請しない場合は、本様式の提出は不要です。

プロジェクト名	
様式 7-1 設計費の内容	
様式 7-2 マネジメント における 直接経費の内容	
様式 7-3 技術の検証 における 直接経費の内容	

令和 年 月 日

国土交通大臣 中野 洋昌 殿

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）

提案申請書

（令和 7 年度募集）

[戸建住宅・一般部門]

以下の内容により、サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）の提案を申請します。

プロジェクト名 : _____

提案事業の種類

提案事業の種類	提案事業 （当てはまるものに○をつけてください）
①住宅・建築物の新築	
②既存住宅・建築物等の改修	
③省CO ₂ のマネジメントシステムの整備	
④省CO ₂ に関する技術の検証（社会実験、展示等）	

（代表提案者）

提案団体名

代 表 者

フェイスシート - その1: 補助事業の実施体制 (A4・1枚)

プロジェクト名			
1 提案者	(提案者の構成員全員について、法人その他の団体の場合には法人名・団体名、個人の場合には氏名を記載してください。)		
2 補助を受ける者 (予定者)	(複数者による共同提案の場合、提案者と補助を受ける者が異なる場合に記入してください。 また、提案者以外の関係者も含めた実施体制を「様式3」に記載してください。)		
3 事務連絡先 (その1)	所 属		提案者の構成員において、平日(月～金)に確実に連絡がとれる連絡先を必ず2つ記入してください。 ・主たる連絡先を(その1)に記載してください。 ・所属欄は、法人名と部署名等を記載してください。 ・住所欄は、郵便番号と住所を記入してください。 ・E-mail アドレスの記載ミスにご注意ください。(全角半角にも注意)
	役 職 名		
	担 当 者 氏 名		
	住 所	(郵便番号) 〒 - (住 所)	
	電 話		
	F A X		
	E - m a i l		
事務連絡先 (その2)	所 属		
	役 職 名		
	担 当 者 氏 名		
	電 話		
	E - m a i l		
4 提案者の概要	<営業エリア> 法人その他団体にて提案する場合、営業エリアを記載してください。全国展開の場合は「全国」、地域を限定している場合には主として営業範囲としている「都道府県名」を記載してください。 <直近3年間の住宅の年間平均供給実績> ・年間平均 戸(うち、提案する省エネ性能の住宅 戸) ※複数者のグループでの応募の場合は、グループ全体の戸数を記載してください。 ※下記の欄にグループ構成員各者の実績を記載してください。 <グループ構成員の概要> ※グループとしての提案の場合に記載 提案者グループの構成員の全員について、名称、役割を記載してください。 構成員が住宅供給者の場合については、それぞれの過去3年間の住宅の供給実績を記載してください(別添可)。		

(注1) □の部分は、■により項目を選択してください。

(様式2-2・住宅B)

フェイスシート - その2：提案概要 (A4・2枚)

プロジェクト名				
5 補助事業期間	2025年度 ～ 年度 (原則として3年以内)			
6 事業費	事業費(総額) ^{注3} 百万円 補助金の額(総額) ^{注3} 百万円 (補助対象1戸あたり 万円) ※複数の事業種別を提案する場合には、全ての事業の合計を記載してください			
7 他の補助金の有無	☐ なし ☐ あり (☐ 交付決定済み ☐ 申請中又は申請予定) 「あり」の場合、「別紙1」に区分け等を記載してください。			
8 許認可等の有無	☐ なし ☐ あり (許認可等の名称及び取得予定時期を記載願います)			
9 事業の対象となる住宅の概要 プロジェクト全体として記載してください。 提案する事業の種類に応じて、建築概要を別紙2～4に記載してください。	区分	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年：(西暦) 年)		
	名称・所在地	名称： 住所：		
	規模・用途	提案件数： 棟 (戸) 提案住宅の省エネ仕様： ☐ 1種類 ☐ 複数 (種類) 延べ面積： m ² 建物用途 (該当するものを選択してください) ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()		
	設計者・施工者	設計者： 施工者：		
	工期	着工：(西暦) 年 月 竣工：(西暦) 年 月		
	事業要件の確認	新築	①土砂災害特別警戒区域に該当しない	☐ はい
			②災害危険区域に該当しない	☐ はい
			③都市再生特別措置法第88条第3項の勧告に従わなかった旨の公表がされていない	☐ はい
			④市街化調整区域であって土砂災害計画区域又は浸水想定区域に該当する区域に該当しない	☐ はい
		新築・改修	③構造安全性の確認が必要となる	☐ 理解した
			新築の場合は建築物全体の工期を記載 (改修等の場合は当該工事について記載)	

フェイスシート ― その２：提案概要（Ａ４）

10 提案の概要	A. プロジェクトのアピールポイント要 ① ② ・ ・ 簡条書きで簡潔に記載してください
	B. 提案する省CO₂対策の内容等の特徴 ① ② ・ ・ 簡条書きで簡潔に記載してください
	C. 対応する優先課題（該当するものを選択してください） ☐課題１ 街区や複数建築物におけるエネルギー融通、まちづくりとしての取り組み ☐課題２ 省CO₂の実現とともに健康性・快適性等の向上を図る先導的な取り組み ☐課題３ 非常時のエネルギー自立と省CO₂の実現を両立する取り組み ☐課題４ 被災地において省CO₂の推進と復興に資する取り組み ☐課題５ 地方都市等での先導的な省CO₂技術の波及、普及につながる取り組み ☐課題６ ホールライフカーボンを算定し、CO₂排出量を低減させる取り組み ☐対応する優先課題は特になし

（注１）□の部分は、■により項目を選択してください。

（注２）４年を超える事業として提案する場合は、様式３に全体工程に関する説明を記載してください。

（注３）様式６（標準単価方式の場合は様式８）の該当欄の額と一致するように記載してください。
（複数年度に渡る場合は全年度の合計額）

(様式 2－2 別紙 1・住宅 B)

他の補助金を活用する場合の区分 (A 4・1 枚)

※他の補助金を活用する場合に提出

プロジェクト名	
	本先導事業以外に、提案事業について、現在、国・地方公共団体等から受け入れている補助金若しくは申請中、申請予定の補助金等がある場合、下記を記載してください。 ・制度名 ・申請状況（交付決定、申請中、申請予定の別） ・補助金額 ・本提案事業と区分 <注意事項> <u>※本事業の補助対象となる部分について、重複して他の補助金を活用することはできません。</u> <u>※他の補助金の対象となっている場合、又は申請を行っている若しくは申請を行う予定がある場合は、補助対象となる部分を明確に切り分けて申請する必要があります。</u>

※複数仕様の提案時に提出

[illegible]

(1種類の仕様のみを提案するプロジェクトの場合は提出不要です。)

(注3) 竣工年の欄は、既存建物を対象とする場合に、新築時の竣工年を西暦で記入してください。

(様式 2 - 2 別紙 3・住宅 B)

※該当する場合のみに提出

提案事業の対象となる住宅の概要 (マネジメント: A 4・1 枚)

プロジェクト名	
1 マネジメントシステム整備に関わる事業者	整備者: 実施者:
2 対象住宅の区分	☐ 新築提案と同じ住宅 ☐ 改修提案と同じ住宅 ☐ 新築又は改修の提案とは異なる住宅 (※下記に建築概要を記載のこと)

<対象となる住宅の概要: 新築又は改修の提案とは異なる住宅で実施する場合>

棟 1 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年: (西暦) 年)
	☐ 戸建住宅
	☐ その他 ()
	延べ面積: m ² (住宅 戸) 階 数: 地上 階/地下 階
棟 2 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年: (西暦) 年)
	☐ 戸建住宅
	☐ その他 ()
	延べ面積: m ² (住宅 戸) 階 数: 地上 階/地下 階
棟 3 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年: (西暦) 年)
	☐ 戸建住宅
	☐ その他 ()
	延べ面積: m ² (住宅 戸) 階 数: 地上 階/地下 階
棟 4 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年: (西暦) 年)
	☐ 戸建住宅
	☐ その他 ()
	延べ面積: m ² (住宅 戸) 階 数: 地上 階/地下 階
棟 5 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年: (西暦) 年)
	☐ 戸建住宅
	☐ その他 ()
	延べ面積: m ² (住宅 戸) 階 数: 地上 階/地下 階

(注 1) 提案する事業の種類に応じた様式を提出してください。(該当しない事業種別の様式は提出不要です。)

(注 2) □の部分は、■により項目を選択してください。

(注 3) 竣工年の欄は、既存建物を対象とする場合に、新築時の竣工年を西暦で記入してください。

(様式 2 - 2 別紙 4 ・ 住宅 B)

※該当する場合のみに提出

提案事業の対象となる住宅の概要 (技術の検証 : A 4 ・ 1 枚)

プロジェクト名	
1 技術の検証の実施者	実施者 :
2 対象住宅の区分	☐ 新築提案と同じ住宅 ☐ 改修提案と同じ住宅 ☐ 新築または改修の提案とは異なる住宅 (※下記に建築概要を記載のこと)

<対象となる住宅の概要 : 新築又は改修の提案とは異なる住宅で実施する場合>

棟 1 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年 : (西暦) 年)
	☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()
	延べ面積 : m ² (住宅 戸) 階 数 : 地上 階 / 地下 階
棟 2 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年 : (西暦) 年)
	☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()
	延べ面積 : m ² (住宅 戸) 階 数 : 地上 階 / 地下 階
棟 3 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年 : (西暦) 年)
	☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()
	延べ面積 : m ² (住宅 戸) 階 数 : 地上 階 / 地下 階
棟 4 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年 : (西暦) 年)
	☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()
	延べ面積 : m ² (住宅 戸) 階 数 : 地上 階 / 地下 階
棟 5 (名称)	☐ 新築 ☐ 既存 (竣工年 : (西暦) 年)
	☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()
	延べ面積 : m ² (住宅 戸) 階 数 : 地上 階 / 地下 階

(注 1) 提案する事業の種類に応じた様式を提出してください。(該当しない事業種別の様式は提出不要です。)

(注 2) □の部分、■により項目を選択してください。

(注 3) 竣工年の欄は、既存建物を対象とする場合に、新築時の竣工年を西暦で記入してください。

プロジェクトの全体概要 (A 4・最大 2 枚)

プロジェクト名	
〔プロジェクトの全体概要〕 プロジェクトの実施場所（地域）、住宅の規模や事業スケジュールを説明してください。 また、住宅の省CO₂対策の内容等について、住宅の全体像がわかるようにパース等の図を示し、図の中に、吹き出し等で省CO₂対策の内容、及び対応する優先課題との関係を記述してください。 <u>※建設場所が特定されていない提案の場合においても、様式 6（事業計画）に合致するように、各年度に実施する住宅数などを明示してください。</u> <u>※省エネルギー性能として、目標とする一次エネルギー消費量（BEI）、外皮性能（UA 値等）が決まっている場合は、目標値も記載してください。なお、BEI 算定に当たって、再生可能エネルギーを含めて算定する場合は 2 種類に分けて記載してください。前段は再生可能エネルギーを考慮せず含めない値、後段は再生可能エネルギーを考慮し含めた値として()内に記載してください。</u> ＜注意事項＞ <u>本様式に記載いただくパースや断面図などは、採択後に、プレス発表などの公表資料で使用する場合があります。本様式に記載する図表などは、プロジェクト概要がわかりやすい内容としてとりまとめていただくともに、公開資料等での使用を承諾いただける内容としてください。</u>	
〔プロジェクトの実施体制〕 ①グループでの提案の場合、グループの構成員、作業協力者について、名称、役割等を図示してください。特に、省エネ性能の高い住宅の波及・普及に向けた取組みとして、アピール点がある場合には図の中に明記してください。 ②単独での事業者での提案の場合、提案者のほかに、建築設計事務所、建設事業者、建材供給事業者、エネルギー事業者など、提案にあたっての作業協力者等がいる場合、各者の関係を記載してください。 ③なお、審査にあたり、ヒアリング審査を行うことがあります。ヒアリング時の出席者はこのプロジェクトの実施体制に記載される法人・団体等に限りますので、留意してください。	
〔本事業の実施によって期待される波及効果・普及効果〕 提案する省CO₂プロジェクトを実施することで期待される省CO₂技術等の波及効果・普及効果を示してください。	

審査基準に関する事項-1 導入する省CO₂対策の内容 (A4・最大2枚)

プロジェクト名	
①従来行ってきた対策の内容	■躯体（外皮） ■設備 ■その他 断熱性能レベル、導入する設備に分けて記入してください。
②今回導入する対策の内容	■躯体（外皮） ■設備 ■その他 今回新たに取り組む対策の内容について、上記①との関係が分かるように記入してください。
③省エネ性能の高い住宅の波及・普及に向けた取り組み内容	省エネ性能の高い住宅を、単独事業者またはグループとして普及するための仕組み（供給体制など）についてわかりやすく記載してください。また、今後取り組みを進めるための計画があれば記載ください。
④その他の特徴的な省CO ₂ への取り組み内容	上記以外に、住宅における・省CO₂対策を波及・普及する上で、特徴的な取り組みがある場合、取り組みの内容とアピールすべき点を、簡潔に記入してください。 例：・生涯にわたりCO₂をゼロないしマイナスにするLCCMの観点からの取り組み ・地域の気象・風土等を活用したパッシブ設計 ・他分野との連携によって省CO₂の取り組みを進める仕組み ・省資源対策や再生可能エネルギー利用 ・居住者の省CO₂意識の向上や省CO₂行動を誘発する取り組みや仕組み ・省CO₂型住宅や省エネ改修の普及促進を図る体制整備や仕組み ・街区・まちづくりとしての取り組み 等

(様式 4 - 2 ・ 住宅 B)

審査基準に関する事項－ 2 住宅の環境効率の評価結果等
～新築、新築を含むマネジメントシステムの整備～

(CASBEE 活用)

※CASBEE を活用しない場合は、住宅の環境効率と LCCO₂ の計算結果を別に作成してください。

CASBEE評価ツール	☐ CASBEE-戸建(新築) 2025年版 ☐ CASBEE-戸建(新築) 2021年SDGs対応版 ☐ 上記以外のCASBEE ()
CASBEE評価書作成者 (CASBEE評価員が作成した 場合)	登録番号： ー 氏名：

※ “CASBEE 評価にて LCCO₂ 計算を行わない場合” は、別に LCCO₂ の計算結果を作成してください。

(CASBEE 評価結果シートを貼付してください。別添可。)

- ※1 CASBEE 評価結果は、「BEE の数値」および「ライフサイクル CO₂ のグラフ中に表示される参照値に対する割合の数値 (%)」が読み取れるものを貼付してください。
- ※2 LCCO₂ 算出にあたって標準計算以外を行う場合は、別紙にその条件、算出結果を記載して添えてください。
- ※3 未確定の項目を仮定して計算する場合、別紙に前提とした条件を記載して添えてください。

(様式 4 - 3 ・ 共通)

審査基準に関する事項－ 3 省 CO₂ 効果に関する説明

(最大 A 4 ・ 2 枚)

プロジェクト名		
事業全体の 省 CO ₂ 効果	CO ₂ 排出量 (比較対象 : a) ton-CO ₂ /年	CO ₂ 排出量 (提案事業 : b) ton-CO ₂ /年
	CO ₂ 排出削減量 (c = a - b) ton-CO ₂ /年	CO ₂ 排出削減率 (c ÷ a × 100) %

■先導的技術に関する省 CO₂ 効果と費用対効果

提案プロジェクトの先導的な技術について、省 CO₂ 効果 (又は省エネルギー効果) と費用対効果を記載してください。

費用対効果を算出するにあたっては比較対象となるものを明示し記載してください。

先導的技術として提案しているものが複数ある場合は、主なものについてそれぞれ記載してください。

また、CO₂ 排出量を計算した根拠 (排出係数など) を記載してください。

(様式 4-4・共通)

審査基準に関する事項ー 4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴 (課題 1)

(A 4・最大 1 枚)

プロジェクト名	
■課題 1 : 街区や複数建築物におけるエネルギー融通、まちづくりとしての取り組み 1) 街区、複数建築物における取り組み概要 (対象範囲、関係者) 2) 取り組みを実現する設備と運用方法 3) 提案事業の先導性 (既往事例・類似事例と比べた当該事業の技術的先進・先端性、導入技術の波及性・普及性)	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

(様式 4-4・共通)

審査基準に関する事項ー 4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴 (課題 2)

(A 4・最大 1 枚)

プロジェクト名	
■課題 2：省 CO₂の実現とともに健康性・快適性等の向上を図る先導的な取り組み 1) 健康性・快適性・知的生産性の向上に関する先導的な取り組みの内容 (基本的な考え方、目標、建築計画・設備計画等における工夫など) 2) 先導的な取り組みの波及・普及に向けた取り組み (効果検証の予定の有無、検証方法・内容など) 3) その他特記事項 (関連するガイドラインとの関連など)	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

(様式 4-4・共通)

審査基準に関する事項ー 4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴 (課題 3)

(A 4・最大 1 枚)

プロジェクト名	
■課題 3 : 非常時のエネルギー自立と省CO₂の実現を両立する取り組み 1) 建物の機能維持に関わる基本的な考え方、目標 2) 目標を実現するための追加的設備 3) その他特記事項 (地方公共団体や地域における防災計画上の位置づけ、協定・連携など)	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

(様式 4-4・共通)

審査基準に関する事項ー 4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴 (課題 4)

(A 4・最大 1 枚)

プロジェクト名	
■課題 4：被災地において省CO₂の推進と復興に資する取り組み 1) 当該地域の復興に資するアピール点 2) 当該地域を含む他のプロジェクトへの省CO₂の波及、普及に関するアピール点 3) その他特記事項 (当該地域の復興計画等との関わり、位置づけ等)	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

(様式 4-4・共通)

審査基準に関する事項－ 4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴（課題 5）

(A 4・最大 1 枚)

プロジェクト名	
■課題 5：地方都市等での先導的省 CO₂技術の波及、普及につながる取り組み 1) 当該地域における他のプロジェクトを含めた省 CO₂技術の波及、普及に関するアピール点 2) その他特記事項（当該地域の上位計画等との関わり、位置づけ等）	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

審査基準に関する事項ー 4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴 (課題 6)

(A 4・最大 1 枚)

プロジェクト名	
■課題 6：ホールライフカーボンを算定し、CO₂排出量を低減させる取り組み 1) 算定使用計算ツール ホールライフカーボンの算定に当たっては、建築物ライフサイクルカーボンの枠組み (WBCSD,2021) でのアップフロントカーボン<A1~A5>、使用段階 (資材関連) <B1~B5>、オペレーショナルカーボン<B6,B7>、解体段階<C1~C4>の 4 つの区分に分けた形で WLC を算定すること。 算定に使用した計算ツールを下記より選択し「■」を記してください。 ☐ J-CAT (建築物ホールライフカーボン算定ツール) (IBECs) ☐ アップフロントカーボン算定ソフト (標準) 計算法 (不動産協会) ☐ 建築物の LCA ツール (日本建築学会) ☐ One Click LCA (One Click LCA 社) ☐ その他 (使用ツール名: _____) 2) CO₂排出量を低減させる具体的な取り組みと、その取り組みの波及・普及に関するアピール点 3) その他特記事項 4) ホールライフカーボン算定結果 次ページ以降に算定結果を貼付してください。	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

(様式 5・共通)

エネルギー使用量の計測及びCO₂排出削減効果実証に関する計画書

(A 4・1 枚)

プロジェクト名			
エネルギー 使用量の計測 (建物全体)	計測期間	(西暦) 年 月 ~ (西暦) 年 月	
	計測対象 ^{注1}	☐ 電力 ☐ 都市ガス ☐ LPガス ☐ その他 ()	
	計測方法 ^{注1}	☐ 計測機器 (BEMS 等) ☐ 領収書等 ☐ その他 ()	
	計測周期 ^{注1}	☐ 月別 ☐ 日別 ☐ 時刻別	
CO ₂ 排出削減 効果の実証 ^{注2 注3} (先導的な 省CO ₂ 技術)	提案する技術(1)	先導的な省CO ₂ 技術名を記載してください。	
	比較基準 ^{注4}	効果算出のための比較対象技術を記載してください。	
	効果算出の 考え方	CO ₂ 排出削減効果を算出するための考え方を具体的に記載してください。(例、提案する先導的な省CO ₂ 技術(技術名)を年間運用した場合の実測データを収集し、そのデータに基づき比較基準(技術名)で運用した場合の想定データを比較して、CO ₂ 削減効果を算出する、等)	
	効果算出 方法	1) 先導的な省CO ₂ 技術 ①実測するデータ項目 効果算出に必要なデータ項目を記載してください。 ②データ収集方法、周期及び期間 ①の実測するデータ項目の計測方法、計測周期と期間を記載してください 2) 比較基準(比較対象技術) ①想定データ項目 先導的な省CO ₂ 技術の実測したデータ項目に相当する比較基準の想定データ項目を記載してください 3) 効果算出方法 先導的な省CO ₂ 技術と比較基準から得られる効果算出方法を具体的に記載してください。	

注1: 該当する項目を■で選択してください。

注2: 提案する先導的な省CO₂技術は、様式4-3に記載した技術を記載してください。

注3: 記入欄が不足する場合は、適宜、コピーして使用してください。

注4: 比較基準は、様式4-3で記載した比較対象を記載してください。

事業計画 (A 4・1 枚)

※次頁の「記入上の注意事項」を確認し、補助金の限度額等に注意して、記載してください。

(単位：千円)

プロジェクト名					
実施年度 (西暦)	2025 年度	2026 年度	2027 年度		総額
(1) 設計費 A					
(うち補助対象) a					
(補助金の額) ① = $a/2$					
(2) 建設工事費 B					
(うち補助対象) b					
(補助金の額) ② = $b/2$					
(3) マネジメント システム費 C					
(うち補助対象) c					
(補助金の額) ③ = $c/2$					
(4) 技術の検証費 D					
(うち補助対象) d					
(補助金の額) ④ = $d/2$					
(5) 小計 E = $A+B+C+D$					
(うち補助対象の 小計) e = $a+b+c+d$					
(補助金の額の 小計) ⑤ = ①+②+ ③+④					
(6) 附帯事務費 ⑥ = ⑤× 2.2%以内					
(7) 補助金の額 ⑦ = ⑤+⑥					
(8) 補助金の額 (合計) ⑧					

<事業計画（様式6）の記入上の注意事項>

- (注1) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。
- (注2) 複数種類の事業を提案する場合、全ての種類の事業について記載してください。
- (注3) 消費税の額を除いた額として記載してください。
- (注4) 各項目の「うち補助対象」の欄は提案する先導的な省CO₂技術に関する工事費の合計で、様式7-1～7-3の該当欄と一致するように注意してください。
- (注5) 表中の金額は千円単位として記入してください。
また、「補助金の額」の計上にあたっては、各年度、各項目で千円未満切り捨てとして算定し、金額を記載してください。
- (注6) 全ての事業において、補助金の総額は3億円が限度額となります。
『(8)補助金の額(合計)(⑧)』について、総額の欄は、下記のいずれか低い額を記載してください。
・『3億円』、『(7)補助金の額(⑦)』
また、『(7)補助金の額(⑦)』が限度額を上回る場合は、限度額の範囲内で年度別の『(8)補助金の額(合計)』を計上してください。
- (注7) 次年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助金の額が交付できない場合がありますので留意してください。
- (注8) 附帯事務費は、採択後の補助金交付の手続きにおいて、附帯事務費として申請し、認められた経費について、領収書等での支払いを証明していただくことで支払われるものです。
- (注9) 設計費について補助金を申請する場合、申請する費用の説明を「様式7-4」に記載してください。
なお、設計費において、通常の実施設計費等は補助の対象となりません。
- (注10) 様式2-2・住宅Bの事業要件の確認の④かつ⑤に該当する場合は、補助額が半額となりますので、上記(注6)で算定された限度額に対して1/2とした額を計上してください。

(様式 7-1・住宅 B)

補助対象となる部分の経費の内訳（新築・改修）（A 4・1 枚）

（単位：千円）

プロジェクト名					
	補助対象部分の経費の内訳				
実施年度（西暦）	2025 年度	2026 年度	2027 年度		総額
(1) 設計費（補助対象部分）					
〇〇費					
××費					
合計(a)					
(2) 建設工事費（補助対象部分）					
先導的提案 1 〇〇〇に関する工事費					
設備費					
工事費					
先導的提案 2 ×××に関する工事費					
設備費					
工事費					
合計(b)					

（注 1）経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

（注 2）積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか明らかとなるように記載してください。

（注 3）記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象費用の額です（様式 6 の a, b の内訳です）。

（注 4）事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

（注 5）消費税の額を除いた額で記載してください。

（注 6）環境効率の表示に係る費用は、それぞれ「申請のための費用」と「表示のための費用」に分けて、「(1) 設計費」の欄に記載してください。

（注 7）複数戸の住宅を提案する場合、申請する補助対象費用の各項目において、「対象とする戸数」及び「1 戸あたりの費用」がわかるように明示してください。

(様式 7-2・住宅 B)

補助対象となる部分の経費の内訳 (マネジメント) (A 4・1 枚)

(単位: 千円)

プロジェクト名	補助対象部分の経費の内訳				
実施年度 (西暦)	2025 年度	2026 年度	2027 年度		総額
(3) マネジメントシステム (補助対象部分)					
先導的提案 3000 に関する工事費					
システム整備費					
設備費					
工事費					
直接経費					
委託費					
0000					
0000					
0000					
合計 (c)					

(注 1) 経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

(注 2) 積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか、別表 1 のどのような費目が必要となるのか明らかとなるように記載してください。

(注 3) 記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象額です (様式 6 の c の内訳です)

(注 4) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

(注 5) 消費税の額を除いた額で記載してください。

(注 6) 「直接経費」を申請する場合、経費の内容を「様式 7-4」に記載して提出してください。

(注 7) 複数戸の住宅を提案する場合、申請する補助対象費用の各項目において、「対象とする戸数」及び「1 戸あたりの費用」がわかるように明示してください。

(様式 7-3・住宅 B)

補助対象となる部分の経費の内訳 (技術の検証) (A 4・1 枚)

(単位: 千円)

プロジェクト名	補助対象部分の経費の内訳				
実施年度 (西暦)	2025 年度	2026 年度	2027 年度		総額
(4) 技術の検証費 (補助対象部分)					
先導的提案 4 × × × に関する工事費					
施設の整備費 (対象となる場合)					
施設整備費の合計					
工事費					
直接経費					
委託費					
〇〇〇〇					
〇〇〇〇					
〇〇〇〇					
合計 (d)					

(注 1) 経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

(注 2) 積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか、別表 1 のどのような費目が必要となるのか明らかとなるように記載してください。

(注 3) 記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象額です (様式 5 の d の内訳です)

(注 4) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

(注 5) 消費税の額を除いた額で記載してください。

(注 6) 施設の整備費について、補助対象となる費用は、実験・検証の期間 (展示の期間を含む) 中の原価償却に要する費用として下式で計算してください。

対象となる費用 = 施設の整備費 × 0.9 × 実験・検証期間の年数 ÷ 7

(注 7) 「直接経費」を申請する場合、経費の内容を「様式 7-4」に記載して提出してください。

(注 8) 複数戸の住宅を提案する場合、申請する補助対象費用の各項目において、「対象とする戸数」及び「1 戸あたりの費用」がわかるように明示してください。

(様式 7-4・共通)

補助対象となる部分の経費の内訳（設計費、直接経費）（A 4・1 枚）

※様式 7-1 において「設計費」、様式 7-2 及び様式 7-3 において「直接経費」を申請する場合、それぞれの内容を記載して提出してください。

※様式 7-1 の「設計費」として、省CO₂設計に関する設計費を申請する場合は、内容に加えて、当該費用が必要となる理由も明記してください。

※該当する費用を申請しない場合は、本様式の提出は不要です。

プロジェクト名	
様式 7-1 設計費の内容	
様式 7-2 マネジメント における 直接経費の内容	
様式 7-3 技術の検証 における 直接経費の内容	